

下水道分野における
ウォーターPPP ガイドライン(案)

【資料編】

令和 6 年 10 月

国土交通省 水管理・国土保全局
上下水道審議官グループ

(このページは白紙です)

上下水道一体のウォーターPPP 契約書（例）及び 要求水準書（例）

■ はじめに

本資料は、ウォーターPPP（レベル 3.5）を実際に導入した地方公共団体の公募資料を基に作成したものである。

各地方公共団体が本資料を参考として活用する際に、本資料はあくまで一例であるという認識のもと、各地方公共団体の実情や対象施設・業務範囲等に合わせて精査、修正等を行い、また、必要に応じてリーガルチェック等を行った上で、想定する事業に合わせて最適化する必要がある。

本資料の前提条件等については、以下のとおりである。

■ 前提条件

- | | |
|--------|--|
| ✓ 管理者 | : 市 |
| ✓ 方式 | : 管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）更新支援型〔下水道〕 |
| ✓ 対象施設 | : 水道、下水道及び農業集落排水の分野横断型 <ul style="list-style-type: none">➤ 水道：配水場及び関連水道施設➤ 下水道：浄化センター（標準活性汚泥法）及び関連ポンプ場➤ 農業集落排水：農業集落排水処理施設（回分式活性汚泥法）及び関連ポンプ場 <p>（水道、下水道、農業集落排水いずれも、管路施設は対象外）</p> |
| ✓ 業務範囲 | : 維持管理、更新計画案作成、CM（設計、施工監理）等 |
| ✓ 事業期間 | : 10 年間 |
- ✓ 支払条件 : 委託費は以下の支払い方法による。（前払いは無し）
- 施設管理の委託費は毎月払い
（10 年間で 120 回払い）
 - 修繕費は年度毎の出来高精算払い
（運営期間で上限金額の設定あり）
 - 施設更新費は年度毎の出来高精算払い〔水道施設のみ対象〕
（運営期間で上限金額の設定あり）
 - コンサルタント業務費は年度毎の出来高精算払い

■ 4 要件に関する留意事項

- ✓ ①長期契約（原則 10 年）、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェアに関連する箇所は、**マーカー（黄色）**を付している。

- ✓ 事業期間は「令和●年度～令和●年度」と示しているが、10年間が原則である。
(例：令和9年度からの開始であれば、「令和9年度～令和18年度」)
- ✓ 維持管理と更新の一体マネジメントについては、ストックマネジメント計画策定業務に
マーカー（黄色）を付しているが、これは便宜的なものであり、必ずしもストックマネジメント計画策定業務そのものが更新計画案作成業務ではないことに注意すること。

■ その他留意事項

- ✓ 本資料を参考として活用し、ウォーターPPP（レベル 3.5）を導入しようとする各地方公共団体において、特にリスク分担の適切な条件を考える必要がある箇所には、マーカー（青色）を付している。
- ✓ 要求水準書（例）に記載されている、別紙-1 甲と乙のリスク・責任等の負担、別紙-2 コンサルタント業務における参考図書、別紙-3 甲と乙における緊急事態に関する基本負担については、情報セキュリティ上の配慮等から、詳細は省略している。

●市上下水道施設管理等包括業務委託

契約書（例）

令和●年●月

●市

(このページは白紙です)

業 務 委 託 契 約 書 (例)

- 1 業 務 名 令和●年度～令和●年度 ●市上下水道施設管理等包括業務委託
- 2 履 行 期 間 令和●年●月●日から令和●年●月●日まで
- 3 履 行 場 所 ●市全域（水道施設、公共下水道施設、農業集落排水施設の設置場所）
- 4 業 務 委 託 料 ￥ ●－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ●－
- 5 契 約 保 証 金 免除
- 6 支 払 条 件 前金払：無（施設管理経費、修繕費、コンサルタント業務費とも）
部分払：施設管理経費—120 回以内（1 回当たりの支払額は、別記 1 内訳書
に示す金額以内）
修繕費及び施設更新費—竣工検査後、別記 1 事業期間内の支払限度
額を事業年度毎の出来高精算として支払う
コンサルタント業務費—完了検査後、別記 1 事業期間内の支払限度
額を事業年度毎の出来高精算として支払う

上記業務について、委託者 ●市と受託者（●共同企業体）は、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

委託者 住 所
氏 名

印

受託者
代表者 住 所
氏 名

印

構成員 住 所
氏 名

印

構成員 住 所
氏 名

印

目 次

第 1 章 総則

第 1 条 (用語の定義)	1
第 2 条 (言語)	3
第 3 条 (通貨)	3
第 4 条 (計量単位)	3
第 5 条 (期間の計算)	3
第 6 条 (時刻)	3
第 7 条 (準拠法)	3
第 8 条 (責任負担)	3
第 9 条 (指示等)	3
第 10 条 (業務の手段)	3
第 11 条 (秘密の保持)	4
第 12 条 (書面主義)	4
第 13 条 (履行の保証)	4
第 14 条 (契約の譲渡等)	5
第 15 条 (著作物の使用等)	5
第 16 条 (特許権等の使用)	5
第 17 条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	5

第 2 章 業務の実施

第 1 節 総則

第 18 条 (本委託の概要)	6
第 19 条 (事業期間)	6
第 20 条 (法令の遵守等)	7
第 21 条 (事業の実施体制等)	7
第 22 条 (監理責任者)	7
第 23 条 (業務遂行責任者)	7
第 24 条 (業務主任技術者)	8
第 25 条 (電気主任技術者の選任等)	8
第 26 条 (事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用)	9
第 27 条 (事業開始に伴う業務引継ぎ等)	9
第 28 条 (ユーティリティー等の調達)	9
第 29 条 (再委託)	9
第 30 条 (許認可)	10

第 2 節 事業実施計画

第 31 条 (事業実施計画書の策定)	1 0
第 32 条 (5 箇年事業実施計画書)	1 0
第 33 条 (年間事業実施計画書)	1 0
第 34 条 (5 箇年修繕計画書)	1 1
第 35 条 (年間修繕計画書)	1 1
第 36 条 (緊急時対応計画書)	1 1
第 37 条 (事業実施計画書の修正)	1 2
第 3 節 業務の実施	
第 38 条 (施設更新等の請求)	1 2
第 39 条 (施設改良等)	1 2
第 40 条 (乙の改善提案)	1 3
第 41 条 (要求水準書の変更等)	1 3
第 42 条 (要求水準書の変更に伴う措置)	1 3
第 43 条 (水質等の保証)	1 3
第 4 節 緊急事態 (災害・事故その他不可抗力) 発生時の対応	
第 44 条 (対応の基本)	1 4
第 45 条 (水質異常時の対応)	1 4
第 46 条 (異常水量への対応)	1 4
第 47 条 (協働の措置)	1 4
第 48 条 (臨機の措置)	1 5
第 49 条 (災害・事故発生時の指揮系統)	1 5
第 50 条 (災害・事故発生時の費用負担)	1 5
第 5 節 モニタリング	
第 51 条 (業務日報の作成)	1 6
第 52 条 (業務の報告)	1 6
第 53 条 (実施状況の確認)	1 6
第 54 条 (日常の確認)	1 6
第 55 条 (定期的確認)	1 6
第 56 条 (随時の確認)	1 6
第 57 条 (中間総合評価の実施)	1 6
第 6 節 要求水準の未達等に対する措置	
第 58 条 (改善通告)	1 7
第 59 条 (改善計画書の変更)	1 7
第 60 条 (委託料の支払停止)	1 7
第 61 条 (委託料の減額)	1 8
第 62 条 (業務遂行責任者等に対する措置請求)	1 8
第 63 条 (監理責任者に対する措置請求)	1 8
第 7 節 委託料等	

第 64 条（委託料の額）	1 8
第 65 条（支払の手続き）	1 9
第 66 条（物価の変動に基づく委託料の額の変更）	1 9
第 67 条（処理状態や調達管理の変動等による委託料の額の調整）	1 9

第 3 章 リスク分担

第 1 節 一般事項

第 68 条（水質と水量）	2 1
第 69 条（水量の上限）	2 1
第 70 条（所有権）	2 1
第 71 条（保険）	2 1
第 72 条（一般的損害）	2 1
第 73 条（第三者に及ぼした損害）	2 1
第 74 条（遅延損害金）	2 2

第 2 節 法令変更

第 75 条（法令変更に伴う通知の付与及び協議）	2 2
第 76 条（法令変更に伴う増加費用又は損害の負担）	2 2

第 3 節 不可抗力

第 77 条（不可抗力に伴う通知の付与及び契約内容の変更）	2 3
第 78 条（不可抗力による委託料の支払）	2 3

第 4 章 契約の終了

第 1 節 契約の解除

第 79 条（甲による契約の解除）	2 4
第 80 条（乙による契約の解除）	2 4
第 81 条（法令変更による契約の解除）	2 5
第 82 条（不可抗力による契約の解除）	2 5
第 83 条（談合等不正行為に対する違約金等）	2 5

第 2 節 契約終了時の措置

第 84 条（事業期間満了に伴う業務引継ぎ等）	2 6
第 85 条（契約解除に伴う業務引継ぎ等）	2 6
第 86 条（契約終了時の既存施設等の確認）	2 7
第 87 条（改良施設の撤去等）	2 7
第 88 条（所有権の移転）	2 7

第 5 章 補 則

第 89 条（個人情報の取扱い）	2 8
------------------	-----

第 90 条（解釈）	2 8
第 91 条（契約の変更）	2 8
第 92 条（公租公課の負担）	2 8
第 93 条（管轄裁判所）	2 8
第 94 条（契約書に定めのない事項及び解釈の疑義）	2 8

別記 1（委託料支払い表）

第1章 総 則

(用語の定義)

第 1 条 本契約書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「甲」とは、委託者である●市をいう。
- 2 「乙」とは、受託者をいう。
- 3 「本業務」とは、甲と乙が契約締結する令和●年度～令和●年度【●市上下水道施設管理等包括業務委託】において甲が乙に委託する業務をいい、その内容は要求水準書に記載する。
- 4 「要求水準書」とは、本業務における要求水準書（要求水準書が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）をいう。
- 5 「要求水準」とは、本契約書、要求水準書及び提案書類、その他関係書類（以下「本契約書類」という。）に基づき定められている本業務の実施において甲及び乙が充足すべき水準をいう。
- 6 「要求水準の未達」とは、要求水準から逸脱し、その水準に達していないことをいう。
- 7 「本件施設」とは、要求水準書に示す●配水場及び関連水道施設、●浄化センター及び関連ポンプ場並びに●地区農業集落排水処理施設及び関連ポンプ場をいう。
- 8 「水道施設」とは、要求水準書に示す●配水場及び関連水道施設をいう。
- 9 「下水道施設」とは、要求水準書に示す●浄化センター及び関連ポンプ場並びに●地区農業集落排水処理施設及び関連ポンプ場をいう。
- 10 「既存施設等」とは、本件施設及び附属設備並びに本件施設内の甲の所有に係る消耗品・備品、図書その他の物品等を含む総称をいう。
- 11 「事業期間」とは、乙が本契約に基づき、本業務を実施する期間（令和●年度～令和●年度）をいう。
- 12 「第Ⅰ期事業期間」とは、事業期間のうち、令和●年度～令和●年度までをいう。
- 13 「第Ⅱ期事業期間」とは、事業期間のうち、令和●年度～令和●年度までをいう。
- 14 「事業年度」とは、事業期間中における●月●日から翌年●月●日までの期間をいう。
- 15 「契約締結日」とは、本契約について甲と乙が合意し、本契約書に甲乙が記名押印した日をいう。
- 16 「移行期間」とは、契約締結日の翌日から令和●年●月●日午前8時30分までの期間をいう。
- 17 「事業開始日」とは、移行期間終了日「令和●年●月●日」をいう。
- 18 「1日」とは、午前●時●分から翌日の午前●時●分までをいう。
- 19 「委託料」とは、本業務の対価として、甲が乙に支払う金銭をいい、本契約書第64条第1項に記載の額をいう。
- 20 「修繕」とは、老朽化した施設又は故障若しくは損傷した施設を対象として、対象施設の機能を維持するために行う工事その他の行為（ただし、更新を伴わないものとする。）をいう。

- 21 「改築」とは、更新、長寿命化対策の総称をいう。
- 22 「更新」とは、所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、本件施設の当該設備の全部を取り換えることをいう。
- 23 「長寿命化」とは、所定の耐用年数を延伸することを目的として、設備の一部を活かしながら、当該設備を部分的に新しくすることをいう。
- 24 「事業実施計画書」とは、第Ⅰ期及び第Ⅱ期5箇年事業実施計画書、年間事業実施計画書、第Ⅰ期及び第Ⅱ期5箇年修繕計画書、年間修繕計画書、緊急時対応計画書をいう。
- 25 「第Ⅰ期5箇年事業実施計画書」とは、第Ⅰ期事業期間における事業実施計画をいう。
- 26 「第Ⅱ期5箇年事業実施計画書」とは、第Ⅱ期事業期間における事業実施計画をいう。
- 27 「年間事業実施計画書」とは、各事業年度における事業実施計画をいう。
- 28 「第Ⅰ期5箇年修繕計画書」とは、第Ⅰ期事業期間における定期修繕計画をいう。
- 29 「第Ⅱ期5箇年修繕計画書」とは、第Ⅱ期事業期間における定期修繕計画をいう。
- 30 「年間修繕計画書」とは、各事業年度における定期修繕計画をいう。
- 31 「緊急時対応計画書」とは、事業期間を通じて緊急事態が生じた場合の対応の原則、方法、手順などを定めた計画書をいう。
- 32 「不可抗力」とは、本契約の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、豪雨、暴風、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、疫病その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、テロ、放射能汚染、放火その他の人為的な現象のうち、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできないもので、甲又は乙によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。
- 33 「監理責任者」とは、本業務を監督する甲の責任者をいう。
- 34 「業務遂行責任者」とは、本業務を実施する上で管理をつかさどる乙の代理人をいう。
- 35 「著作物」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物、同法第10条第1項第9号に規定するプログラム及び同法第12条の2に規定するデータベースをいう。
- 36 「著作権」とは、著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。
- 37 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、商標権その他日本国の法令及び国際法に基づき保護される第三者の権利をいう。
- 38 「再改善計画書」とは、変更又は再提出した改善計画書をいう。
- 39 「県水」とは、●県企業局から送水される水道用水で、甲が確保し、乙が運転管理する受水をいう。
- 40 「配水水質」とは、受水した県水を処理し、給水区域に配水される水質をいう。
- 41 「配水量」とは、受水した県水を処理し、給水区域に配水される水量をいう。
- 42 「流入下水量」とは、下水道施設に流入する下水（污水）の量で、甲が確保し、乙が処理すべき量をいう。
- 43 「放流水質」とは、下水道施設に流入した下水（污水）を処理し、公共用水域に排水される処理水の水質をいう。
- 44 「みなし設置者」とは、主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（経済産業省 20210310 保

局第 1 号)に定義されるみなし設置者をいう。

45 「開所日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く日をいう。

（言語）

第 2 条 本業務の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とするものとする。

（通貨）

第 3 条 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とするものとする。

（計量単位）

第 4 条 本業務の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、特に定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

（期間の計算）

第 5 条 本契約における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

（時刻）

第 6 条 本業務の履行に関して甲乙間で用いる時刻は日本標準時とするものとする。

（準拠法）

第 7 条 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

（責任負担）

第 8 条 本業務に伴う水道法（昭和 32 年法律第 177 号）及び下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）上の管理責任は、甲が負うものとする。

2 その他の甲乙の基本的な責任負担は要求水準書に定めるものとする。

（指示等）

第 9 条 甲は、水道法及び下水道法上の管理責任を果たすため必要と認めたときは、本業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合、乙は、当該指示に従い本業務を行わなければならない。

（業務の手段等）

第 10 条 乙は、特に定めがある場合又は前条の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、本業務の実施に必要な一切の手段等を乙の責任において定めるものとする。

(秘密保持義務)

第11条 甲及び乙は、本契約に関連して相手方から秘密情報として知り得た情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、本契約の履行以外の目的で秘密情報を使用してはならず、本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前承諾なしに第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 相手方から開示を受けた際、既に自ら所有していたことを立証しうるもの。
- (2) 相手方から開示を受けた際、既に公知又は公用であったもの。
- (3) 相手方から開示を受けた後に、自己の責によらず公知又は公用になったもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく合法的に取得したものの。
- (5) 法令又は司法機関若しくは行政機関の命令により開示することが義務付けられたもの。ただし、開示にあたっては相手方へ事前に通知し、かつ最小限の開示内容にするよう努めること。
- (6) 相手方から開示された機密情報によることなく開発、創造したもの。
- (7) 相手方が、第三者に開示することを書面により承諾したもの。

2 前項の規定は、事業期間終了後においても、なお5年間効力を有するものとする。

(書面主義)

第12条 本業務における指示、請求、通知、報告、申出、承諾、承認、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、本契約その他の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(履行の保証)

第13条 乙は、契約締結と同時に、甲に履行保証金を納付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、履行保証金の納付を免除するものとする。

- (1) 契約による債務の不履行により生ずる甲の損害を付保するため、甲を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。この場合、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託すること。
 - (2) 契約による債務の不履行により生ずる甲への損害金の支払いを保証する銀行の保証を取り付けたとき。この場合、保証契約の締結後、直ちにその保証証券を甲に寄託すること。
- 2 前項の履行保証金の額は、業務委託料の10分の●以上としなければならない。
 - 3 委託料の変更があった場合には、履行保証金の額が変更後の業務委託料の10分の●に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

- 4 ●市契約事務規則第●条の規定に該当するときは、履行保証金を免除することができるものとする。

(契約の譲渡等)

第14条 乙は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の事前の承諾がある場合は、この限りでない。

- 2 乙は、既存施設等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(著作物の使用等)

第15条 甲は、乙が本業務の実施に当たって使用する著作物について、乙が承諾した場合には、当該著作物を利用することができる。この場合、著作物の使用に際し、著作権使用料の支払いは免除されるものとする。

(特許権等の使用)

第16条 乙は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、特許権等の対象物である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、その使用に関して要した費用の負担については、甲乙協議して決めるものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第17条 乙は、本件施設が上下水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 甲は、本業務が、民間の経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、上下水道事業を効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第2章 業務の実施

第1節 総則

(本委託の概要)

第18条 乙は、本件施設について、事業期間中の運転及び維持管理等を行うものとする。

- 2 乙は、事業実施計画書等に従って本業務を遂行しなければならない。
- 3 本業務の範囲は次に掲げるものとし、各業務の詳細については要求水準書等で定めるものとする。

(1) 運転管理業務

- ・運転業務
- ・水質管理業務
- ・調達管理業務
- ・文書管理業務
- ・保安全管理業務
- ・上下水道事業PRの補助業務
- ・休日夜間電話対応業務

(2) 保守管理業務

- ・保守点検業務
- ・衛生管理業務

(3) 修繕業務

- ・定期修繕
- ・突発修繕

(4) 廃棄物管理業務

(5) コンサルタント業務

- ・各種計画等の改定業務
- ・各種計画等の策定業務
- ・耐震診断業務
- ・改築工事実施設計業務
- ・改築工事施工監理業務

(6) 緊急対応業務

(事業期間)

第19条 事業期間は、令和●年●月●日の午前●時●分から令和●年●月●日の午前●時●分までとする。ただし、移行期間については、乙は本件施設の運転管理及び維持管理の一部を実施するものとする。

- 2 移行期間における具体的な業務の実施方法等については、要求水準書に定めるものとする。

(法令の遵守等)

第20条 乙は、本業務に係る関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意を以って、本業務を実施しなければならない。

(事業の実施体制等)

第21条 本業務における実施体制は次のとおりとする。

- (1) 乙が本業務を実施する本件施設の運転管理及び維持管理は、通年24時間連続とし、要求水準を確保できる体制を確立するものとする。
- (2) 甲は、本業務を監督する監理責任者を置くものとする。
- (3) 乙は、本業務遂行上の管理を掌る業務遂行責任者を置き、本業務の履行に必要な従事者等を置くものとする。
- (4) 乙は、本業務の履行に必要な従事者等の中から、現場管理を掌る業務主任技術者を専任するものとする。
- (5) 乙は、コンサルタント業務の実施に際しては、要求水準書に基づき管理技術者、照査技術者及び担当技術者を置くものとする。

(監理責任者)

第22条 甲は、前条第1項(2)号に基づき監理責任者を置いたときは、その氏名を乙に通知するものとする。また、監理責任者を変更したときも同様とする。

2 監理責任者は、本契約書の他の条項に定めるもの及び本契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監理責任者に委任したもののほか、次に掲げる権限を有するものとする。

- (1) 甲の水道法及び下水道法の責任を果たす上で必要な乙又は乙の業務主任技術者に対する業務に関する指示。
- (2) 契約書、要求水準書、その他関係書類の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答。
- (3) 本業務の履行に関する乙又は乙の業務遂行責任者との協議。
- (4) 本業務の進捗の確認、照合その他契約の履行状況の調査及び改善通告。
- (5) モニタリングの実施及び通知。

3 本契約に定める書面の提出は、監理責任者を經由して行うものとする。この場合においては、監理責任者に到達した日をもって、甲に到達したものとみなす。

(業務遂行責任者)

第23条 乙は、第21条第1項(3)号に基づき業務遂行責任者を置いたときは、その氏名その他必要な事項を甲に通知するものとする。業務遂行責任者を変更したときも同様とする。

2 業務遂行責任者は、本業務の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託料の変更、事業期間の変更、委託料の請求及び受理、第62条の請求の受理、第63条の請求、通知の受理並びに契約の解除に係わる権限を除き、本契約に基づく乙の一切の権限を行使することがで

きるものとする。

- 3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを業務遂行責任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 4 業務遂行責任者は、次条に規定する業務主任技術者を兼務することができるものとする。この場合、当該兼務する業務主任技術者は、次条第3項各号に掲げる当該資格を有していなければならない。

（業務主任技術者）

第24条 乙は、第21条第1項(4)号に基づき業務主任技術者を専任したときは、その氏名その他必要な事項を甲に通知するものとする。業務主任技術者を変更したときも同様とする。

- 2 業務主任技術者は、水道施設又は下水道施設の現場管理者としてそれぞれ1名を専任するものとする。
- 3 業務主任技術者は、次の各号に掲げる資格を有するものとする。
 - (1) 水道施設の業務主任技術者は、水道法第19条第3項の水道技術管理者の有資格者であること。
 - (2) 下水道施設の業務主任技術者は、下水道法第22条第2項の有資格者であること。

（電気主任技術者の選任等）

第25条 乙は、電気事業法第39条第1項の規定に基づき、経済産業省令で定める技術基準に適合するように自家用電気工作物を維持する義務を負い、維持及び管理の主体としてこれを行うものとする。

- 2 甲は、乙を電気事業法第43条第1項に定める事業用電気工作物を設置する者とみなし、乙は従事者等から要求水準書に定める電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督並びに保安のための監視、点検及び検査の管理に必要な電気主任技術者を選任し、所轄官庁に対する届け出を行うものとする。
- 3 電気主任技術者は、次の各号によりその職務を行うものとする。
 - (1) 前項の電気主任技術者は電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行うものとする。
 - (2) 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者の意見を尊重するものとする。
 - (3) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うものとする。
 - (4) 電気主任技術者として選任された者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務を誠実にを行うものとする。
- 3 電気主任技術者は、業務上重要な事項について、甲、乙各々に連絡、報告及び調整を行うものとする。ただし、緊急の場合においては、電気主任技術者は臨機の措置をとり、甲、乙各々に報告を行うものとする。

(事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用)

第26条 甲及び乙は、契約締結日の翌日から移行期間終了日までの間において、既存施設等の性状、規格、機能、数量等について、双方立会いの上、確認するものとする。この確認の方法等については、要求水準書に定めるものとする。なお、既存施設等の確認に係る費用は、各自これを負担するものとする。

2 乙は、本業務の実施を目的として、既存施設等を使用することができるものとする。

3 乙は、既存施設等について、善良なる管理者の注意を以って、これを使用し、又は保存し、若しくは管理しなければならない。

4 第1項による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、乙は甲に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。

5 乙は、前項に係わらず、事業開始日から1年以内に、既存施設等に重大な契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができるものとする。

(事業開始に伴う業務引継ぎ等)

第27条 甲又は甲の指定する者及び乙は、各自の負担により、契約締結日の翌日から事業開始日までに、本件施設の事業実施に必要な業務引継ぎ等が終了するよう努めるものとする。なお、業務引継ぎ等の内容等については、要求水準書に定めるものとする。

2 甲又は甲の指定する者は、乙が本件施設の事業実施に必要とする一切の書類、データ、本件施設の状況等（以下「本件施設の情報等」という。）を、乙に適切に開示するものとする。

3 前項のほか、甲又は甲の指定する者は、乙が本件施設の事業実施に必要とする教育・研修等への協力及び支援を行うものとする。

4 乙は、本件施設の事業実施上必要となる本件施設の情報等を十分に把握するとともに、教育・研修等を通じて、本件施設の習熟に努めるものとする。

5 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は第1項に規定する乙による業務引継ぎ等を行わないことができる。

(1) 業務引継ぎ等の必要がない事由を乙が書面で提出し、これを甲が認めたとき。

(2) 甲が、本件施設に関する乙による業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。

(ユーティリティー等の調達)

第28条 乙は、乙の責任と費用により、移行期間を除く事業期間中において、要求水準書に定める本業務の実施に必要となる電力、水道、薬品、ガスその他の燃料等を調達しなければならない。

2 乙は、乙の責任と費用により、移行期間を除く事業期間中において、要求水準書に定める本業務の実施に必要となる消耗品類、資機材、事務備品その他物品を調達しなければならない。

(再委託)

第29条 乙は、甲の承認を受けて、委託業務を第三者に再委託し又は請け負わせることができ

るものとする。ただし、委託業務の全部を再委託し又は請け負わせることはできないものとする。

(許認可)

第30条 本業務の実施に関し、国及び地方公共団体その他関係機関への届出、許認可等が必要となる場合は、乙は乙の責任と費用によりこれを行ない、甲に報告するものとする。この場合において、甲は、乙の請求により必要な協力を行なうものとする。

第2節 事業実施計画

(事業実施計画書の策定)

第31条 乙は、本業務の実施のため、本契約書及び要求水準書に基づき、次条から第37条までに定めるところにより、乙の責任と費用により、事業実施計画書を策定しなければならない。

(5 箇年事業実施計画書)

第32条 乙は、契約締結日の翌日から30 日以内に、本業務の実施に関する基本的な重要事項を定めた第Ⅰ期5 箇年事業実施計画書を策定し、甲と協議の上、事業開始日〔令和●年●月●日〕の30日前までに甲の承諾を得なければならない。

2 前項の第Ⅰ期5 箇年事業実施計画書は、事業開始日から第Ⅰ期事業期間の終了日〔令和●年●月●日〕までの期間を対象とする。

3 乙は、第Ⅰ期事業期間終了日より30 日前までに、本業務の実施に関する基本的な重要事項を定めた第Ⅱ期5 箇年事業実施計画書を策定し、甲と協議の上、第Ⅱ期事業開始日〔令和●年●月●日〕の前までに甲の承諾を得なければならない。

4 前項の第Ⅱ期5 箇年事業実施計画書は、第Ⅱ期事業開始日から事業期間の終了日〔令和●年●月●日〕までの期間を対象とする。

5 乙は、第Ⅰ期又は第Ⅱ期5 箇年事業実施計画書の内容等に変更が生じる場合、甲に変更の申し出を行うことができるものとする。ただし、当該変更が軽微な場合は、この限りではない。

6 甲は、前項の申し出を受けたときは、当該事業実施計画書の内容及び費用等の変更について、乙と協議するものとする。

(年間事業実施計画書)

第33条 乙は、当該事業年度の開始前までに、当該事業年度における具体的な業務実施の詳細を定めた年間事業実施計画書を策定し、甲の承諾を得なければならない。

2 年間事業実施計画書は、それぞれ、第Ⅰ期5 箇年事業実施計画書、第Ⅱ期5 箇年事業実施計画書に基づき策定するものとする。

3 事業開始年度〔令和●年度〕については、第1項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「第Ⅰ期5 箇年事業実施計画書の甲の承諾を受けた日の翌日から30 日以内までに」と読

み替え、本条を適用する。

- 4 第Ⅱ期事業開始年度〔令和●年度〕については、第1項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「第Ⅱ期5箇年事業実施計画書の甲の承諾を受けた日の翌日から30日以内までに」と読み替え、本条を適用する。

(5 箇年修繕計画書)

第34条 乙は、契約締結日の翌日から30日以内に、事業開始日から第Ⅰ期事業期間の終了日までの期間における定期修繕の予定を定めた第Ⅰ期5箇年修繕計画書を策定し、甲と協議の上、事業開始日の30日前までに、甲の承諾を得なければならない。

- 2 乙は、第Ⅰ期事業期間終了日より30日前までに、第Ⅱ期事業期間開始から事業期間の終了日までの期間における定期修繕の予定を定めた第Ⅱ期5箇年修繕計画書を策定し、甲と協議の上、第Ⅱ期事業開始日の前までに、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、アセットマネジメント又はストックマネジメントに係る計画等により、当該第Ⅰ期又は第Ⅱ期5箇年修繕計画書で予定する当該定期修繕の内容等に変更が生じる場合、乙は甲に変更の申し出を行うことができるものとする。ただし、当該変更が軽微な場合は、この限りではない。

4 甲は、前項の申し出を受け、承諾したときは、当該定期修繕の内容及び費用等の変更について、乙と協議するものとする。

(年間修繕計画書)

第35条 乙は、当該事業年度の開始前までに、当該事業年度における定期修繕内容の詳細を定めた年間修繕計画書を策定し、甲の承諾を得なければならない。

- 2 年間修繕計画書は、それぞれ、第Ⅰ期5箇年修繕計画書、第Ⅱ期5箇年修繕計画書に基づき策定するものとする。

3 事業開始年度〔令和●年度〕については、第1項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「第Ⅰ期5箇年修繕計画書の甲の承諾を受けた日の翌日から30日以内までに」と読み替え、本条を適用する。

4 第Ⅱ期事業開始年度〔令和●年度〕については、第1項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「第Ⅱ期5箇年修繕計画書の甲の承諾を受けた日の翌日から30日以内までに」と読み替え、本条を適用する。

5 乙は、事業期間において、突発的な機械・電気その他の設備故障、損傷等が発生したときは、甲の承諾を得て、速やかに復旧するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは復旧の後、甲に報告するものとする。

(緊急時対応計画書)

第36条 乙は、契約締結日の翌日から事業開始日の30日前までに、地震、停電、薬品の漏洩、機器の破損、異常増水、水質異常、その他の緊急事態が発生した場合におけるその対応

の原則、方針、手順等を定めた緊急時対応計画書を本契約、要求水準書、乙の提案等に基づき策定し、甲と協議の上、事業開始日前までに甲の承諾を得なければならない。

- 2 乙は、緊急事態の対応に対して万全を図るため、前項の緊急時対応計画書を必要に応じて適宜改訂するものとする。
- 3 乙は、前項の改訂を行ったときは、速やかに甲に届出て、その承諾を得るものとする。

(事業実施計画書の修正)

第37条 甲は、前5条に基づく事業実施計画書が不適當であると認める場合は、その事由を明らかにし、かつ、期日を指定した上で、乙に対し、その変更若しくは修正又は再提出を請求することができるものとする。

- 2 乙は、甲から前項の請求があったときは、当該事業実施計画書について変更若しくは修正又は再提出するものとする。
- 3 乙が期日までに、当該事業実施計画書の変更若しくは修正又は再提出をしなかった場合は、要求水準の未達として、第60条に定める措置を適用するものとする。
- 4 甲は正当な理由なくして、乙が提出した事業実施計画書に対する承諾を留保し、又は遅延してはならないものとする。

第3節 業務の実施

(施設更新等の請求)

第38条 本件施設の修繕により、その機能が維持できないとき又はその見込みがないとき、若しくは本件施設の修繕により、本件施設の機能を維持しようとするのが著しく非合理的であると認められるときは、乙は甲に対し、その旨を報告し、施設の更新・改築を請求することができるものとする。

- 2 前項の請求があったときは、甲は速やかに本件施設の現況を調査して、更新の是非を判断し、その内容を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、前項の判断をするにあたり、乙の業務遂行上及び安全衛生管理上の要請を十分に配慮するものとする。
- 4 第1項の請求があったにもかかわらず、社会通念上必要かつ相当な期間において、甲が必要な施設の更新・改築を行わなかったため、乙又は第三者に損害が生じた場合には、甲はその損害を負担する。ただし、乙に故意又は過失がある場合には、甲はその程度に応じて、乙に対し負うべき損害賠償を相殺し、又は第三者に対して行った損害賠償を、乙に求償することができるものとする。

(施設改良等)

第39条 本業務を効果的かつ効率的に実施するため、要求水準書に定めるところにより、乙は甲の承諾を得て、乙の責任と費用により、本件施設の一部について、必要な変更又は改良を行うことができるものとする。

- 2 前項の設備を設置するときは、乙は、必要最小限の範囲で本件施設に変更を加えることができるものとする。この場合において、乙は当該変更の内容について、事前に甲に通知し、その承諾を得なければならない。
- 3 第1項において、乙が本件施設に設置した設備の所有権は、乙に帰属するものとする。

(乙の改善提案)

第40条 乙は、本業務について、業務の水準を要求水準から低下させることなく、要求水準書に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。

- 2 前項の乙が提案できる範囲は、委託料の額の低減を伴うものとする。

(要求水準書の変更等)

第41条 甲は、自ら若しくは前条による乙の改善提案により、必要と認める場合は、乙に対して要求水準書の変更の検討を指示することができるものとし、乙は、当該指示の受理後14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて要求水準書を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、乙に通知しなければならない。

- 3 変更後の当該要求水準は、甲が乙に通知し、乙が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。

- 4 法令等の変更により、要求水準書の内容を変更する必要があるときは、第75条の定めに従うものとする。

(要求水準書の変更に伴う措置)

第42条 前条第2項により要求水準書を変更したときは、当該変更により、乙に増加費用又は損害（委託料の減額は除く）が生じたときは甲が負担し、乙が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて委託料を減額するものとする。

- 2 前項において、甲の負担する額又は乙の委託料の減額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙の委託料の減額については、委託料の額が低減すると見込まれる額の10分の●に相当する額を削減しないものとする。

- 3 前項により、委託料の減額を行った場合においても、乙の改善提案を行った乙の責任が回避されるものではない。

- 4 前条第4項の規定により、乙に増加費用又は損害（委託料の減額は除く）が生じたときの措置は、第76条の定めに従うものとする。

(水質等の保証)

第43条 乙は、事業期間を通じ、要求水準書に定める県水を適切に受水し、配水するとともに、

その水質を確保し、これを保証するものとする。

- 2 乙は、事業期間を通じ、要求水準書に定める流入下水を適切に処理し、放流水質を確保するほか、脱水ケーキ含水率を確保し、これを保証するものとする。
- 3 前2項の水準を確保できず、第三者に損害が生じたときは、第45条及び第46条の場合を除き、第73条第1項の定めに従うものとする。

第4節 緊急事態（災害・事故その他の不可抗力）発生時の対応

（対応の基本）

第44条 乙は、緊急事態が発生したときは、第36条に定める緊急時対応計画書に基づき、災害・事故その他の不可抗力事由による本業務への影響を可及的に避けるため、最大限の努力を行うものとする。

（水質異常時の対応）

第45条 不可抗力その他、乙の責めによらず、配水水質が水道法の水質基準を満足しないとき又はその恐れがあるとき、悪質な流入下水により反応槽内生物が死滅する恐れがあるとき、放流水の水質が水質汚濁防止法若しくは●県条例に定める水質基準を満足しないとき又はその恐れがあるとき（以下「水質異常」という。）は、乙は、直ちに口頭によりその旨を甲に報告し、甲及び乙はその対応を協議しなければならない。

- 2 甲は、前項の場合において必要と認めるときは、乙に対し、水道施設の一部又は全部、若しくは下水処理施設の処理の一部又は全部を停止すること（以下「処理停止」という。）を指示することができるものとする。
- 3 前項の処理停止により、第三者に損害が生じたときは、第73条第2項の定めに従うものとする。

（異常水量への対応）

第46条 不可抗力その他、乙の責めによらず、水道施設の配水圧力が急激に低下したとき、若しくは下水道施設の浸水又はその恐れがあるときは、乙は、直ちに口頭によりその旨を甲に報告し、甲及び乙はその対応を協議しなければならない。

- 2 甲は、前項の場合において必要と認めるときは、乙に対し、水道施設若しくは下水道施設の処理停止又はその他の措置を指示することができるものとする。
- 3 前項の甲の指示による処理停止又はその他の措置により、第三者に損害が生じたときは、第73条第2項の定めに従うものとする。

（協働の措置）

第47条 前2条において、第三者又はその他への損害を最小限にとどめるため、甲及び乙は協働して必要な措置を講ずるものとし、乙は、最大限の誠意と努力を以って、甲に協力する義務

を負うものとする。

- 2 前項の乙の協力が本契約の範囲外である場合で、増加費用が生じたときは、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議の上で定めるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本契約の範囲内における乙の協力による措置の場合は、甲は負担しないものとする。

(臨機の措置)

- 第48条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じるものとする。この場合において、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 前項ただし書きにおいて、臨機の措置を講じたときは、乙は当該措置の内容を、甲に直ちに通知するものとする。
 - 3 甲は、災害防止その他業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を講じるよう請求することができるものとする。
 - 4 乙が、第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、本業務の範囲外であると認められる部分については、甲がこれを負担するものとし、その額は、甲乙協議の上で定めるものとする。

(災害・事故発生時の指揮系統)

- 第49条 甲は、第45条又は第46条を除く緊急事態の発生又は発生のおそれが生じ、本業務の実施に甲の介入が必要であると認めたときは、直ちに業務遂行責任者にその旨を通知するものとする。なお本項の通知は緊急のときは書面によることを要せず、事後速やかに書面により通知するものとする。
- 2 乙は、前項の通知を受けたときは、業務遂行責任者は監理責任者又はその他の甲の職員の直接の指揮監督に服し、乙の従事者等は、業務遂行責任者を通じ、監理責任者又はその他の甲の職員の指示に従わなければならない。
 - 3 他の上下水道事業体又はその関連団体等から、甲に対して災害・事故その他の不可抗力事由の発生又は発生のおそれを理由として協力要請がなされた場合は、甲は、業務遂行責任者を通じて乙に当該協力要請に応じることを指示することができる。この場合、乙は、実務上可能な範囲で、甲の指示に従うものとする。

(災害・事故発生時の費用負担)

- 第50条 甲は、前条第2項の規定に従い、業務遂行責任者並びに乙の従事者等が甲の指示に従ったことによる増加費用の額及び支払い方法等は、甲乙協議の上で定めるものとする。
- 2 前項の規定は、第45条及び第46条に定める不可抗力その他、乙の責めによらない第三者への損害については適用しない。

第5節 モニタリング

（業務日報の作成）

第51条 乙は、業務日報を作成し、常に本件施設に備えるものとする。

- 2 乙は、開所日の毎日午前10時までに、前日分の業務日報の写しを甲に提出するものとする。
- 3 前項の業務日報の内容等は、要求水準書に定めるものとする。

（業務の報告）

第52条 乙は、本業務の実施状況を正確に反映した次に掲げる業務報告書を作成するものとする。

- (1) 乙は、毎月、月間業務報告書を作成し、当該月の月間業務報告書を翌月の第5開所日までに、甲に提出するものとする。
 - (2) 乙は、事業年度ごとに年間業務報告書を作成し、当該事業年度の年間業務報告書を翌年度の4月の第10開所日までに、甲に提出するものとする。
- 2 前項各号の報告書の内容等は、要求水準書に定めるものとする。

（実施状況の確認）

第53条 甲は、事業期間において、甲の費用により、乙が実施する本業務の質及び内容を確保するため、次条から第55条までに定めるところにより、本業務の実施状況を確認するものとする。

（日常の確認）

第54条 甲は、第51条に規定する業務日報に基づき、本業務の実施状況を確認するものとする。

（定期的確認）

第55条 甲は、第52条に規定する業務報告書に基づき、乙の立会いの上、書類確認及び現地確認その他の方法により、本業務の実施状況を確認するものとする。

- 2 前項の確認は、業務報告書の提出を受けた日から10日以内に完了するものとする。

（随時の確認）

第56条 前2条によるほか、甲は必要と認めたときは、乙に対して事前に通知することなく、現地調査により、本業務の実施状況を確認することができるものとする。

- 2 甲が前項の確認を実施するときは、乙はその求めに応じて、甲の確認に立会い、本業務の実施状況を説明し、又は書類を提出するなど、甲に協力するものとする。

（中間総合評価の実施）

第57条 甲は、第I期事業期間を通じた乙の本業務の履行状況について、本契約の継続の有無

も含めて、総合的に評価（以下「中間総合評価」という。）を行うものとする。

- 2 甲は、中間総合評価を第Ⅰ期事業期間終了日の30日前までに実施し、その結果を速やかに乙に通知するものとする。
- 3 前項の結果、著しく評価が低く、若しくは本契約の目的を達成することが極めて難しいことが明らかなきときは、第79条第1項(4)号の定めに従うものとする。
- 4 第1項の中間総合評価に必要な項目、内容、方法等は、要求水準書に定めるとおりとする。

第6節 要求水準の未達等に対する措置

（改善通告）

第58条 第54条から第56条による確認の結果、要求水準の未達（第45条及び第46条に定める不可抗力等による場合を除く）が判明した場合には、甲は乙に対して、その是正のため、改善措置をとることを通告するものとする。

- 2 乙は、前項の通告を受理したときは、当該通告を受理した日から10日以内に、改善方法及び期日等の改善計画を定めた改善計画書を甲に提出するとともに、第52条第1項(1)号に定める月間業務報告書において、その実施状況を報告しなければならない。
- 3 甲は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、乙に対して、理由を明らかにした上で、当該改善計画書の修正を求めることができる。

（改善計画書の変更）

第59条 甲は、前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該要求水準の未達が是正されなかったときは、甲は乙に対して、再改善計画書として、当該改善計画書を変更し、又は再提出するよう催告するものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、再改善計画書及び再提出の場合に準用する。
- 3 前条及び本条において、改善計画書及びその改善に係る一切の費用は、乙が負担するものとする。

（委託料の支払停止）

第60条 前条に基づき、再改善計画書に定める期日までに当該要求水準の未達が是正されないとき、又は第37条第3項に該当したときには、甲は乙に対して、事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、委託料の支払いを停止することができるものとする。

- 2 前項の支払停止を行なう場合には、甲は乙に対して、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 当該要求水準の未達が是正されたときは、甲は第1項に基づき支払いを停止していた委託料を速やかに乙に支払うものとする。この場合、支払いを停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

- 4 第1項の規定に基づき、委託料の支払い停止措置を講じた後、60日を経過しても、当該支払停止の理由となった要求水準の未達が是正されないときは、第79条第1項(3)号の定めに従うことができるものとする。

(委託料の減額)

第61条 事業年度毎に、乙の責めに帰すべき事由により第43条に定める水質等の確保を達成しないときは、委託料を減額するものとする。

- 2 前項の委託料の減額に関する方法、時期、その他は要求水準書に定めるところによる。
- 3 第1項に基づく委託料の減額を受けたことを以って、乙はその損害を賠償すべき責めを免れるものではない。

(業務遂行責任者等に対する措置請求)

第62条 前条に定める委託料の支払停止のほか、再改善計画書に定める期日までに、当該要求水準の未達が是正されないときは、甲は、業務遂行責任者又は乙の従事者若しくは第29条の規定により乙から業務を委託され、若しくは請け負った者及びこれら関係者の交代等に関して必要な措置を請求することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受理した日から10日以内に甲に通知しなければならない。

(監理責任者に対する措置請求)

第63条 乙は、監理責任者とその職務の執行が不相当と認められるときは、甲に対し、その理由を明らかにして、必要な措置を請求することができるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受理した日から10日以内に乙に通知しなければならない。

第7節 委託料等

(委託料の額)

第64条 甲は乙に対し、委託料として●円（消費税及び地方消費税を含む）を支払う。

- 2 前項のうち、施設管理経費については、事業開始日が属する当該月分を第1回目とし、以後毎月計119回払いとして、本契約書別記1のとおり支払うものとする。
- 3 修繕費用及び施設更新費用については、竣工検査後、本契約書別記1に記載の事業期間内における支払限度額を事業年度毎の出来高精算として支払うものとする。
- 4 コンサルタント業務費用については、完了検査後、本契約書別記1に記載の事業期間内における支払限度額を事業年度毎の出来高精算として支払うものとする。
- 5 本契約の締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変更が生じた場合は、甲は本契約をなんら変更することなく委託料に相当額を加減して支払うものとする。

- 6 甲は、委託料の支払に際し、第 74 条に定める遅延損害金について、乙から甲への支払が必要な場合、必要額を委託料から控除した上で、これを支払うことができるものとする。

(支払の手続き)

第 6 5 条 乙は、第 52 条第 1 項(1)号の月間業務報告書に基づき、第 55 条第 1 項の実施状況の確認を受け、要求水準書で定める甲による成果物の検査を完了したときには、委託料の支払を請求することができるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受理した日から 30 日（以下「約定期間」という。）以内に、委託料を支払わなければならない。なお、委託料は乙が指定する口座に振り込むものとする。

- 3 甲がその責めに帰すべき事由により第 55 条第 2 項の期間内に本業務の実施状況の確認を完了しないときは、その期限を経過した日から本業務の実施状況の確認を完了した日までの期間の日数は、前項の約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(物価の変動に基づく委託料の額の変更)

第 6 6 条 甲又は乙は、事業期間内において、契約締結の日から 12 ヶ月を経過した後ごとに、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料の額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して委託料の額の変更を請求することができる。

- 2 予期することのできない特別な事情により事業期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、委託料の額の変更を請求することができる。

- 3 甲又は乙により前 2 項の請求があったときは、甲乙協議のうえ、その額を定めるものとする。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知するものとする。

(処理状態や調達管理の変動等による委託料の額の調整)

第 6 7 条 次条及び第 69 条第 1 項に定める範囲において、県水の受水量及び流入下水の水量並びに水質による変動は、委託料の額に影響しないものとする。

- 2 県水の受水量及び流入下水の水量並びに水質による変動が、次の各号に該当するときは、委託料の額を変更するものとする。

(1) 前項に定める範囲を超え、かつ第 69 条第 2 項に定める条件を満たさないとき。

(2) 前号のほか、別に委託料の額の調整に係る条件を定めたとき。

- 3 施設の運転状況や要求水準の変更、設備等の更新などにより、調達物の使用量が契約締結時の計画に対し調達した実量が著しく変動しているときは、委託料の額を変更するものとする。

- 4 第 2 項及び第 3 項に定める委託料の額の変更の方法、その他については要求水準書に定めるものとする。

- 5 前項までのほか、実施に係る業務の条件、数量、内容、対象などに著しい変更があったときは、委託料の額を変更するものとする。この場合、変更の額については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

第3章 リスク分担

第1節 一般事項

(水質と水量)

第68条 安全な水道水を安定して供給するための県水の受水量、並びに、下水を安定的に処理するための流入水量及びその水質の確保は、甲の責任において、実施するものとする。

2 前項の県水の量並びに下水の流入水量及びその水質については、次条第1項及び要求水準書に定めるものとする。

(水量の上限)

第69条 甲は、事業期間を通じて、次の各号に示す量を超えないよう努めるものとする。

(1) ●配水場（水道施設）については、1日あたり最大県水受水量【●m3】を上限とする。

(2) ●浄化センター（公共下水道施設）については、1日あたり最大流入下水量【●m3】を上限とする。

(3) ●処理場（農業集落排水施設）については、1日あたり最大流入下水量【●m3】を上限とする。

2 上下水道の量の増加によって前項の上限の変更が必要となる場合、甲は施設の改良その他施設能力確保のための措置を行い、かつ、乙に本業務の実施に関して新たに必要となる費用を支払うものとする。

3 前項の新たに必要となる費用については、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

(所有権)

第70条 本件施設の所有権は、甲に帰属する。ただし、第39条第3項に該当する設備の所有権は、乙に帰属するものとする。

(保険)

第71条 乙は、事業期間中、乙の費用により、第三者賠償保険、火災保険、労働者災害保険、その他必要な保険を付保するものとし、甲に報告するものとする。

(一般的損害)

第72条 本業務の実施に関し、乙の故意又は過失によって生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰する事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第73条 本業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害（第2項及び第3項に規定する損害を除

く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

- 2 第45条第3項及び第46条第3項並びに、甲の指示その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の責めに帰すべき事由があることを知りながら、これを通知しなかったときは、乙がその賠償額を負担する。
- 3 業務を行うにつき、通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担するものとする。ただし、本業務の実施に関し、乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担するものとする。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにあたり、第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその解決に当たるものとする。

(遅延損害金)

第74条 甲又は乙が、本契約に基づいて履行すべき委託料、賠償金、損害金、違約金その他の金銭の支払を遅延した場合は、甲又は乙は相手方に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項及び同法第14条に定める割合で計算した額を、遅延損害金として支払うものとする。

第2節 法令変更

(法令変更に伴う通知の付与及び協議)

第75条 本契約締結日以後に法令が変更されたことにより、本契約又は要求水準書で提示された条件に従って本業務を実施することができなくなったとき又は著しく困難になったときは、乙は、その内容の詳細を記載した書面を以って、直ちにこれを甲に対して通知するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の通知がなされた以降において、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己義務が適用法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、甲又は乙は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 甲が乙から第1項の通知を受理したときは、甲及び乙は、当該法令変更に対応するため、速やかに本契約及び要求水準書の変更並びに費用の変更等について、協議するものとする。
- 4 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内に本契約又は要求水準書の変更並びに増加費用の負担等について合意が成立しないときは、甲が法令変更に対する対応方法を乙に対して通知し、乙はこれに従い本業務の実施を継続するものとする。

(法令変更に伴う増加費用又は損害の負担)

第76条 法令変更により生じる増加費用又は損害が発生した場合は、次の各号の定めに従い負担するものとする。

- (1)本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等（特に、本業務に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、乙に対して一般に適用される法律の変更は含まない。）の変更の場合は甲の負担とし、乙に対して一般に適用される法令等の変更は乙の負担とする。
- (2)消費税及び地方消費税に関する税制の変更又は税等の新設の場合は、甲の負担とし、本業務の内容にかかわらず、法人の利益に関する税制の変更又は税等の新設の場合は、乙の負担とする。

第3節 不可抗力

（不可抗力に伴う通知の付与及び契約内容の変更）

第77条 不可抗力により本契約又は要求水準書で提示された条件に従って本業務を実施することができなくなったとき、又は著しく困難になったときは、乙はその内容の詳細を記載した書面を以て、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲及び乙は、前項の通知がなされたとき以降において、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、甲及び乙は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にとどめるよう努力しなければならない。

3 甲は、第1項の規定による通知を受理したときは、直ちに調査を行い、前項の損害の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

4 乙が前項の通知を受理したときは、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約及び要求水準書並びに費用の変更等について協議するものとする。

5 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から30日以内に本契約及び要求水準書並びに費用の変更等について合意が成立しないときは、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本業務の実施を継続するものとする。

（不可抗力による委託料の支払）

第78条 甲は、乙が不可抗力により本件施設において処理の一部又は全部を行うことができない場合には、その費用に相当する委託料を減額するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、前条第4項による協議が合意に至るまでの間、乙が当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、最大限の努力を行うことを条件として、乙が不可抗力により本件施設において処理の一部又は全部を行わない場合でも、乙に対して第64条に定める委託料を支払うことができるものとする。

第4章 契約の終了

第1節 契約の解除

(甲による契約の解除)

第79条 甲は、次の各号の一つに該当する場合には、乙に対して書面により通知した上で、契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、事業開始予定日から30日が経過しても本業務の履行を開始しないとき又はその見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙の責めに帰する事由により、連続して2日以上又は1年間において10日以上、乙が本件施設の処理の一部又は全部を行わないとき。
 - (3) 本契約に基づく甲のモニタリングの結果、乙の要求水準未達が改善期間を経過しても是正されないとき。
 - (4) 第57条第3項に該当するとき。
 - (5) 乙が、自らの事業実施を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
 - (6) 乙（乙が共同企業体（以下「JV」という。）の場合は各構成員のいずれか）が、破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立て（以下「倒産手続開始申立て」という。）を取締役会において決議したとき、若しくは第三者によって、当該申立てがなされたとき。ただし、乙がJVのときは、甲は、本契約の解除の前に、当該倒産手続開始申立て等が本業務の履行に支障を及ぼすか否かにつき、乙と協議することができるものとする。
 - (7) 前号までに規定するもののほか、乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が終了する場合は、乙は、甲の請求に基づき、甲の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、契約金額の100分の●とする。
- 3 前項は、甲に生じた損害額が前項の違約金の額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(乙による契約の解除)

第80条 乙は、次の各号の一つに該当する場合には、甲に対して書面により通知した上で、契約を解除することができる。

- (1) 甲が本契約に基づいて履行すべき委託料の支払いについて、第65条第2項に定める支払期限を経過してから60日を経過しても委託料の支払を行わなかったとき。
 - (2) 甲が、契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを乙が甲に対して通知した後、30日を経過しても当該違反を是正しないとき。
 - (3) 甲の責めに帰する事由により、本業務の履行が不能となったとき。
- 2 前項の規定により契約が終了する場合は、甲は乙に対して、事業期間の終了日までの委託料のうち既に完了している業務の未払いの委託料を支払うものとする。この場合における委託料

の支払手続きは、第 65 条の定めを準用するものとする。

- 3 前項のほか、甲は、乙の請求に基づき、乙の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、契約金額の 100 分の●とする。
- 4 前項は、乙に生じた損害額が前項の違約金の額を超える場合は、乙がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（法令変更による契約の解除）

- 第 8 1 条 契約期間において、第 75 条第 3 項に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、甲が本業務の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 前項に基づき本契約が解除された場合、乙に生じた損害の負担は、第 76 条の定めに従うものとする。

（不可抗力による契約の解除）

- 第 8 2 条 事業期間において、第 77 条第 4 項に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、甲が本業務の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 前項の規定により契約を解除する場合は、甲は乙に対して、事業期間の終了日までの委託料のうち未払いの委託料について、甲及び乙の協議に基づき、一定の減額を行った上で支払うものとする。この場合における委託料の支払の手続きは、第 65 条の規定を準用する。

（談合等不正行為に対する違約金等）

- 第 8 3 条 本契約に関し、乙（JV の場合は、その構成員）が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、本契約の業務委託料（本契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の 100 分の●に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条に違反又は乙が構成事業者となっている事業者団体（以下「乙等」という。）が独占禁止法第 8 条第 1 号に違反したことにより、公正取引委員会が乙等に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項又は第 8 条の 3 に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙等に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関

し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する行為としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に事業者の選定が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項は、甲に生じた損害額が前項の損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

第2節 契約終了時の措置

（事業期間満了に伴う業務引継ぎ等）

第84条 乙は、事業期間の終了日までに、乙の責任と費用により、甲又は甲の指定する者に、本件施設の運転及び維持管理に関する業務の引継、研修・指導等（以下「終了時の業務引継ぎ等」という。）を行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する乙による終了時の業務引継ぎ等を行わないことができる。

(1) 乙が、終了時の業務引継ぎ等の必要がない事由を書面で提出し、これを甲が認めたとき。

(2) 甲が、終了時の業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。

3 乙が正当な理由なく第1項の規定に違反したときは、乙は甲に対して違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、甲の指定する者が算出する終了時の業務引継ぎ等に係る費用とする。ただし、契約金額の10分の●を上限とする。

4 第1項に定める乙による終了時の業務引継ぎ等の実施期間及び内容等については、要求水準書に記載するほか、甲乙協議により定めるものとする。

（契約解除に伴う業務引継ぎ等）

第85条 契約が解除されたときの業務引継ぎ等については、次の措置を講ずるものとする。

2 第79条（第1項(6)号を除く。）によるときは、第84条第1項に記載する「事業期間の終了日までに」を「甲が定める期日まで」と読み替え、第84条を適用するものとする。

3 第79条第1項(6)号によるときは、甲は、次の各号のいずれか一つの措置を講ずるものとする。

(1) 第13条の規定に基づく履行保証金の納付若しくはこれに代わる担保の提供が行われ、保

証が差し入れられ、又は履行保証保険が付保されている場合は、甲は当該契約保証金若しくは担保、保証金又は保険金を受領し、これをもって、債権に充当するものとする。

(2) 前号の乙による当該履行保証金若しくは担保、保証金又は保険金が付保されていないときは、甲は乙に対し業務委託料の 10 分の●に相当する支払を求め、これをもって、債権に充当するものとする。

- 4 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する額を超える場合において、甲が当該超える額の支払を請求することを妨げるものではない。
- 5 第 80 条によるときは、業務引継ぎ等に係る費用は、甲の負担とする。この場合、業務引継ぎ等の実施時期、費用等については、甲乙協議の上で定めるものとする。

(契約終了時の既存施設等の確認)

第 8 6 条 契約が終了するときは、甲及び乙は双方が立会いの上、既存施設等について、第 26 条第 1 項に基づき確認した既存施設等（事業期間中に、既存施設等が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）の健全性について確認するものとする。この確認の方法等については、要求水準書に定めるものとする。なお、既存施設等の確認に係る費用は、各自これを負担するものとする。

2 前項に定める既存施設等の確認は、事業期間満了による契約終了のときは、事業期間終了日までに完了するものとし、契約解除に伴う契約終了のときは、甲及び乙が協議の上、確認時期・期間等について定めるものとする。

3 前項による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、甲は乙に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。

4 甲は、前項に係わらず、本契約終了日より 1 年以内に、既存施設等に重大な契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができるものとする。

(改良施設の撤去等)

第 8 7 条 本契約が終了したときは、乙は乙の責任と費用により、速やかに第 39 条に基づき変更又は改良した施設を原状に復し、又は設置した設備を撤去しなければならない。ただし、甲が乙に対し、別段の指示を行った場合は、この限りではない。

(所有権の移転)

第 8 8 条 前条ただし書きにおいて、乙が設置した設備の譲渡を甲が要求し、乙が承諾した場合は、事業期間の終了において、乙の所有権は甲に委譲される。

2 第 79 条又は第 80 条により契約が解除されたとき、又は前項に基づき乙が設置した設備を甲に譲渡する場合においては、甲は乙に対して清算金を支払うものとする。なお、清算方法については要求水準書に定めるものとする。

第5章 補 則

(個人情報の取扱い)

第89条 乙は、本業務に係る個人情報について、法令等に従い適正に取扱わなければならない。

(解釈)

第90条 甲が本契約に基づき書類の受理、通知、立会い、承認、承諾を行い、又は説明若しくは報告を求めたことを以って、甲が乙の責任において行うべき本業務の一部又は全部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(契約の変更)

第91条 本契約に定めがあるほかは、甲と乙の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容の変更が行えるものとする。

(公租公課の負担)

第92条 契約に関連して生じる公租公課は、すべて乙の負担とする。甲は、委託料及びこれに対する消費税額を支払うほか、契約に関連するすべての公租公課について、別途負担しないものとする。

(管轄裁判所)

第93条 契約に関する紛争は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするとともに、甲及び乙は、同裁判所の専属的管轄に服することに同意する。

(契約書に定めのない事項及び解釈の疑義)

第94条 契約書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は契約書の解釈に関して疑義を生じたときは、その都度、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

別記 1 委託料支払い表

【総括表】

単位：円

種別	区分 年度	水道事業会計		公共下水道事業会計				支払計	
				下水道事業分		農業集落排水事業分			
		税別	税込	税別	税込	税別	税込	税別	税込
施設管理経費	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	小計								
修繕費及び施設更新費（事業期間計）※									
コンサル業務費※	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	令和●年度								
	小計								
合 計									

※：記載数値は、事業期間又は当該年度における支払い上限額を示す。

【内訳表－ 1】

単位：円

種別	区分 年度	水道事業会計		公共下水道事業会計				支払計	
				下水道事業分		農業集落排水事業分			
		税別	税込	税別	税込	税別	税込	税別	税込
施設管理経費	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	計								
施設管理経費	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	計								

【内訳表－ 2】

単位：円

種別	区分 年度	水道事業会計		公共下水道事業会計				支払計	
				下水道事業分		農業集落排水事業分			
		税別	税込	税別	税込	税別	税込	税別	税込
施設管理経費	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	計								
	施設管理経費	令和●年 ●月							
令和●年 ●月									
令和●年 ●月									
令和●年 ●月									
令和●年 ●月									
令和●年 ●月									
令和●年 ●月									
令和●年 ●月									
令和●年 ●月									
令和●年 ●月									
令和●年 ●月									
計									

【内訳表－ 3】

単位：円

種別	区分 年度	水道事業会計		公共下水道事業会計				支払計	
				下水道事業分		農業集落排水事業分			
		税別	税込	税別	税込	税別	税込	税別	税込
施設管理経費	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	計								
施設管理経費	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	計								

【内訳表－４】

単位：円

種別	区分 年度	水道事業会計		公共下水道事業会計				支払計	
				下水道事業分		農業集落排水事業分			
		税別	税込	税別	税込	税別	税込	税別	税込
施設管理経費	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	計								
	施設管理経費	令和●年 ●月							
令和●年 ●月									
令和●年 ●月									
令和●年 ●月									
令和●年 ●月									
令和●年 ●月									
令和●年 ●月									
令和●年 ●月									
令和●年 ●月									
令和●年 ●月									
令和●年 ●月									
計									

【内訳表－ 5】

単位：円

種別	区分 年度	水道事業会計		公共下水道事業会計				支払計	
				下水道事業分		農業集落排水事業分			
		税別	税込	税別	税込	税別	税込	税別	税込
施設管理経費	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	計								
施設管理経費	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	令和●年 ●月								
	計								

●市上下水道施設管理等包括業務委託

要求水準書（例）

令和●年●月

●市

(このページは白紙です)

目 次

第1章 総則

1－1．業務目的	1
1－2．要求水準書の位置づけ	1
1－3．事業期間	1
1－4．業務範囲	1
1－5．業務履行	1

第2章 事業実施計画書の要求水準

2－1．基本事項	4
2－2．5箇年事業実施計画書	4
2－3．年間事業実施計画書	5
2－4．5箇年修繕計画書	5
2－5．年間修繕計画書	5
2－6．緊急時対応計画書	6

第3章 水道施設の要求水準

3－1．基本事項	7
3－2．業務の基本的水準	7
3－3．事業期間を通じて甲が乙に委託する業務	7
3－4．水道施設の要求水準	8
3－4－1．運転管理業務の要求水準	8
3－4－2．保守管理業務の要求水準	12
3－4－3．修繕業務及び施設更新業務の要求水準	12

第4章 下水道施設及び農集施設の要求水準

4－1．基本事項	14
4－2．業務の基本的水準	14
4－3．事業期間を通じて甲が乙に委託する業務	14
4－3－1．●浄化センター及び関連ポンプ場（下水道施設）	14
4－3－2．●地区農業集落排水処理施設及び関連ポンプ場（農集施設）	15
4－4．下水道施設の要求水準	16
4－4－1．運転管理業務の要求水準	16

4-4-2. 保守管理業務の要求水準	19
4-4-3. 修繕業務の要求水準	20
4-4-4. 廃棄物管理業務の要求水準	21
4-4-5. 文書管理業務の要求水準	22
4-5. 農集施設の要求水準	22
4-5-1. 運転管理業務の要求水準	22
4-5-2. 保守管理業務の要求水準	24
4-5-3. 修繕業務の要求水準	25
4-5-4. 廃棄物管理業務の要求水準	25
4-5-5. 文書管理業務の要求水準	26

第5章 コンサルタント業務の要求水準

5-1. 基本事項	27
5-2. 業務の基本的水準	27
5-3. 事業期間を通じて甲が乙に委託する業務	29
5-4. 水道事業のコンサルタント業務の要求水準	30
5-4-1. 水道事業ビジョン改定業務	30
5-4-2. 水道事業経営戦略改定業務	31
5-4-3. 配水ポンプ室耐震診断業務	34
5-4-4. 配水施設及び中央監視更新基本設計業務	36
5-4-5. 中央監視設備更新詳細設計業務	38
5-4-6. 配水施設耐震化更新詳細設計業務	40
5-4-7. 第●次水道事業ビジョン策定業務	42
5-4-8. 第●次水道事業経営戦略策定業務	44
5-4-9. 第●次アセットマネジメント業務	50
5-5. 下水道事業のコンサルタント業務の要求水準	52
5-5-1. 下水道事業経営戦略改定業務	52
5-5-2. 下水道総合地震対策計画（第●回）策定業務	55
5-5-3. 下水道総合地震対策計画（第●回）策定業務	61
5-5-4. スtockマネジメント実施方針見直し業務	61
5-5-5. スtockマネジメント計画（第●回）策定業務	65
5-5-6. スtockマネジメント計画（第●回）策定業務	68
5-5-7. 改築実施設計業務(第●回分)	69
5-5-8. 改築工事施工監理業務(第●回分)	72
5-5-9. 第●次下水道事業経営戦略策定業務	75
5-5-10. 下水道総合地震対策計画（第●回）策定業務	81
5-5-11. スtockマネジメント計画（第●回）策定業務	82
5-5-12. 改築実施設計業務(第●回分)	83

5-5-13. 改築工事施工監理業務(第●回分)	84
第6章 既存施設等の確認	
6-1. 事業開始に伴う既存施設等の確認	85
6-2. 契約終了(事業期間満了)に伴う既存施設等の確認	85
6-3. 契約解除に伴う既存施設等の確認	86
第7章 移行期間の要求水準	
7-1. 基本的事項	87
7-2. 基本実施計画の策定	87
7-3. 実施内容	87
7-4. 実施体制(甲及び乙の体制)	88
7-5. その他	89
第8章 施設改良等	
8-1. 本件施設の一部の変更又は改良等	90
8-2. 本件施設への設備の設置	90
第9章 業務報告書類に関する事項	
9-1. 業務日報	92
9-2. 月間業務報告書	92
9-3. 年間業務報告書	92
9-4. 業務報告書の改善等	92
9-5. 報告書の構成等	92
第10章 モニタリング及び要求水準の未達時等の措置	
10-1. 月間の業務実施状況の確認	101
10-2. 年間の業務実施状況の確認	102
10-3. 要求水準の未達時の措置	103
10-3-1. 改善計画書及び改善状況報告の提出	103
10-3-2. 委託料の支払い停止	104
10-3-3. 委託料の減額	104
10-4. 委託料の額の調整	106
10-4-1. 委託料の額を調整する条件	106
10-4-2. 委託料の額の調整方法	108
10-4-3. 調整の時期	109

0－5．中間総合評価	109
------------	-----

第11章 危機管理に関する要求水準

11－1．基本事項	111
11－2．危機管理マニュアルの策定	111
11－3．災害・事故等の緊急事態への対応	111
11－3－1．水道施設における緊急対応	111
11－3－2．下水道施設及び農集施設における対応等	112

第12章 契約終了時の措置

12－1．業務引継書の作成等	114
12－2．業務引継書の内容	114
12－3．文書の公開	114
12－4．業務引継期間等	114
12－5．乙が設置した設備等の譲渡	115

別紙1 甲と乙のリスク・責任等の負担	116
別紙2 コンサルタント業務における参考図書	117
別紙3 甲と乙における緊急事態に関する基本負担	118

第1章 総 則

1-1. 業務目的

本業務は、●市（以下「甲」という。）が実施する水道施設（●配水場及び関連水道施設）及び、下水道施設（●浄化センター及び関連ポンプ場）並びに農集施設（●地区農業集落排水処理施設及び関連ポンプ場）（以下、水道施設及び下水道施設並びに農集施設を含めて「本件施設」という。）の運転維持管理に加え、上下水道事業に係る各種計画策定、設計、施工管理等を包括的に委託することで、受託民間事業者（以下「乙」という。）の創意工夫を促すとともに、経済原理に基づく経営手法を活かし、より効率的な事業運営等が実現できるよう、甲と乙との連携により、専門的な技術と知識を継承し、将来にわたり安定的に上下水道事業を継続することを目的とする。

1-2. 要求水準書の位置づけ

本要求水準書は、本業務の実施に際し甲と乙の間で行われた協議により、甲と乙が合意した事項及び本業務の事業者選定に際し、甲が乙に配布した一連の書類及び乙が甲に提出した提案書（以下「提案書」という。）その他関連書類の内容を含めて定められるものである。従って、甲及び乙は、契約書と同様に本要求水準書に定められた諸事項について、その義務を負う。

1-3. 事業期間

本業務の事業期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとし、契約書及びその他関係書類（本要求水準書及び提案書等）に従い業務を実施する。ただし、契約締結日の翌日から令和●年●月●日午前●時●分までの期間は、移行期間（業務準備期間）とし、乙は甲又は甲の指定する者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。なお、業務引継に要する費用は、甲又は甲の指定する者及び乙が、それぞれ負担するものとする。

1-4. 業務範囲

乙が行う業務の範囲は、運転管理業務、保守管理業務、修繕業務、廃棄物管理業務、緊急時対応業務及びコンサルタント業務とし、各業務の詳細については、「第3章 水道施設の要求水準」、「第4章 下水道施設・農集施設の要求水準」及び「第5章 コンサルタント業務の要求水準」に示す。

1-5. 業務履行

（1）基本事項

（ア）本要求水準書は、本業務を実施する上で、乙が満たすべき最低限の要件であり、業務実施の具体的内容・手法等は乙の創意工夫による提案をもとに、甲及び乙の合意によって決定するものとする。

（イ）乙は、水道使用者及び下水道使用者等が必要とするサービスを十分提供できるよう、また、各施設の機能が十分発揮できるよう、本要求水準書のほか契約書及びその他関係書類並びに関係法令に基づき、誠実かつ安全に業務を履行し、本件施設を適切に運転維持管理する

ほか、各種計画策定、設計、施工管理等を行うものとする。

(2) 義務等の違反の措置

要求水準書に関し、甲又は乙がその果たすべき義務に違反若しくは不履行があった場合の措置は、本要求水準書及び契約書によるものとする。

(3) 業務管理

(ア)乙は、本件施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、運転及び維持管理に精通するとともに、常に問題意識をもって業務の履行にあたり、自らの持つ技術力を活かし、様々な取組や創意工夫を行って、設備の予防保全並びに業務の効率化や高度化を図るよう努めるものとする。

(イ)乙は、日常的な教育訓練を行い、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに甲に連絡するものとする。

(ウ)乙は、地域住民と十分に協調を保ち、業務を円滑に遂行するものとする。

(4) 実施体制

乙は、事業期間を通じて次に掲げる事項を満たすため、適正かつ確実に本業務を遂行できる体制を確保するものとする。

(ア)本業務全体の効率的・効果的な遂行を管理するための体制・方法を明らかにするとともに、確実かつ機能的な実施体制を構築するものとする。

(イ)乙は、自己の責任において、本業務全体を総括する管理能力がある責任者（以下「業務遂行責任者」という。）を置くものとし、本業務に従事する者（以下「従事者」という。）を確保するものとする。

なお、乙が共同企業体（以下「JV」という。）の場合は、業務遂行責任者は、本件施設の運転維持管理業務を担当する構成員（JVを構成するもの）から選出するものとする。

(ウ)乙は、運転維持管理業務の実施に際して、契約書及び本要求水準書に定める本業務の履行に必要な有資格者を配置するとともに、本業務に必要な各種マニュアルを策定するものとする。

(エ)乙は、コンサルタント業務の実施に際して、第5章に定める技術的管理を行う管理技術者及び技術業務を担当する者（以下「技術担当者」という。）を置くものとする。

(オ)乙は、教育・研修等により、従事者の知識及び技術の向上を図るほか、この教育・研修には、甲の職員も必要に応じて参加できるよう配慮するものとする。なお、教育・研修等の内容は乙の提案によるものとする。

(カ)乙がJVのときは、各構成員の本業務における役割分担等を明確にするものとする。

(5) 危機管理対応

(ア)乙は、天災又は本件施設機能に重大な支障が生じた場合など、緊急事態が発生した場合に備えて、緊急連絡体制を整備するとともに、従業員を非常招集できる体制を確立し、必要な応急措置を行える準備をしておくものとする。

(イ)緊急事態が発生した場合、乙は、必要な初期対応を行うとともに、速やかに甲に連絡しな

ければならない。

(ウ)緊急事態の初期対応の考え方及び危機管理マニュアルの整備については、甲と乙の協議の上、詳細な危機対応を定めるとともに、甲に提出するものとする。

(6) 責任負担等

本業務における基本的なリスク、責任負担、経費負担、その他の負担については、契約書及び本要求水準書【別紙1】を基本とする。

第2章 事業実施計画書の要求水準

2-1. 基本事項

(1) 乙は、契約書第31条から第37条によるほか、次に掲げる事業実施計画書を策定し、契約書において定められた期日までに甲に提出するものとする。

(ア) 第Ⅰ期及び第Ⅱ期5箇年事業実施計画書

(イ) 年間事業実施計画書

(ウ) 第Ⅰ期及び第Ⅱ期5箇年修繕計画書

(エ) 年間修繕計画書

(オ) 緊急時対応計画書

(2) 事業実施計画書は、以下に示す体裁等とするものとする。

(ア) 用紙は、原則として日本工業規格A判とする。ただし、図面・表その他でA4判とすることが不適当な場合は、A3又はA2判の使用も可能とする。

(イ) 左綴じとし、使用フォント及びサイズは読み易いことを条件として、特に指定しないものとする。

なお、綴じ代は20mm以上を基本とする。

(3) 事業実施計画書は、正副各1部を製作し、その保管に耐えられるファイルに収め、甲が正を、乙が副をそれぞれ保管する。保管する期間は、事業期間終了後1年を経過する日までとする。

2-2. 5箇年事業実施計画書

(1) 第Ⅰ期及び第Ⅱ期5箇年事業実施計画書に記載すべき事項は、事業期間中の重要事項を基本とし、次に掲げる事項を含むものとする。

(ア) 本件施設の運転維持管理、各種計画策定等その他業務の事業実施に関する基本方針

(イ) 実施体制等、従事者・技術者等の配置・資格など事業を実施する組織に関する事項

(ウ) 緊急事態の対応・支援など緊急事態に関する事項

(エ) 安全衛生、教育訓練など、事故・災害等の未然防止に関する事項

(オ) 乙が提供する業務品質の確保・向上に関する事項

(カ) 事業に関する報告、連絡、指示の受理、協議など、甲と乙間の確認・照合・提出等のプロセス等に関する事項

(2) 甲は、乙から第Ⅰ期又は第Ⅱ期5箇年事業実施計画書の提出を受理した日の翌日から10日以内に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について、乙に通知しなければならない。

(ア) 10日を過ぎても甲が乙に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について通知しないときは、5箇年事業実施計画書が確認されたものとみなす。

(イ) 乙は、第Ⅰ期又は第Ⅱ期5箇年事業実施計画書について、その変更、修正又は再提出を甲から請求されたときは、その請求を受理した日の翌日から10日以内に、その変更、修正又は再提出をしなければならない。なお、乙が、10日を過ぎてもその変更、修正又は再提出をしなかったときは、契約書第37条第3項の定めるところによる。

2－3．年間事業実施計画書

(1) 当該事業年度における年間事業実施計画書に記載すべき事項は、次に掲げる事項を含めるものとする。

(ア) 当該年度における業務実施組織、業務分担、従事者の体制・資格等に関する事項

(イ) 運転管理、保守管理、各種計画策定その他当該事業年度に実施する業務の年間実施計画に関する事項。ただし、年間実施計画は業務毎に、その詳細を記載するものとする。

(ウ) 運転管理、保守管理、各種計画策定その他当該事業年度に実施する業務の実施内容に関する事項。ただし、業務の実施内容は、業務毎に、その詳細を記載するものとする。

(エ) 安全衛生、教育研修等に関し、当該年度に実施する計画・内容に関する事項

(オ) その他甲若しくは乙が必要とする計画・内容等に関する事項

(2) 甲は、乙から年間事業実施計画書の提出を受理した日の翌日から 10 日以内に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について、乙に通知しなければならない。

(ア) 10 日を過ぎても甲が乙に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について通知しないときは、年間事業実施計画書が確認されたものとみなす。

(イ) 乙は、年間事業実施計画書について、その変更、修正又は再提出を甲から請求されたときは、その請求を受理した日の翌日から10 日以内に、その変更、修正又は再提出をしなければならない。なお、乙が、10 日を過ぎてもその変更、修正又は再提出をしなかったときは、契約書第37条第3項の定めるところによる。

2－4．5 箇年修繕計画書

(1) 第Ⅰ期及び第Ⅱ期5 箇年修繕計画書には、次に掲げる事項を含むものとする。

(ア) 定期修繕を予定する設備等の名称・仕様

(イ) 定期修繕を予定する設備等毎の時期と修繕の概要

(2) 甲は、乙から第Ⅰ期又は第Ⅱ期5 箇年修繕計画書の提出を受理した日の翌日から 10 日以内に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について、乙に通知しなければならない。

(ア) 10 日を過ぎても甲が乙に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について通知しないときは、5 箇年修繕計画書が確認されたものとみなす。

(イ) 乙は、第Ⅰ期又は第Ⅱ期5 箇年修繕計画書について、その変更、修正又は再提出を甲から請求されたときは、その請求を受理した日の翌日から10 日以内に、その変更、修正又は再提出をしなければならない。なお、乙が、10 日を過ぎてもその変更、修正又は再提出をしなかったときは、契約書第37条第3項の定めるところによる。

2－5．年間修繕計画書

(1) 当該事業年度における年間修繕計画書に記載すべき事項は、次に掲げる事項を含めるものとする。

(ア) 当該事業年度に定期修繕を実施する設備等の名称・仕様・修繕費用。ただし、年間修繕計画は設備等毎に、その詳細を記載するものとする。

- (イ) 当該事業年度に定期修繕を実施する設備等毎の時期と内容の詳細。
- (2) 甲は、乙から年間修繕計画書の提出を受理した日の翌日から 10 日以内に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について、乙に通知しなければならない。
 - (ア) 10日を過ぎても甲が乙に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について通知しないときは、年間修繕計画書が確認されたものとみなす。
 - (イ) 乙は、年間修繕計画書について、その変更、修正又は再提出を甲から請求されたときは、その請求を受理した日の翌日から10日以内に、その変更、修正又は再提出をしなければならない。なお、乙が、10日を過ぎてもその変更若しくは修正又は再提出をしなかったときは、契約書第37条第3項の定めるところによる。
- (3) 乙は、当該定期修繕を実施する日の 10 日前までに、当該定期修繕に関する工程、方法、安全管理、運転操作変更などに関する定期修繕実施計画書を策定し、甲に提出するものとする。
- (4) 甲は、前項の定期修繕実施計画書について必要があると認めるときは、乙に意見を申し出ることができる。この場合、乙は甲の意見を聞かなければならない。
- (5) 年間修繕計画には、突発的な故障等による修繕（以下「突発修繕」という。）は含めないものとする。

2-6. 緊急時対応計画書

- (1) 緊急時対応計画書には、次に掲げる事項を含むものとする。
 - (ア) 緊急事態発生に対応する具体的な執行体制
 - (イ) 自然災害（台風、雷害、渇水、地震、暴風、洪水、地滑り、落盤等、自然的な現象による災害をいう。）の対応について、その事象毎に、対応の原則、方法、手順等を記載する。
 - (ウ) 本件施設で発生が予測される事故（自然災害を除く、火災、停電、設備故障、労災、漏水、異常増水、異常水質などの事象をいう。）の対応について、その事象毎に、対応の原則、方法、手順等を記載する。
- (2) 甲は、乙から緊急時対応計画書を受理した日の翌日から 10 日以内に、その変更、修正若しくは再提出又は確認について、乙に通知しなければならない。
 - (ア) 10 日を過ぎても甲が乙に、その変更、修正又は再提出若しくは確認について通知しないときは、緊急時対応計画書が確認されたものとみなす。
 - (イ) 乙は、緊急時対応計画書について、その変更、修正又は再提出を甲から請求されたときは、その請求を受理した日の翌日から10 日以内に、その変更、修正又は再提出をしなければならない。なお、乙が、10 日を過ぎてもその変更、修正又は再提出をしなかったときは、契約書第37条第3項の定めるところによる。

第3章 水道施設の要求水準

3-1. 基本事項

水道施設の要求水準は、本業務を実施する上で甲及び乙が満たすべき最低限の要件であり、甲と乙の合意によりその効力を得るものである。また、施設運転管理の具体的内容・手法等は乙の提案によるものとする。

3-2. 業務の基本的水準

(1) 乙は、自らのノウハウを最大限活用して、甲が所有する水道施設の運転管理及び維持管理を主体的に行い、良質かつ安全で、安定した水を供給するほか、現行の業務水準を維持することはもとより、その向上を図るものとする。

(2) 業務の実施に当たっては、既存施設等の特質を十分理解し、安定給水が確保できるよう十分な業務履行体制でこれに臨むものとする。

(3) 乙は、水道事業の公益性を十分理解し、地域住民等に対する適切な配慮を行うほか、環境保全に取り組み、取り組む内容等は乙の提案によるものとし、甲に報告するものとする。

3-3. 事業期間を通じて甲が乙に委託する業務

事業期間を通じて、甲が乙に委託する業務は、以下のとおりとする。また、委託する業務の補足事項については、別途示すものとするが、この補足事項は、甲が乙に業務を委託するにあたり、業務の範囲や条件等について、事前に明らかにしておく必要がある事項について記載するものであり、委託する業務の詳細を示すものではないことに留意するものとする。

よって、要求水準及び補足事項について記載なき事項であっても、甲が乙に委託する業務の範囲において、乙が業務履行上で必要な事項については、乙がこれを定め甲に提案するものとする。

(1) 水道施設の運転管理業務

(ア) 運転業務

- ① 水道施設における県水受水設備の運転・監視及び水運用
- ② 水道施設における水圧、水量、水質管理
- ③ 水道施設の巡視

(イ) 水質管理業務

本業務において運転管理上で要求される水質測定、解析

(ウ) 調達管理業務

- ① 通信・燃料の調達管理
- ② 電力の調達管理（場外施設のみ）
- ③ 薬品類、その他消耗品類、資材の調達管理

(エ) 文書管理業務

運転、水質管理、保守点検、補修、その他の業務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書等の管理

(オ)保安管理業務

水道施設への不審者の侵入防止等に関する施設設備の保安巡視

(カ)水道事業PR補助業務

(キ)休日夜間電話対応業務

閉庁時音声ガイダンスによる緊急電話受付及び対応

(ク)検体採水補助業務

(2) 水道施設の保守管理業務

(ア)保守点検業務

- ① 機械設備、電気計装設備、建築付帯設備、建築物の保守点検及び簡易な補修
- ② 法令点検、自主検査
- ③ 設備機器の清掃（設置建屋内の清掃含む）

(イ)衛生管理業務

- ① 植木、植栽等の剪定・散水や食害防止の薬剤散布などの樹木管理及び芝・草等の除草
- ② 本館各所の清掃業務（床面清掃、ワックス掛け、窓ガラス清掃、週一回のトイレ清掃）。
ただし、設備機器の清掃は、保守管理の一環として実施すること。

(3) 修繕業務及び施設更新業務

(ア) 定期修繕及び施設更新業務：修繕計画に基づく水道施設の修繕業務及び施設更新業務

(イ) 突発修繕：設備機器の故障、破損などの突発的に発生する修繕業務

3-4. 水道施設の要求水準

3-4-1. 運転管理業務の要求水準

乙は事業期間において、以下に示す業務水準を確保するものとする。ただし、移行期間についてはこれを適用しないものとする。

(1) 基本的水準

(ア) 乙は、本業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って業務を履行するものとする。

(イ) 乙は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障・事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう準備するものとする。

(ウ) 乙は事業実施計画書に、運転管理業務に必要な事項を定め、甲に提出するものとする。

(2) 水量管理の要求水準

乙は、配水状況により必要な設備機器を運転し、県水受水量を調節することで、安定した配水の確保・供給に努めるものとする。

(ア) 本業務で上限とする水量

- ① 事業期間において、契約書第68条第1項に定める県水の受水量とは、【表3-1】①に掲げる「最大県水受水量」とする。

- ② 乙は、甲の責めに帰すべき事由により「日最大県水受水量」を超えたときは、契約書第67条の定めるところにより、甲に委託料の調整を申し出ることができ、甲はこれに応じるものとする。

のとする。なお、甲及び乙の責めに帰すべき事由によらない場合の委託費は、甲と乙は協議によって決定するものとする。

(イ) 乙が受水すべき水量

- ① 事業期間において、契約書第43条第1項に定める乙が受水すべき水量とは、【表3-1】③に掲げる「日平均県水受水量」とし、配水すべき量とは【表3-1】④に掲げる「日平均配水量」とする。
- ② 甲は、乙の責めに帰すべき事由により運転管理に支障が生じるなど「日平均県水受水量」又は「日平均配水量」に未達があったときは、契約書第60条の定めるところにより、委託料の支払停止の措置を行うことができるものとする。

【表3-1】 水量管理の要求水準

対象項目			要求水準
①	日最大県水受水量		一日当たり●m ³
②	日最大配水量		一日当たり●m ³
③	日平均県水受水量 (認可計画による)	令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度 ※	一日当たり●m ³
		令和●年度 ※	一日当たり●m ³
		令和●年度 ※	一日当たり●m ³
		令和●年度 ※	一日当たり●m ³
④	日平均配水量 (想定する配水量)	令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度	一日当たり●m ³
		令和●年度 ※	一日当たり●m ³
		令和●年度 ※	一日当たり●m ³
		令和●年度 ※	一日当たり●m ³
		令和●年度 ※	一日当たり●m ³

注) 表中「※」印のある令和●年度から令和●年度における各水量は、本業務で策定する水道事業ビジョンにより設定するため、変更する場合がある。

(3) 水質管理の要求水準

市内配水の季節的な水質の変化に対応するため、日々の傾向を監視し、県水受水の薬品注入を調整することにより、安全な水質の確保・向上に努めるものとする。

(ア) 乙が確保すべき水質

- ① 乙が、事業期間において、契約書第43条第1項に定める確保すべき水質とは、【表3-2-1】に掲げる「配水池出口残留塩素濃度」とする。
- ② 甲は、乙の責めに帰すべき事由により「配水池出口残留塩素濃度」の確保に未達があったときは、契約書第61条の定めるところにより、委託料を減額することができるものとする。

【表 3 -2-1】 水質管理の要求水準

対象項目	要求水準
配水池出口残留塩素濃度	●mg/L 以下

(イ) 乙が目標とすべき水質

乙は、事業期間において、【表3-2-2】に掲げる「残留塩素濃度」を管理目標とし、各配水管理局の目標水質について、可能な限り確保するよう努めるものとする。

【表 3 -2-2】 水質管理の管理水準

管理項目			目標値
管末の水質	●配水管理局	残留塩素濃度	●mg/L 以上
	●配水管理局	残留塩素濃度	●mg/L 以上
	●配水管理局	残留塩素濃度	●mg/L 以上
	●配水管理局	残留塩素濃度	●mg/L 以上
	●配水管理局	残留塩素濃度	●mg/L 以上
	●配水管理局	残留塩素濃度	●mg/L 以上
	●配水管理局	残留塩素濃度	●mg/L 以上

(4) 水圧の管理水準

乙は、事業期間において、【表 3-3】に掲げる「配水圧力」を管理目標とし、各系統の管末で減圧給水とならないよう、配水池の水位、配水ポンプ圧力を適切に管理し、適正な水圧管理に努めるものとする。

【表 3 -3】 水圧の管理水準

管理項目	目標値
●配水場●系配水圧力	●Mpa ～ ●Mpa
●配水場●系配水圧力	●Mpa ～ ●Mpa

(5) 日常点検等

水道施設の運転状況及び設備機器の異常の早期発見に努めるため、日常点検等を実施するものとする。日常点検等は、処理状況及び設備の状況に応じて定期的に回数を定め又は適宜に実施することとし、機器の状態、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意するもの

とする。

(6) 調達管理業務

(ア) 通信・燃料の調達管理

水道施設の運転を良好に行うために必要な通信、燃料の調達管理は、乙の責任と費用により実施するものとする。

(イ) 電力の調達管理

水道施設の運転管理を良好に行うために必要な電力（場外施設のみ）の調達管理は、乙の責任と費用により実施するものとする。なお、甲が契約する電力供給契約の内容について変更する場合は、あらかじめ甲と協議を行い、承諾を得た上で変更するものとする。

(ウ) 薬品類、その他消耗品類、資材の調達・管理

水道施設の運転管理を行うために必要となる薬品類、その他消耗品類、資材の調達管理は、乙の責任と費用により実施するものとする。

なお、乙が水道施設において使用する薬品については、あらかじめ甲と協議を行い、承諾を得た上で使用するものとする。

(7) 文書管理業務

(ア) 水道施設の運転管理、維持管理等を良好に行う上で必要となる図書その他の文章を保管し、これらの文書の毀損・滅失がないよう適切に保管するものとする。また、必要な修正、追録、廃棄については、あらかじめ甲と協議を行い、承諾を得た上で行うものとする。

(イ) 運転、水質管理、保守点検、修繕、その他の業務に関するデータ等を記録し保管するとともに甲の求めに応じて提出できるように備えるものとする。また、甲に提示若しくは提出する各報告書の作成と報告を行うものとする。

(ウ) 本業務の事業実施に係るデータは、これを記録し、データの項目、記録の方法等については、事業実施計画書に明示し、甲と協議の上決定するものとする。

(8) 保安管理業務

乙は、水道施設における不審者の侵入などによる事故防止、盗難その他の事態を防止するために水道施設の保安管理を行うものとする。

(9) 水道事業PR補助業務

(ア) パンフレット作成

パンフレットは「●」部とすること。なお、パンフレットの内容は現行と同等以上のものとする。

(10) 休日夜間電話取次業務

乙は、事業期間を通じて、閉庁時に切り替わる電話音声ガイダンスによる市民等からの緊急電話を受け付け、甲の定める手順で取次を行うものとする。なお、緊急電話は甲の電話から転送されるため、受け付ける通信機器を用意するものとする。

(11) 検体採水補助業務

(ア) 水道法第20条に基づく水質検査（以下「水道法定水質検査」という。）及び検体採水業務は甲が実施し、その補助を乙が実施するものとする。

(イ) 検体採水補助は、甲又は甲が委託する水質検査機関による研修を受けた者が、準備及び検

体採水を実施するものとする。

3-4-2. 保守管理業務の要求水準

(1) 保守管理業務

(ア) 乙は事業期間終了時、業務範囲における全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し（甲が実施中、若しくは改築更新、改良計画中の施設を除く）、著しい損傷がない状態で甲に引渡しが行えるよう関係法令等を遵守し、適切な保守管理を行うものとする。

(イ) 乙は事業実施計画書に、保守管理業務に必要な事項を定め、甲に提出するものとする。

(2) 保守点検業務

(ア) 建築設備保守点検

水道施設の建築設備について、その機能を良好に保つよう保守点検を行うものとする。

(イ) 機械、電気、計装設備保守点検

機械、電気、計装設備は何らかの故障や事故が発生すると水道施設全体を停止させる事態が生じることもあるため、設備の構造や特性はもとより、水道施設のシステム全体を熟知し保守点検を行うものとする。

(ウ) 水道施設で必要とする自家用電気工作物保守点検、消防設備・燃料タンク等の自主検査等の法令点検、安全衛生法等による自主検査その他法令で定められている点検などは乙の負担で行うものとする。

(3) 衛生管理業務

設備機器の清掃（設置建物内の清掃含む）の実施に当たっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理を行うものとする。また、業務に使用する建物内は、日常的な清掃を励行し、清潔に保持するものとする。

3-4-3. 修繕業務及び施設更新業務の要求水準

(1) 定期修繕

(ア) 乙は、定期修繕計画に基づいて、水道施設の修繕を実施するものとする。また、事業期間終了時における施設の原状回復のための修繕を含むものとする。

(イ) 定期修繕額は、事業期間を通して【●】万円（税抜き）を上限とするものとする。

(ウ) 定期修繕に係る費用を変更する必要があるときは、契約書第34条第3項及び第4項の定めに従うものとする。

(エ) 水道施設の修繕によってもその機能の回復が維持できないとき又はその見込みがないとき若しくは修繕が非合理なときは、乙の請求に基づく甲の承諾により、乙は施設の更新・改築を実施するものとする。

(オ) 水道施設の更新・改築額は、事業期間を通して【●】万円（税抜き）を上限とするものとする。

(カ) 水道施設の更新・改築に係る費用を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(2) 突発修繕

(ア)突発的に設備等の故障、不良、破損などが生じた場合は、速やかに修繕などを実施し、その機能の回復を図るものとする（修繕には取替を含む）。

(イ)乙は、水道施設の突発修繕に係る費用の合計は事業期間を通じて【●】万円（税抜き）を計上するものとする。

(ウ)乙は、突発修繕の実施に際し事前に当該突発修繕の内容・費用を甲に提出し承諾を得ること

ただし、緊急やむを得ない場合は、当該突発修繕実施後に、当該突発修繕の内容・費用を甲に提出するものとする。また、費用の積算に当たっては、契約締結後速やかに、甲と乙が協議の上、諸経費の算定方法を決定するものとする。

(エ)乙は、突発修繕に係る費用を変更する必要があるときは、甲に変更の申し出を行うことができるものとし、甲は、変更の申し出を受けたときは、速やかに乙と協議するものとする。

(オ)乙は、突発修繕に係る内容・費用等については、これを記録すること。なお、データの項目、記録の方法等については、事業実施計画書の中に明示し、甲と協議の上決定するものとする。

第4章 下水道施設及び農集施設の要求水準

4-1. 基本事項

下水道施設及び農集施設（以下、本章において「下水道施設等」という。）の要求水準は、本業務を実施する上で甲及び乙が満たすべき最低限の要件であり、甲と乙の合意によりその効力を得るものである。また、施設運転管理の具体的内容・手法等は乙の提案によるものとする。

4-2. 業務の基本的水準

（1）乙は、自らのノウハウを最大限活用して、甲が所有する下水道施設等の運転管理及び維持管理を主体的に行い、下水を連続的に処理するとともに、安定した処理水を提供するほか、現行の業務水準を維持することはもとより、その向上を図ること。

（2）業務の実施に当たっては、既存施設等の特質を十分理解し、安定処理が確保できるよう十分な業務履行体制でこれに臨むこと。

（3）乙は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の公益性を十分理解し、地域住民等に対する適切な配慮を行うほか、環境保全に取り組み、取り組む内容等は乙の提案によるものとし、甲に報告するものとする。

4-3. 事業期間を通じて甲が乙に委託する業務

事業期間を通じて甲が乙に委託する業務は、以下のとおりとする。また、委託する業務の補足事項については、別途示すものとするが、この補足事項は甲が乙に業務を委託するあたり、業務の範囲や条件等について、事前に明らかにしておく必要がある事項について記載するものであり、委託する業務の詳細を示すものではないことに留意するものとする。

よって、要求水準及び補足事項について記載なき事項であっても、甲が乙に委託する業務の範囲において、乙が業務履行上で必要な事項については、乙がこれを定め、甲に提案するものとする。

4-3-1. ●浄化センター及び関連ポンプ場（下水道施設）

（1）運転管理業務

（ア）運転業務

- ① 下水道施設における運転・監視操作及びその関連業務（送風量の調整、流入量調整、脱水機・濃縮設備の運転等）
- ② 下水道施設の日常点検及び巡視

（イ）水質管理業務

- ① 本業務において運転管理上で要求される水質、汚泥などの試験・解析（なお、下水道法第21条及び水質汚濁防止法第14条第1項に基づく水質検査（以下「下水法定水質検査」という。）は甲が行う。）、脱水ケーキ含水率の測定
- ② 水処理反応槽のDO、MLSS等、処理機能等の管理

（ウ）調達管理業務

- ① 水道、ガス、燃料の調達管理
- ② 電力、通信の調達管理
- ③ 薬品類、その他消耗品類、資材の調達管理

(エ) 保安管理業務

下水道施設への不審者の立ち入り防止等に関する施設設備の保安巡視

(オ) 下水道事業PRの補助業務

(2) 保守管理業務

(ア) 保守点検業務

- ① 機械設備、電気・計装設備、建築付帯設備、建築物の保守点検及び簡易な補修
- ② 法定点検、自主検査
- ③ 設備機器の清掃（設置建屋内の清掃含む）
- ④ 主要人孔の保守点検

浄化センター敷地内の主要人孔の内部確認及び腐食度調査

(イ) 衛生管理業務

- ① 植木、植栽等の剪定・散水や食害防止の薬剤散布等の樹木管理及び芝・草等の除草
- ② 建物等諸室の清掃業務（床面清掃、ワックス掛け、窓ガラス清掃）。ただし、設備機器の清掃は、保守管理の一環として実施すること。

(3) 修繕業務

(ア) 定期修繕：修繕計画に基づく下水道施設の修繕業務

(イ) 突発修繕：設備機器の故障、破損などの突発的に発生する修繕業務

(4) 廃棄物管理業務

下水道施設から発生する廃棄物の運搬及び処分の事務及び管理

(5) 文書管理業務

運転、水質管理、保守点検、補修その他の業務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書等の管理

4-3-2. ●地区農業集落排水処理施設及び関連ポンプ場（農集施設）

(1) 運転管理業務

(ア) 運転業務

- ① 農集施設における運転操作及びその関連業務（送風量の調整、流入量調整等）
- ② 農集施設の巡回点検

(イ) 水質管理業務

- ① 本業務において運転管理上で要求される水質などの試験・解析
- ② 浄化槽法第7条に基づく水質検査（以下「農集法定水質検査」という。）
- ③ 水処理回分槽のDO、MLSS等、処理機能等の管理

(ウ) 調達管理業務

- ① 水道、燃料の調達管理

- ② 電力、通信の調達管理
- ③ 薬品類、その他消耗品類、資材の調達管理

(エ)保安管理業務

農集施設への不審者の立ち入り防止等に関する施設の保安巡視

(2) 保守管理業務

(ア)保守点検業務

- ① 機械設備、電気・計装設備、建築付帯設備、建築物の保守点検及び簡易な修繕
- ② 法定点検、自主検査
- ③ 設備機器の清掃（設置建屋内の清掃含む）
- ④ 主要人孔の保守点検

排水処理場敷地内の主要人孔の内部確認及び腐食度調査

(イ)衛生管理業務

- ① 植木、植栽等の剪定・散水等の樹木管理及び芝・草等の除草
- ② 建物等諸室の清掃業務（床面清掃、窓ガラス清掃）。ただし、設備機器の清掃は、保守管理の一環として実施すること。

(3) 修繕業務

農集施設の予防保全のための修繕及び設備機器の故障、破損などの突発的に発生する突発修繕業務

(4) 廃棄物管理業務

農集施設から発生する廃棄物の運搬及び処分に関する事務及び管理

(5) ●県浄化槽保守点検業者の登録

●県内で浄化槽の保守点検業務を行うには、●県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和●年●県条例第●号）第●条第●項の規定に基づく登録を受けていなければならないので、事業開始時（令和●年●月●日）には登録が完了されていること。

(6) 文書管理業務

運転、水質管理、保守点検、補修その他の業務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、完成図書等の管理

4－4．下水道施設の要求水準

4－4－1．運転管理業務の要求水準

乙は事業期間において、以下に示す業務水準を確保すること。ただし、移行期間についてはこれを適用しないものとする。

(1) 基本的水準

(ア)乙は、本業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って業務を履行するものとする。

(イ)乙は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障・事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう準備するものとする。

(ウ)乙は事業実施計画書に、運転管理業務に必要な事項を定め、甲に提出するものとする。

(2) 水量管理の要求水準

乙は、下水の流入状況に応じて、必要な設備機器を運転することにより、管渠やポンプ井等の水位を調整することで、安定した水処理を行うとともに、管渠等から溢水しないよう水量管理に努めるものとする。

(ア) 本業務で上限とする水量

- ① 事業期間において、契約書第68条第1項に定める下水の流入水量とは、【表4-1】①に掲げる「日最大流入量」とする。
- ② 乙は、甲の責めに帰すべき事由により「日最大流入下水量」を超えたときは、契約書第67条の定めるところにより、甲に委託料の調整を申し出ることができ、甲はこれに応じるものとする。なお、甲及び乙の責めに帰すべき事由によらない場合の委託費は、甲と乙は協議によって決定するものとする。

(イ) 乙が処理すべき水量

- ① 事業期間において、契約書第43条第2項に定める乙が処理すべき量とは、【表4-1】②に掲げる各事業年度における「想定流入下水量」とする。
- ② 甲は、乙の責めに帰すべき事由により「想定流入下水量」の処理に未達があったときは、契約書第60条の定めるところにより、委託料の支払停止の措置を行うことができるものとする。

【表4-1】処理すべき流入下水量の要求水準

対象項目		要求水準
①	日最大流入下水量	一日当たり●m ³
②	令和●年度想定流入下水量	一年当たり●m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり●m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり●m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり●m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり●m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり●m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり●m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり●m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり●m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり●m ³

注) 表中②の令和●年度から令和●年度に記載する想定流入下水量は、本業務で改定・策定する下水道事業経営戦略により設定するため、変更する場合がある。

(3) 水質管理の要求水準

(ア) 本業務で上限とする水質

- ① 事業期間において、契約書第68条第1項に定める流入下水の水質とは、【表4-2】に掲げる「流入下水の水質」とする。
- ② 乙は、甲の責めに帰すべき事由により「流入下水の水質」を超えたときは、契約書第67条

の定めるところにより、甲に委託料の調整を申し出ることができ、甲はこれに応じるものとする。なお、甲及び乙の責めに帰すべき事由によらない場合の委託費は、甲と乙は協議によって決定するものとする。

【表 4 -2】 流入下水の水質管理の要求水準

対象項目		要求水準
流入下水の水質（事業計画値）	B O D	●(mg/L)
	S S	●(mg/L)

(イ) 乙が確保すべき水質

乙は、流入下水の量及び水質に応じた水処理を行い、放流水が要求水準を満足するよう運転管理に努めるものとする。

- ① 乙が、事業期間において、契約書第43条第2項に定める確保すべき水質とは、【表4-3】に掲げる「法定排水基準」とする。
- ② 甲は、乙の責めに帰すべき事由により「法定排水基準」の確保に未達があったときは、契約書第61条の定めにより委託料を減額することができるものとする。

【表 4 -3】 処理水の要求水準

対象項目		要求水準
法定排水基準（放流水） （事業計画値）	B O D	●(mg/L)以下
	S S	●(mg/L)以下

(4) 汚泥処理の要求水準

下水の処理によって生じた汚泥は、適切に水処理工程から引き抜いて濃縮処理し、脱水又は乾燥処理により汚泥の減量化に努めるものとする。

(ア) 乙が確保すべき含水率

- ① 乙が、事業期間において、契約書第43条第2項に定める確保すべき脱水ケーキ含水率とは、【表4-4】に掲げる「遠心脱水機のケーキ含水率」とする。
- ② 甲は、乙の責めに帰すべき事由により「遠心脱水機のケーキ含水率」の確保に未達があったときは、契約書第61条の定めるところにより委託料を減額することができるものとする。
- ③ 脱水機の機種変更等により、脱水ケーキ含水率の要求水準を変更する必要があるときは、契約書第41条及び第42条の定めに従うものとする。

【表 4 -4】 脱水ケーキ含水率の要求水準

対象項目	要求水準
脱水ケーキ含水率（遠心脱水機）	●%以下 (月平均)

(5) 日常点検等

下水道施設の運転状況及び設備機器の異常の早期発見に努めるため、日常点検等を実施するものとする。日常点検等は、処理状況及び設備の状況に応じて定期的に回数を定め又は適宜に実施

するものとする。

日常点検等に当たっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意するものとする。

(6) 調達管理業務

(ア) 水道、ガス、燃料の調達管理

下水道施設の運転を良好に行うために必要な水道、ガス、燃料の調達管理は、乙の責任と費用により実施するものとする。

(イ) 電力、通信の調達管理

下水道施設の運転管理を良好に行うために必要な電力、通信の調達管理は、乙の責任と費用により実施すること。なお、甲が契約する電力供給契約の内容について変更する場合は、あらかじめ甲と協議を行い、承諾を得た上で変更するものとする。

(ウ) 薬品類、その他消耗品類、資材の調達管理

下水道施設の運転を良好に行うために必要な薬品類、その他消耗品類、資材等の調達管理は、乙の責任と費用にて実施する。なお、乙が下水道施設において使用する薬品の種類については、あらかじめ甲と協議を行い、承諾を得た上で使用するものとする。

(7) 文書管理業務

(ア) 下水道施設の運転・維持管理等を良好に行う上で必要となる図書その他の文書を保管し、これらの文書の毀損・滅失がないよう適切に保管するものとする。また、必要な修正、追録、廃棄については、あらかじめ甲と協議を行い、承諾を得た上で行うものとする。

(イ) 運転、水質管理、保守点検、修繕その他の業務に関するデータ等を記録し保管するとともに、甲の求めに応じて提出できるように備えるものとする。また、甲に提示又は提出する各報告書の作成と報告を行うものとする。

(ウ) 本業務の事業実施に係るデータは、これを記録し、データの項目、記録の方法等については、事業実施計画書に明示し、甲と協議の上決定するものとする。

(8) 保安全管理業務

乙は、下水処理施設における不審者の立ち入りなどによる事故防止、盗難その他の事態を防止するために施設の保安全管理を行うものとする。

(9) 下水道事業PRの補助業務

(ア) パンフレット作成

パンフレットは「●」部とすること。なお、パンフレットの内容は現行と同等以上のものとする。

(イ) 浄化センター施設見学時の処理工程等の説明及び施設内の案内を甲と協力して行うものとする。

4-4-2. 保守管理業務の要求水準

(1) 保守管理業務

(ア) 乙は、事業期間終了時、業務範囲における全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し（甲が実施中、若しくは改築更新、改良計画中の施設を除く）、著しい損傷

がない状態で甲に引渡しが行えるよう関係法令等を遵守し、適切な保守管理を行うものとする。

(イ) 乙は、事業実施計画書に、保守管理業務に必要な事項を定め、甲に提出するものとする。

(2) 保守点検業務

(ア) 建築設備保守点検

下水道施設の建築設備について、その機能を良好に保つよう保守点検を行うものとする。

(イ) 機械、電気、計装設備保守点検

機械、電気、計装設備は何らかの故障や事故が発生するとプラント全体を停止させる事態が生じることもあるため、設備の構造や特性はもとより、下水道施設のシステム全体を熟知し保守点検を行うものとする。

(ウ) 下水道施設で必要とする自家用電気工作物保安点検、消防設備、危険物タンク等の自主検査等の法令点検、安全衛生法等による自主検査、その他法令で定められている点検など、これら全ては乙の負担で行うものとする。

(エ) 主要人孔の保守点検

浄化センター敷地内の主要人孔の内部確認を行い、腐食度調査を実施するものとする。

(3) 衛生管理業務

(ア) 設備機器の清掃（設置建屋内の清掃含む）

(イ) 環境衛生

本業務の実施に当たっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理を行うこと。また、業務に使用する建物内は、日常的な清掃を励行し、清潔に保持するよう努めるものとする。

4-4-3. 修繕業務の要求水準

(1) 定期修繕

(ア) 乙は、定期修繕計画に基づいて下水道施設の修繕を実施するものとする。また、事業期間終了時における施設の原状回復のための修繕を含むものとする。

(イ) 定期修繕額は、事業期間を通して【●】万円（税抜き）を上限とするものとする。

(ウ) 定期修繕に係る費用を変更する必要があるときは、契約書第34条第3項及び第4項の定めに従うものとする。

(2) 突発修繕

(ア) 突発的に設備等の故障、不良、破損などが生じた場合は、速やかに修繕等を実施し、その機能の回復を図るものとする（修繕には取替を含む）。

(イ) 乙は、下水道施設の突発修繕に係る費用の合計として事業期間を通して【●】万円（税抜き）を計上するものとする。

(ウ) 乙は、突発修繕の実施に際し、事前に当該突発修繕の内容・費用を甲に提出し、その承諾を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、当該突発修繕実施後に、当該突発修繕の内容・費用を甲に提出するものとする。また、費用の積算に当たっては、契約締結

後速やかに、甲と乙との協議の上、諸経費の算定方法を決定するものとする。

(エ) 乙は、突発修繕に係る費用を変更する必要があるときは、甲に変更の申し出を行うことができるものとし、甲は、変更の申し出を受けたときは、速やかに乙と協議するものとする。

(オ) 突発修繕に係る内容・費用等については、これを記録すること。なお、データの項目、記録の方法等については、事業実施計画書に明示し、甲と協議の上決定するものとする。

4-4-4. 廃棄物管理業務の要求水準

(1) 廃棄物管理の水準

下水道施設から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物（以下「廃棄物等」という。）の管理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、下水道施設の運転に支障をきたすことなく、また悪臭発生による周辺環境への影響がないよう適正に管理するものとする。

(2) 廃棄物管理の事務

廃棄物管理について乙が行う事務は、以下の事項とする。

(ア) 乙は、甲が廃棄物等の運搬処分契約を締結する者への運搬処分に係る連絡とマニフェスト管理を行う。

(イ) 運搬処分の契約先は複数とする予定であり、各契約先の運搬処分量の割り振りは、甲の事務範囲とし、各契約先との調整は乙が行うものとする。

(ウ) 乙は、当該月度の廃棄物搬出量を確認し、甲に報告するものとする。甲はその報告を受け、運搬処分契約を締結する者に運搬処分費を支払うものとする。

(エ) 事業期間において、乙が管理すべき廃棄物の量は【表4-5】を予定している。

【表4-5】 乙が管理すべき廃棄物の量

廃棄物名称	年度	運搬・処分量
沈砂池沈砂	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
脱水ケーキ	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t

	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t
	令和●年度	一年当たり● t

注) 表中の沈砂池沈砂及び脱水ケーキの運搬・処分量のうち、令和●年度から令和●年度については、本業務で改定・策定する下水道事業経営戦略により設定するため、変更する場合がある。

4-4-5. 文書管理業務の要求水準

(1) 下水道施設の運転・維持管理等を良好に行う上で必要となる図書その他の文書を保管し、これらの文書の毀損・滅失がないよう適切に保管すること。また、必要な修正、追録、廃棄については、あらかじめ甲と協議を行い、承諾を得た上で行うものとする。

(2) 運転、水質管理、保守点検、修繕その他の業務に関するデータ等を記録し保管するとともに、甲の求めに応じて提出できるように備えるものとする。また、甲に提示又は提出する各報告書の作成と報告を行うものとする。

(3) 本業務の事業実施に係るデータは、これを記録し、データの項目、記録の方法等については、事業実施計画書に明示し、甲と協議の上決定するものとする。

4-5. 農集施設の要求水準

4-5-1. 運転管理業務の要求水準

乙は事業期間において、以下に示す業務水準を確保するものとする。

(1) 基本的水準

(ア) 乙は、本業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って業務を履行するものとする。

(イ) 乙は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障・事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう準備するものとする。

(ウ) 乙は事業実施計画書に、運転管理業務に必要な事項を定め、甲に提出するものとする。

(2) 水量管理の要求水準

乙は、下水の流入状況に応じて、必要な設備機器を運転することにより、管渠やポンプ井等の水位を調整することで、安定した水処理を行うとともに、管渠等から溢水しないよう水量管理に努めるものとする。

(ア) 本業務で上限とする水量

① 事業期間において、契約書第68条第1項に定める下水の流入水量とは、【表4-6】①に掲げる「日最大流入量」とする。

② 乙は、甲の責めに帰すべき事由により「日最大流入下水量」を超えたときは、契約書第67条の定めるところにより、甲に委託料の調整を申し出ることができ、甲はこれに応じるものとする。

のとする。なお、甲及び乙の責めに帰すべき事由によらない場合の委託費は、甲と乙は協議によって決定するものとする。

(イ) 乙が処理すべき水量

- ① 事業期間において、契約書第43条第2項に定める乙が処理すべき量とは、【表4-6】②に掲げる各年度における「想定流入下水量」とする。
- ② 甲は、乙の責めに帰すべき事由により「想定流入下水量」の処理に未達があったときは、契約書第60条の定めるところにより、委託料の支払停止の措置を行うことができるものとする。

【表 4 -6】 処理すべき流入下水量の要求水準

対象項目		要求水準
①	日最大流入下水量	一日当たり ●m ³
②	令和●年度想定流入下水量	一年当たり ●m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり ●m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり ●m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり ●m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり ●m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり ●m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり ●m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり ●m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり ●m ³
	令和●年度想定流入下水量	一年当たり ●m ³

(3) 水質管理の要求水準

(ア) 本業務で上限とする水質

- ① 事業期間において、契約書第68条第1項に定める流入下水の水質とは、【表4-7】に掲げる「流入下水の水質」とする。
- ② 乙は、甲の責めに帰すべき事由により「流入下水の水質」を超えたときは、契約書第67条の定めるところにより、甲に委託料の調整を申し出ることができ、甲はこれに応じるものとする。なお、甲及び乙の責めに帰すべき事由によらない場合の委託費は、甲と乙は協議によって決定するものとする。

【表 4 -7】 流入下水の水質管理の要求水準

対象項目		要求水準
流入下水の水質（事業計画値）	B O D	●(mg/L)
	S S	●(mg/L)

(イ) 乙が確保すべき水質

乙は、流入下水の量及び水質に応じた水処理を行い、放流水が要求水準を満足するよう運転

管理に努めるものとする。

- ① 乙が、事業期間において、契約書第43条第2項に定める確保すべき水質とは、【表4-8】に掲げる「法定排水基準」とする。
- ② 甲は、乙の責めに帰すべき事由により「法定排水基準」の確保に未達があったときは、契約書第61条の定めにより委託料を減額することができるものとする。

【表4-8】処理水の要求水準

対象項目		要求水準
法定排水基準（放流水） （事業計画値）	B O D	●(mg/L)以下
	S S	●(mg/L)以下

（４）汚泥処理設備の運転

下水の処理によって生じた汚泥を適正濃度に濃縮処理し、汚泥の量を適正に管理するものとする。

（５）日常点検等

農集施設の運転状況及び設備機器の異常の早期発見に努めるため、日常点検等を実施するものとする。

巡回点検は、処理状況及び設備の状況に応じて定期的に回数を定め又は適宜に実施すること。点検に当たっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意するものとする。

（６）調達管理業務

（ア）水道の調達管理

農集施設の運転を、良好に行うために必要な水道の調達管理は、乙の責任と費用により実施するものとする。

（イ）電力、通信の調達管理

農集施設の運転管理を良好に行うために必要な電力、通信の調達管理は、乙の責任と費用により実施するものとする。なお、甲が契約する電力供給契約の内容について変更する場合は、あらかじめ甲と協議を行い、承諾を得た上で変更するものとする。

（ウ）薬品類、その他消耗品類、資材の調達管理

農集施設の運転管理を行うために、必要となる薬品類、その他消耗品類、資材等の調達管理については、乙の責任と費用により実施するものとする。

なお、乙が農集施設において使用する薬品の種類については、あらかじめ甲と協議を行い、承諾を得た上で使用するものとする。

（７）保安全管理業務

乙は、農集施設における不審者の立ち入りなどによる事故防止、盗難その他の事態を防止するために施設の保安全管理を行うものとする。

4－5－2．保守管理業務の要求水準

(1) 保守管理業務

(ア) 乙は、事業期間終了時、業務範囲における全ての施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し（甲が実施中、若しくは改築更新、改良計画中の施設を除く）、著しい損傷がない状態で甲に引渡しが行えるよう関係法令等を遵守し、適切な保守管理を行うものとする。

(イ) 乙は、事業実施計画書に、保守管理業務に必要な事項を定め、甲に提出するものとする。

(2) 保守点検業務

(ア) 建築設備保守点検

農集施設の建築設備について、その機能を良好に保つよう保守点検を行うものとする。

(イ) 機械、電気、計装設備保守点検

機械、電気、計装設備は故障や事故が発生するとプラント全体を停止させる事態が生じることもあるため、設備の構造や特性はもとより、農集施設のシステム全体を熟知し、保守点検を行うものとする。

(ウ) 農集施設で必要とする自家用電気工作物保安点検、消防設備、安全衛生法等による自主検査その他法令で定められている点検など、これら全ては乙の負担で行うものとする。

(エ) 主要人孔の保守点検

排水処理場敷地内の主要人孔の内部確認を行い、腐食度調査を実施するものとする。

(3) 衛生管理業務

(ア) 設備機器の清掃（設置建屋内の清掃含む）

(イ) 環境衛生

本業務の実施に当たっては、地域住民の生活環境に十分配慮し、適正な環境衛生管理を行うこと。また、業務に使用する建物内は、日常的な清掃を励行し、清潔に保持するよう努めるものとする。

4-5-3. 修繕業務の要求水準

(1) 乙は、設備等の故障、不良、破損などが生じないよう予防保全に努めるとともに、突発的に設備等に故障、不良、破損などが生じた場合は、速やかに修繕等を実施し、その機能の回復を図るものとする（修繕には取替を含む）。

(2) 乙は、農集施設の予防保全及び突発修繕に係る費用の合計として事業期間を通して【●】万円（税抜き）を計上するものとする。なお、乙は、予防保全及び突発修繕の実施に際し、事前に当該修繕の内容・費用を甲に提出し、その承諾を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、当該修繕実施後に、当該修繕の内容・費用を甲に提出するものとする。また、費用の積算に当たっては、契約締結後速やかに、甲と乙が協議の上、諸経費の算定方法を決定するものとする。

(3) 乙は、修繕に係る費用を変更する必要があるときは、甲に変更の申し出を行うことができるものとし、甲は、変更の申し出を受けたときは、速やかに乙と協議するものとする。

(4) 修繕に係る内容・費用等については、これを記録するものとし、データの項目、記録の方法等については、事業実施計画書に明示し、甲と協議の上決定するものとする。

4－5－4．廃棄物管理業務の要求水準

(1) 廃棄物管理の水準

農集施設から発生する一般廃棄物の管理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、農集施設の運転に支障をきたすことなく、また、悪臭発生による周辺環境への影響がないよう適正に管理するものとする。

(2) 廃棄物管理の事務

廃棄物管理について乙が行う事務は、以下の事項とする。

(ア) 甲は、一般廃棄物運搬に係る契約及び管理を行うものとする。

(イ) 乙は、当該月度の廃棄物搬出量を確認し、甲に報告するものとする。甲はその報告を受け、運搬処分契約を締結する者に運搬費を支払うものとする。

(ウ) 事業期間において、乙が管理すべき廃棄物の量は【表4-9】を予定している。

【表4-9】 乙が管理すべき廃棄物量

廃棄物名称	年度	運搬量
濃縮汚泥	令和●年度	一年当たり●m ³
	令和●年度	一年当たり●m ³
	令和●年度	一年当たり●m ³
	令和●年度	一年当たり●m ³
	令和●年度	一年当たり●m ³
	令和●年度	一年当たり●m ³
	令和●年度	一年当たり●m ³
	令和●年度	一年当たり●m ³
	令和●年度	一年当たり●m ³
	令和●年度	一年当たり●m ³

4－5－5．文書管理業務の要求水準

(1) 農集施設の運転・維持管理等を良好に行う上で必要となる図書その他の文書を保管し、これらの文書の毀損・滅失がないよう適切に保管すること。また、必要な修正、追録、廃棄については、あらかじめ甲と協議し、承諾を得た上で行うものとする。

(2) 運転、水質管理、保守点検、修繕その他の業務に関するデータ等を記録し保管するとともに、甲の求めに応じて提出できるように備えるものとする。また、甲に提示又は提出する各報告書の作成と報告を行うものとする。

(3) 本業務の事業実施に係るデータは、これを記録するものとし、データの項目、記録の方法等については、事業実施計画書に明示し、甲と協議の上決定するものとする。

第5章 コンサルタント業務の要求水準

5-1. 基本事項

コンサルタント業務の要求水準は、コンサルタント業務を実施する上で乙が満たすべき最低限の要件であり、甲と乙の合意によりその効力を得るものである。また、具体的内容・手法等は乙の提案によるものとする。

5-2. 業務の基本的水準

(1) 一般事項

乙は、自らのノウハウを最大限活用して、コンサルタント業務を行い、甲の要求事項を満足すること。

(ア) 乙は、業務の実施に当り関連する法令等を遵守しなければならない。

(イ) 乙は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

(ウ) 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(エ) 乙は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

(2) 業務実施体制及び配置技術者

業務の実施に当たっては、上下水道事業の事業環境や本件施設の特質等を十分理解し、確実に業務を遂行できるよう十分な業務実施体制でこれに臨むものとする。

(ア) 乙は、管理技術者、照査技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置すること。また、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置するものとする。

(イ) 管理技術者は、総合技術監理部門（水道事業は上水道及び工業用水道、下水道事業は下水道）、または、上下水道部門（水道事業は上水道及び工業用水道、下水道事業は下水道）の技術士の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行うものとする。

(ウ) 照査技術者は、業務の全般にわたり遺漏なき照査を行う者であり、総合技術監理部門（水道事業は上水道及び工業用水道、下水道事業は下水道）、または、上下水道部門（水道事業は上水道及び工業用水道、下水道事業は下水道）の技術士の資格を有する技術者であること。また、管理技術者と照査技術者は兼務できないものとする。

(エ) 甲が承認した管理技術者といえども、業務の施行中に甲が不相当と判断した場合は、交代を求めることができるものとする。この場合、乙は直ちに必要な措置をとらなければならない。

(オ) 乙は、業務の実施にあたって担当技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に提出するものとする。

(3) 照査

(ア) 乙は、業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な整理を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに審査を実施し、業務に誤りがないよう努めなければならない。

(イ) 乙は、遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験（技術士として3年以上）を有する照査技術者を配置するものとする。

(ウ) 乙は、業務全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施するものとする。

- ① 基本方針・基本条件の確認内容の照査
- ② 資料収集・調査方法の適切性についての照査
- ③ 計画策定の方針及び手法の適切性についての照査
- ④ 計画策定内容の妥当性についての照査
- ⑤ 提出図書（成果物）の正確性、整合性についての照査

(4) 積算基準

(ア) 水道事業に係るコンサルタント業務の積算基準は、「設計等業務委託積算歩掛（案）（水道）」及び「水道事業実務必携」の当該業務委託の積算歩掛に準拠して積算を行うものとする。

(イ) 下水道事業に係るコンサルタント業務の積算基準は、「下水道用設計標準歩掛表」に準拠して積算を行うものとする。

(5) 提出書類等

(ア) 乙は、業務の着手及び完了に当って、【表5-1】の書類を提出するものとする。

【表 5-1】表 各業務に共通する提出書類

書類	提出期限	提出する書類の単位
着手届	業務着手前	業務ごと
工程表	業務着手前	業務ごと
管理技術者等届	業務着手前	業務ごと
職務分担表	業務着手前	業務ごと
業務計画書	業務着手後 速やかに	業務ごと
成果品の概要版	業務完了時	業務ごと
完了届	業務完了後 速やかに	業務ごと
納品書	業務完了後で成果品検査合格後	業務ごと
業務委託料請求書等	業務完了後で成果品検査合格後	業務ごと

(イ) 上記表のうち、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、甲と協議するものとする。なお、既に承認された事項を変更しようとするときは、その都度甲の承認を受けるものとする。

(6) 成果物の引き渡しと検査

乙は、当該業務ごとに定める成果物を甲に引き渡すものとする。

(ア) 乙は、業務完了時に成果物について甲の検査を受けるものとする。

(イ) 甲の検査において訂正を指示された箇所は、乙は直ちに訂正するものとする。

(ウ) 業務完了後において、明らかに乙の責めに伴う業務の契約不適合が発見された場合、乙は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(7) 打合せ、関係官公庁等との協議

(ア) 業務の実施に当って、乙は甲と密接な連絡を取り、連絡事項をつど記録し、打合せの際、

相互に確認しなければならない。

- (イ) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、乙と甲は打合せを行うものとし、管理技術者は必ず出席するものとする。
- (ウ) 乙は関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく甲に報告するものとする。
- (エ) 打合せ、協議には議事録をとり、内容を明確にして提出するものとする。
- (オ) 業務上で疑義が生じた場合は、甲と協議の上、これらの解決に努めるものとする。
- (8) 必要な証明書及び申請書の交付は、乙の申請によるものとする。
- (9) 参考図書、貸与資料および参考文献等の明記
- (ア) 上水道事業および下水道事業に係るコンサルタント業務は、本要求水準書別紙2【別表2-1】、【別表2-2】に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。
- (イ) 乙は、業務に必要な資料等を甲から借用する場合は、甲が別途定める借用書を提出するものとする。
- (ウ) 業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。
- (エ) 業務の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して甲に提出するものとする。

5-3. 事業期間を通じて甲が乙に委託する業務

事業期間を通じて甲が乙に委託する業務は、以下のとおりとする。また、委託する業務の補足事項については、別途示すものとするが、この補足事項は甲が乙に業務を委託するあたり、業務の範囲や条件等について事前に明らかにしておく必要がある事項について記載するものであり、委託する業務の詳細を示すものではないことに留意すること。

よって、要求水準及び補足事項について記載なき事項であっても、甲が乙に委託する業務の範囲において、乙が業務履行上で必要な事項については、乙がこれを定め甲に提案するものとする。

(1) コンサルタント業務と実施予定時期

コンサルタント業務と実施予定時期は次のとおりとするが、実施時期については、乙の提案を受け、甲と乙の協議により設定するものとする。

(ア) 水道事業に関する業務

水道事業に関するコンサルタント業務は、【表5-2】に示す業務とする。

【表5-2】水道事業に関するコンサルタント業務

委託業務名		実施予定時期
①	水道事業ビジョン改定業務	令和●年度
②	水道事業経営戦略改定業務	令和●年度
③	配水ポンプ室耐震診断業務	令和●年度
④	配水ポンプ施設及び中央監視更新基本設計業務	令和●年度
⑤	中央監視設備更新詳細設計業務	令和●年度
⑥	配水施設耐震化更新詳細設計業務	令和●年度
⑦	第●次水道事業ビジョン策定業務	令和●年度
⑧	第●次水道事業経営戦略策定業務	令和●年度

⑨	第●次アセットマネジメント業務	令和●年度
---	-----------------	-------

(イ) 下水道事業に関する業務

下水道事業に関するコンサルタント業務は、【表 5-3】に示す業務とする。

【表 5-3】下水道事業に関するコンサルタント業務

業務名		実施予定時期
①	下水道事業経営戦略改定業務	令和●年度
②	下水道総合地震対策計画（第●回）策定業務	令和●年度
③	下水道総合地震対策計画（第●回）策定業務	令和●年度
④	ストックマネジメント実施方針見直し業務	令和●年度
⑤	ストックマネジメント計画（第●回）策定業務	令和●年度
⑥	ストックマネジメント計画（第●回）策定業務	令和●年度
⑦	改築実施設計業務（第●回分）	令和●年度～令和●年度
⑧	改築工事施工監理業務（第●回分）	令和●年度～令和●年度
⑨	第●次下水道事業経営戦略策定業務	令和●年度
⑩	下水道総合地震対策計画（第●回）策定業務	令和●年度
⑪	ストックマネジメント計画（第●回）策定業務	令和●年度
⑫	改築実施設計業務（第●回分）	令和●年度～令和●年度
⑬	改築工事施工監理業務（第●回分）	令和●年度～令和●年度

5-4. 水道事業のコンサルタント業務の要求水準

5-4-1. 水道事業ビジョン改定業務

(1) 業務概要

本業務は、平成●年度に策定した●市水道事業ビジョンの目標達成度や事業推進状況、事業の有効性等を確認し、ビジョンの改定（各業務指標（PI）を用いた業務分析や目標設定）を行うものである。

(ア) 業務対象

- ① 対象事業： ●市水道事業
(計画給水人口：●人、計画一日最大給水量：●m³/日)
- ② 計画期間： 令和●～●年度の10年間

(2) 業務内容

(ア) 水道事業の現状評価・課題

改定時における最新実績を反映するとともに、改定時点における現状評価や新たな課題を抽出し、ビジョンの改定に反映するものとする。

(イ) 推進する実現方策

当初策定時に設定していた実現方策の目標達成度や事業推進における課題、事業の有効性等を確認するとともに、各業務指標（PI）の目標値を変更する余地がある場合はそれを含めてビジョンの改定に反映するものとする。

(ウ) 検討の進め方とフォローアップ

計画期間中に掲げる各実現方策を着実に推進する体制を確認するとともに、次回のビジョン更新までのスケジュールをビジョンの改定に反映するものとする。

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-4】に示すとおりとする。

【表 5-4】提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	改定版水道事業ビジョン概要版	A4 判、2 部
②	改定版水道事業ビジョン報告書	A4 判、2 部 配布用冊子 50 部
③	打合せ議事録	A4 判、2 部
④	その他関連資料	原稿一式
⑤	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2 枚

(4) 照査事項

(ア) 乙は、第 5 章 5-2 (3) の照査に加えて、業務全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- ② 検討方法及びその内容に関する照査
- ③ 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- ④ 上位計画等との相互間における整合性に関する照査

5-4-2. 水道事業経営戦略改定業務

(1) 業務概要

本業務は、平成●年度に策定した●市水道事業経営戦略及びアセットマネジメントの内容と事業推進・財政状況を確認し、目標達成度や事業推進状況、事業の有効性等を確認し、経営戦略の改定（各経営指標（PI）を用いた業務分析や目標設定）を行うものである。

(ア) 業務対象

- ① 対象事業： ●市水道事業
(計画給水人口：●人、計画一日最大給水量：●m³)
- ② 計画期間： 令和●～●年度の10年間
(令和●～●年度実績の検証・評価、令和～●年度予測の見直し)

(2) 業務内容

本業務は、総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26 年 8 月）」、「「経営戦略」の改定推進について（令和 4 年 1 月 経営戦略策定・改定ガイドライン、経営戦略策定・改定マニュアルを含む）」に準拠して行うものとする。

(ア) 事業概要の整理

改定時における最新実績を反映するとともに、改定時点における現状評価や新たな課題を抽出し、経営戦略の改定に反映するものとする。

(イ) アセットマネジメント・フォローアップ

平成●年度に策定したアセットマネジメントの進捗状況を確認し、中期事業計画及び料金水準の妥当性検討のための最新実績を反映した財政シミュレーションを含めたフォローアップを行うものとする。

(ウ)投資・財政計画

アセットマネジメント・フォローアップに基づき、当初策定時の投資・財政計画やそれを構成する投資試算、財源試算と実績との乖離及びその原因を分析し、財政計画に基づく目標値を変更する余地がある場合はそれを含めて経営戦略の改定に反映するものとする。

(エ)収支ギャップの解消・取組

① 実現可能な取組手法の整理

投資・財政計画において整理した経営課題と優先的取組事項に留意し、残りの計画期間で実現可能な取組手法について検討し整理する。

② 経営効率化及び健全化に向けた取組検討

経営の効率化及び健全化に向け、実現可能な取組を以下の手法より選定し、それぞれについて検討し整理する。

- ・組織、人材、定員に関する事項
- ・広域化や民間の資金、ノウハウの活用等の推進に関する事項
- ・企業環境の整備、資産の有効活用、情報通信技術の活用、新技術の活用等その他経営基盤強化に関する事項
- ・資金管理・調達に関する事項
- ・情報公開に関する事項
- ・防災対策の充実、危機管理等の体制整備等その他重点事項

(オ)水道料金改定の検討

① 総括原価の算定

a) 料金算定期間の設定

- ・料金算定期間は、計画期間10年間（令和●～●年度）に対し、後期5ヵ年（令和～●年度）を基本とする。

b) 総括原価の算定

- ・投資試算における維持管理費の推計結果に基づき、料金算定期間における維持管理費を整理する。
- ・投資試算における減価償却費、企業債償還利子等の推計結果に基づき、料金算定期間における資本費を整理する。

c) 料金収入の算定

- ・現行供給単価及び有収水量（推計値）に基づき、料金算定期間における料金収入を算定する。

② 料金改定の検討

a) 料金収入の算定

- ・財源試算における料金算定の推計結果に基づき、料金算定期間における総括原価と料金

収入（推計値）のギャップを算定する。総括原価に対し料金収入（推計値）が不足する場合は、必要となる料金収入額を整理する。

b) 料金改定率の算定

- ・算定した必要料金収入と、料金算定期間の有収水量（推計値）より、目標とする 1 m³当りの供給単価を算定する。
- ・現状の供給単価、目標とする供給単価より、料金回収率の目標値を達成するために必要となる料金改定率を算定する。
- ・全国の統計値、類似団体及び近隣団体の事例を調査し、設定した料金改定率の妥当性を検証する。妥当性に欠ける場合は目標値の見直し、段階的な料金改定等の対策を提案し、甲と協議の上、料金改定率を決定する。

(カ) 経営戦略の改定

① 経営戦略の検証・評価

a) 検証・評価

- ・「●市水道事業経営戦略（平成●年●月策定）」の令和●～●年度実績について同経営戦略で設定した財政計画に基づく目標値に関する達成状況の検証・評価を行う。
- ・目標が未達成の項目については、目標値に対する乖離要因分析を行い、原因（目標値の妥当性、不測の外的要因（当初考慮していない新規事業の追加や突発修繕の増加等））を明確にする。

b) 課題の抽出・施策の見直し

- ・検証・評価の結果に基づき、改定対象期間（令和●～●年度）の水道事業経営の課題を抽出し、施策の見直しを行うとともに、残り期間の目標値の再検討・再設定を行うものとする。

② 住民・議会への説明・公開に関する支援

a) 住民・議会等の説明資料の作成支援

事業経営に係る意識について市民と共有するため、必要な資料作成等を支援する。

- ・経営戦略改定の状況について、報告会で使用する資料（パワーポイントによる資料を含む）の作成及び開催支援を行う。
- ・庁内の意思決定機関への説明会で使用する資料（パワーポイントによる資料を含む）の作成等開催支援を行う。

③ 経営戦略の改定

検討結果をとりまとめ、現行の水道事業経営戦略のデータを甲より受領し、「改定版●市水道事業経営戦略」を作成する。また、総務省の経営戦略ひな形様式に準拠して改定版経営戦略報告書を作成する。

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-5】に示すとおりとする。

【表 5-5】提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	改定版経営戦略概要版	A4 判、2 部
②	改定版経営戦略報告書	A4 判、2 部 配布用冊子 50 部
③	改定版アセットマネジメント報告書	A4 判、2 部
④	打合せ議事録	A4 判、2 部
⑤	その他関連資料	原稿一式
⑥	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2 枚

（４）照査事項

（ア）乙は、第 5 章 5－2（３）の照査に加えて、業務全般にわたり以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 基本条件の確認内容について
- ② 業務計画（計画方針及び検討手法）の妥当性
- ③ 必要なリスト・検討書・計画書の整理状況
- ④ 計画期間、収支均衡の考え方
- ⑤ 投資及び財源の将来予測と収支ギャップの解消の考え方
- ⑥ 実現可能な方策(広域連携、民間活用、組織・人材 等)
- ⑦ 経営戦略の公開

5－4－3．配水ポンプ室耐震診断業務

（１）業務概要

本業務は、昭和●年に供用開始した配水ポンプ場の耐震化を進めるにあたり、既存施設の劣化状態を把握し、健全度の詳細調査を実施するものである。

（ア）業務対象

- ① 施設名称： 配水ポンプ場
- ② 所在地： ●市●丁目●番地の● 地内
- ③ 竣工年： 昭和●年
- ④ 施設概要： RC造 直接基礎形式 ●m×●m×H●m 平屋建て

（２）業務内容

（ア）既存資料収集・整理

対象施設の耐震性能を評価するため、竣工図や維持管理資料、地盤特性資料などの既存資料をあらかじめ収集整理する。なお、資料収集・整理にあたっては、関係官公庁等において将来計画も含め十分な調査を実施するものとする。

- ① 貸与する資料は、以下の通りである。
 - a) 水道施設関連資料（竣工図、構造計算書、被災履歴）
 - b) 水道施設整備計画関連資料

② その他、収集する主な資料は以下の通りである。

- a) 防災関連資料（地域防災計画、活断層図、液状化マップ、震度分布図）
- b) 地盤関連資料（地形図、土質データ）

（イ）現状調査

対象施設の現状をより正確に把握するため、現地調査を実施する。

現地調査の実施に当たっては、施設の運転管理に支障が生じないよう調査計画書を作成し、監督職員の承認を得るものとする。また、現地調査で得られた結果は適切に評価し、診断に反映させるものとする。

現状調査では、以下の項目について確認、記録するものとする。

① はつり調査

はつり調査は2箇所とし、はつり箇所については監督職員と協議して決定するものとする。また、はつり後の復旧も適切に行う。

調査項目は以下の通りである。

- a) 鉄筋の腐食状況
- b) 鉄筋径
- c) かぶり深さ
- d) 中性化深さ

② コア採取による物性試験

コア採取本数は2本とし、採取箇所については監督職員と協議して決定するものとする。また、採取後の復旧も適切に行う。

調査項目は以下の通りである。

- a) コンクリート強度（圧縮強度試験、静弾性係数測定）
- b) 中性化に関わる調査

③ その他、必要と思われる調査がある場合には、監督職員と協議し、指示を受けて決定するものとする。

（ウ）地盤の検討

既存の地質調査資料をもとに、土質定数の設定及び地盤の振動特性の確認を行う。また、液状化や側方流動などの発生が懸念される地盤・地形においては、その判定を行う。

（エ）耐震診断

耐震性能の照査及び施設の老朽化度も含めて、施設の耐震性能を総合的に評価する。耐震性能が満足されない場合には、耐震対策案検討に向けて、補強すべき部位及び補強内容を抽出し、整理する。

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-6】に示すとおりとする。

【表 5-6】提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	劣化調査報告書（概要版）	A4 判、2 部
②	劣化調査報告書	A4 判、2 部
③	耐震診断報告書（概要版）	A4 判、2 部
④	耐震診断報告書	A4 判、2 部
⑤	打合せ議事録	A4 判、2 部
⑥	その他関連資料	原稿一式
⑦	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2 枚

(4) 照査事項

(ア) 乙は、第 5 章 5－2（3）の照査に加えて、設計全般にわたり正常時・異常時における配水機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 設計計画の妥当性（設計方針、設計条件等）の照査
- ② 各種計算書の適切性に関する照査
- ③ 各種設計図の適切性に関する照査
- ④ 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

5－4－4．配水施設及び中央監視更新基本設計業務

(1) 業務概要

本業務は、配水ポンプ室及び中央監視設備の耐震化並びに更新を進めるにあたり、耐震化または更新の実施方針、整備計画、施工計画等を検討し、詳細設計に必要となる基本設計を取りまとめるものである。

(ア)業務対象

- ① 施設名称 配水ポンプ室、中央監視設備
- ② 所在地 ●市●丁目●番地の● 地内
- ③ 竣工年 配水ポンプ室：昭和●年、中央監視設備：平成●年
- ④ 施設概要 計画一日最大給水量：●m³/日、時間係数：●
配水ポンプ場：RC 造、直接基礎形式、●m×●m×H●m、平屋建て
中央監視設備：既設 TM による伝送

(2) 業務内容

(ア)既存資料収集・整理

対象施設の既存状況を把握するため、竣工図や維持管理資料、運転状況資料などの既存資料をあらかじめ収集整理する。なお、資料収集・整理にあたっては、関係官公庁等において将来計画も含め十分な調査を実施するものとする。

- ① 貸与する資料は以下の通りである。
 - a) 水道施設関連資料（竣工図、構造計算書、被災履歴）
 - b) 水道施設整備計画関連資料
 - c) 施設運転状況資料
 - d) 施設フロー資料
 - e) その他関係資料

(イ)配水ポンプ室基本設計

- ① 基本条件の確認
水道事業計画及び5-4-3で実施する配水ポンプ室耐震診断結果に基づく配水量、圧力、水位、位置、環境条件、既存施設、詳細設計に向けての必要調査、検討事項等の基本諸元の確認及び整理を行う。
- ② 維持管理方法の検討
流量、水位、圧力等の監視・制御方法、常時、異常時、清掃時、将来計画を含めた運用方法、維持管理に係る施設形態に比較検討を含めた各種検討を行う。
- ③ 配置計画検討
敷地条件、維持管理方法に基づく必要施設、構造形式等を考慮した、ポンプ施設配置計画を作成し、検討する。
- ④ 施設計画
全体配置、主要施設、施設フロー等の概略施設設計を行う。また、各システムで汎用性、互換性の高い設備導入を検討する。
- ⑤ 水位関係の検討
計画地盤高、流入出管レベル、配水圧力との関係、非常時を考慮した水運用に伴う関連施設（配水地等）との関係について、水位関係の検討を行う。
- ⑥ 施工方法の検討
機器、盤類等の搬出入計画、運用しながらの切り替え計画、必要に応じた仮設検討等の施工方法を検討し、段階的整備計画を立案する。
- ⑦ 基本設計図書作成
概算工事費を算出するとともに、基本設計図書を作成する。

(ウ)中央監視設備基本設計

- ① 基本条件の確認
水道事業計画に基づく配水量、圧力、水位、位置、環境条件、既存施設、詳細設計に向けての必要調査、検討事項等の基本諸元の確認及び整理を行う。
- ② 維持管理方法の検討
維持管理体制、施設状況を踏まえ、管理項目、管理内容、管理制御方式、伝送方法等を検討する。
- ③ 配置計画の検討
経済性、工事及び維持管理の難易度、将来の拡張性、環境条件等を考慮し、各施設の配置計画、場内各種主配管、主配線ルートを検討する。

④ 施設計画

形式、機種等、維持管理の容易さ、経済性、機能等で比較検討する。

⑤ 施工方法の検討

運用しながらの切り替えとなるため、運転状況管理への影響が極力小さくなる施工方法を検討する。

⑥ 基本設計図書作成

概算工事費を算出するとともに、基本設計図書を作成する。

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-7】に示すとおりとする。

【表 5-7】提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	基本設計図面（A 3 縮小版）	A 4 判、2 部
②	基本設計報告書（概要版）	A 4 判、2 部
③	基本設計報告書	A 4 判、2 部
④	打合せ議事録	A 4 判、2 部
⑤	その他関連資料	原稿一式
⑥	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2 枚

(4) 照査事項

(ア) 乙は、第 5 章 5 - 2 (3) の照査に加えて、設計全般にわたり正常時・異常時における配水機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 設計計画の妥当性（設計方針、設計条件等）の照査
- ② 各種計算書の適切性に関する照査
- ③ 各種設計図の適切性に関する照査
- ④ 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

5 - 4 - 5. 中央監視設備更新詳細設計業務

(1) 業務概要

本業務は、中央監視更新基本設計図書に基づき、平成 20 年に供用開始した中央監視設備の更新に向けた詳細設計を行い、工事に必要な計画書、設計図面、各種計算書、設計書等を作成するものである。

(ア) 施設名称 中央監視設備

(イ) 所在地 ●市●丁目●番地の● 地内

(ウ) 竣工年 平成●年

(エ) 施設概要 計画一日最大給水量：●m³/日、時間係数：●

中央監視設備更新：一式

(2) 業務内容

(ア) 設計計画

詳細設計業務を進めるにあたり、耐震診断結果及び基本設計図書を参考に、設計対象施設に関する詳細設計の内容について確認を行う。また、設計対象施設の基本方針に対する検討事項をまとめ、設計方針を立案し確認を行う。

(イ) 計算書等作成

設備容量（機能）計算書、運転操作概要書等、必要となる計算書を作成する。

(ウ) 詳細設計図作成

一般平面図、単線結線図、主要機器配置図、主要機器外形図、主要配線、配管系統図、概略説明図（フローシート又はフロー概念図、全体システム構成図、等）、配線、配管布設図、接地系統図、その他必要な図面

(エ) 数量計算書等作成

次に示す数量計算書等に関する書類を作成する。

- ① 数量計算書
- ② 工事設計書（金抜設計書）
- ③ 工事特記仕様書
- ④ 積算資料
- ⑤ 工期算定計算書
- ⑥ 見積依頼書

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-8】に示すとおりとする。

【表 5-8】提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	詳細設計図面（A 3 縮小版）	A 4 判、2 部
②	報告書（概要版）	A 4 判、2 部
③	報告書	A 4 判、2 部
④	計算書	A 4 判、2 部
⑤	工事設計書（金抜設計書）	A 4 判、2 部
⑥	数量計算書	A 4 判、2 部
⑦	工事特記仕様書	A 4 判、2 部
⑧	工期算定計算書	A 4 判、2 部
⑨	見積依頼書	A 4 判、2 部
⑩	打合せ議事録	A 4 判、2 部
⑪	その他関連資料	原稿一式
⑫	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2 枚

(4) 照査事項

(ア) 乙は、第 5 章 5 - 2 (3) の照査に加えて、設計全般にわたり正常時・異常時における配

水機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 設計計画の妥当性（設計方針、設計条件等）の照査
- ② 各種計算書の適切性に関する照査
- ③ 各種設計図の適切性に関する照査
- ④ 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

5-4-6. 配水施設耐震化更新詳細設計業務

（１）業務概要

本業務は、配水施設及び中央監視更新基本設計図書、配水ポンプ室耐震診断結果に基づき、昭和●年に供用開始した配水ポンプ室の耐震化、配水ポンプ設備の更新に向けた詳細設計を行い、工事に必要な計画書、設計図面、各種計算書、設計書等を作成するものである。

（ア）施設名称 配水ポンプ施設

（イ）所在地 ●市●丁目●番地の● 地内

（ウ）竣工年 昭和●年

（エ）施設概要 計画一日最大給水量：● m^3 /日、時間係数：●

配水ポンプ室：RC造、直接基礎形式、● $\text{m} \times \text{●m} \times \text{H●m}$ 、平屋建て

配水ポンプ設備（機械・電気計装）更新（場内配管切替含む）：一式

配水ポンプ室耐震補強：一式

（２）業務内容

（ア）配水ポンプ施設更新詳細設計

① 設計計画

詳細設計業務を進めるにあたり、基本設計図書を参考に、設計対象施設に関する詳細設計の内容について確認を行う。また、設計対象施設の基本方針に対する検討事項をまとめ、設計方針を立案し確認を行う。

② 計算書等作成

主要機器の容量（機能）計算書、負荷計算書等、必要となる計算書を作成する。

③ 詳細設計図作成

一般平面図、単線結線図、主要機器配置図、主要機器外形図、主要配線、配管系統図、概略説明図（フローシート又はフロー概念図、全体システム構成図、等）、配線、配管布設図、接地系統図、その他必要な図面を作成する。

④ 数量計算書等作成

次に示す数量計算書等に関する書類を作成する。

- a) 数量計算書
- b) 工事設計書（金抜設計書）
- c) 工事特記仕様書
- d) 積算資料
- e) 工期算定計算書

f) 見積依頼書

(イ) 配水ポンプ室耐震補強設計

① 補強構造計算

補強詳細計画の基づき、建屋の建築耐震構造計算を実施する。

② 補強図面作成

平面図、断面図、立面図、補強部分詳細図等、必要な図面の作成を行う。

③ 数量計算書等作成

次に示す数量計算書等に関する書類を作成する。

a) 数量計算書

b) 工事設計書（金抜設計書）

c) 工事特記仕様書

d) 積算資料

e) 工期算定計算書

f) 見積依頼書

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-9】に示すとおりとする。

【表 5-9】提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	詳細設計図面（A 3 縮小版）	A 4 判、2 部
②	報告書（概要版）	A 4 判、2 部
③	報告書	A 4 判、2 部
④	計算書	A 4 判、2 部
⑤	工事設計書（金抜設計書）	A 4 判、2 部
⑥	数量計算書	A 4 判、2 部
⑦	工事特記仕様書	A 4 判、2 部
⑧	工期算定計算書	A 4 判、2 部
⑨	見積依頼書	A 4 判、2 部
⑩	打合せ議事録	A 4 判、2 部
⑪	その他関連資料	原稿一式
⑫	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2 枚

(4) 照査事項

(ア) 乙は、第 5 章 5 - 2 (3) の照査に加えて、設計全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

① 設計計画の妥当性（設計方針、設計条件等）の照査

② 各種計算書の適切性に関する照査

③ 各種設計図の適切性に関する照査

④ 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

5-4-7. 第●次水道事業ビジョン策定業務

(1) 業務概要

本業務は、平成●年度に策定した●市水道事業ビジョンの更新を行うものであり、本業務で実施する水道事業ビジョン改定業務（令和●年度）を反映した上で、新たに計画期間を設定し、水道事業ビジョンの策定を行うものである。

(ア) 業務対象

① 対象事業： ●市水道事業

(計画給水人口：●人、計画一日最大給水量：●m³/日)

② 計画期間： 令和●～●年度の10年間

(2) 業務内容

(ア) 水道事業の現状評価・課題

- ① 地域行政の実情や水道事業の沿革等の基本事項を整理し、周辺市町との関係性も踏まえた現況を整理するものとする。
- ② 市水道事業の歴史、沿革を踏まえて、定量的分析も加えつつ現状評価を行い、地域で信頼されるための「安全」で「強靱」な水道の「持続」に向けた現状における課題を明確化するものとする。
- ③ 定量的分析には、「水道事業ガイドライン JWWA Q100:2016」に基づく業務指標（PI）も活用するものとする。

(イ) 将来の事業環境

本市水道事業における現状の評価と課題を踏まえ、以下の項目について将来の事業環境を予測し、将来像を設定するものとする。

① 外部環境

a) 人口減少

市総合計画や人口ビジョン、人口問題研究所の最新報告書等を踏まえ、現実を直視しつつ今後の水需要予測を含めて事業環境を整理する。

b) 施設の効率性低下

将来の水需要は、人口と同様に減少傾向を示すと考えられる。今後の施設更新等に当たって、これまでと同様の施設形態・配置でよいかどうか、事業環境を踏まえた方向性を示す。

c) 水源環境

水道用水供給事業からの受水環境を踏まえ、本市水道事業における水源環境を踏まえた適切な対策を実施することの必要性を示す。

② 内部環境

a) 施設の老朽化

将来に向けて、本市水道事業における施設の老朽化の動向や必要となる施設整備等を整理し、計画的な施設整備に関する見通しを示す。

b) 資金の確保

水道事業の経営を維持していくための資金となる将来の料金収入の動向を整理した上で、財政基盤の見通しを示す。

c) 職員の執行体制

本市水道事業の組織体制、職員数確保の観点から、組織体制維持のための将来の見通しを示す。

(ウ) 推進する実現方策

厚生労働省が公表している新水道ビジョンに示す「重点的な実現方策」を参考にしつつ、当該水道事業において推進すべき方策を取り上げるとともに、当該水道事業において、取り組むことが適切であると判断される内容を採用して具体的方策を検討し、記載するものとする。

① 戦略的アプローチによる方策推進

方策の推進にあたっては、「持続」「安全」「強靱」のそれぞれについて、課題解決のための基本的な取り組みとして、市水道事業アセットマネジメントを考慮するとともに、耐震化計画の改定を視野に入れ、水道事業における体制強化を図るものとする。

② 連携と挑戦の姿勢

a) 連携

近隣水道事業との広域連携や官民連携は、課題解決の方策の選択肢となることから、これらを視野に入れつつ、人材の確保や施設の効率的な配置、経営の効率化など、事業の運営基盤をどのように強化していくか、検討するものとする。

b) 挑戦

持続可能な水道サービスを確保するため、積極的な挑戦の姿勢で連携体制の構築を、ビジョンに示すことが必要であり、近隣水道事業者や水道用水供給事業者との連携状況、今後の可能性について、検討するものとする。

(エ) 検討の進め方とフォローアップ

① 検討の手法

検討会や審議会等の設置を検討するとともに、パブリック・コメント等の活用を通じて広く意見を聴取・反映するものとする。

② フォローアップ

以下について、フォローアップする。

a) 水道事業ビジョンに掲げる実現方策等を、着実に推進する体制を構築する。

b) 目標の達成状況、実現方策の実施状況について、定期的に評価し、関係者の意見を聴取しつつ、必要に応じて改定するための取り組みを検討する。

(オ) 水道事業ビジョン報告書作成

検討結果をとりまとめ、経営戦略策定を含めた水道事業ビジョン報告書を作成する。

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-10】に示すとおりとする。

【表 5-10】 提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	水道事業ビジョン概要版	A4判、2部
②	水道事業ビジョン報告書	A4判、2部、配布用冊子50部
③	打合せ議事録	A4判、2部
④	その他関連資料	原稿一式
⑤	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2枚

(4) 照査事項

(ア) 乙は、第5章5-2(3)の照査に加えて、業務全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- ② 検討方法及びその内容に関する照査
- ③ 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- ④ 上位計画等との相互間における整合性に関する照査

5-4-8. 第●次水道事業経営戦略策定業務

(1) 業務概要

本業務は、平成●年度に策定した●市水道事業経営戦略の更新を行うものであり、本業務で実施する水道事業経営戦略改定業務（令和●年度）を反映した上で、新たに計画期間を設定し、第●次水道事業経営戦略の策定を行うものである。

(ア) 業務対象

- ① 対象事業： ●市水道事業
(計画給水人口：●人、計画一日最大給水量：●m³/日)
- ② 計画期間： 令和●～●年度の10年間
(令和●年度から40年間の将来見通しを行った上での10年間とする。)

(2) 業務内容

本業務は、総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月）」、「「経営戦略」の改定推進について（令和4年1月 経営戦略策定・改定ガイドライン、経営戦略策定・改定マニュアルを含む）」に準拠して行うものとする。

(ア) 基礎調査

- ① 資料収集・整理
 - a) 現状の整備状況と関連計画の策定状況の把握
 - ・総合計画、公共施設等総合管理計画、水道事業の既存計画（水道事業ビジョン、アセットマネジメント計画等）の進捗状況を整理する。
 - ・現状把握・分析に当たっては、経営及び施設の状況を表す経営指標を取りまとめた「経営比較分析表」を活用するとともに、組織体制、給水人口の推移、施設効率、民間活力の利用状況及び資産活用状況についても資料収集し、整理する。
 - ・他都市の経営戦略や本市水道事業の経営及び財務状況について、過年度トレンド、経営

規模の類似する団体（以下「類似団体」という。）及び近隣団体と比較し、現状を的確に把握する。

- ・水道台帳データ及び固定資産台帳データに登録されている情報等により、水道施設の現状について整理する。

② 基本事項の検討

a) 基本事項の確認及び計画条件の設定

- ・資料収集・整理の結果をもとに、経営戦略策定に必要な事業の特性、普及状況、老朽化状況、経営状況等の基本事項を確認する。
- ・基本事項の検討方針の確定及び対象事業・対象期間、スケジュールを設定する。
- ・経営戦略の計画条件の設定において、水道事業の各種計画（水道事業ビジョン、アセットマネジメント計画等）の修正や今後の策定について、情報共有を行い、関連性についても留意する。

(イ) 投資・財政計画の策定

① 投資試算

a) 水道事業の現状、水道施設の現状分析

- ・本市の人口増減等の社会構造の変化や給水状況など、事業に与える影響を分析する。
- ・内部環境（組織体制、人材、定員等）の把握、評価及び分析を行う。
- ・外部環境の把握、評価及び分析を行う。
- ・経営指標等を活用して類似団体との経営状況の比較及び特徴を分析する。
- ・水道施設の規模、能力、劣化の状況、使用可能年数等を分析する。
- ・投資・財政計画と実際の進捗状況について分析し、課題を検証した上で評価する。
- ・投資試算においては、過年度の評価結果を十分に反映して策定するものとする。

b) 将来の需要予測の整理

- ・基礎調査をもとに、水道施設の将来像を把握するとともに、各種計画間の確認や政策、施策及び実施時期等に留意し、新規投資需要及び更新投資需要について整理を行う。
- ・投資試算期間については、今後40年間の中長期の将来見通しを行った上で、10年間（令和●～●年度）に設定する。

c) 目標設定

- ・将来の需要予測や、経営状況の将来見通し及び財源の制約等を踏まえて、将来にわたり事業、サービスの提供を安定的に維持するために必要な施設・設備に対する投資を、適切に見込んだ上での目標値（金額、政策等の実施状況を評価するための指標等）及び達成期限を設定する。
- ・新規投資のありかたについて、事業規模により合理的な手法を検討し整理する。「優先順位」や「過剰投資及び重複投資」について合理的な投資計画となるように留意する。
- ・更新投資においては、「長寿命化対策によるライフサイクルコストの最小化」、「優先順位や重要性の設定」、「既存施設の性能の合理化（スペックダウン）」、「既存施設の廃止・統合（ダウンサイジング）」等の、事業を合理化するための手法を検討し整理する。

- d) 将来事業費の整理（投資額の合理化検討・投資試算の取りまとめ）
 - ・将来事業費の整理では、優先順位付けや平準化等により、合理的な投資計画となるように整理する。
- ② 財源試算（財政収支予測）
 - a) 現状の財務分析
 - ・基礎調査結果により、類似団体及び近隣団体の経営戦略と比較し、財務状況を分析する。既存計画資料の推計値や、比率分析及び時系列分析等を活用し分析する。
 - b) 予測シナリオの設定
 - ・投資試算に基づく財政負担増加額を把握し、資金、収益及び費用等の将来推移を考慮し設定する。企業債の借入についても検討する。
 - ・水道料金については、人口推計や投資試算を踏まえて設定する。
 - ・総務省の一般会計繰出基準（以下「繰出基準」という。）を考慮し設定する。
 - ・一般会計繰入金については、基準内繰出を前提とするが、一般会計の財政状況により、繰出基準ベースの繰入が行われないケースも想定する。
 - c) 将来の財政収支予測
 - ・投資試算や予測シナリオ（水需要予測、起債充当率、内部留保資金等）を複数設定し、将来の財政収支予測を行う。
 - ・財政収支予測の期間については、水道施設の維持管理及び更新需要を踏まえ、投資試算期間と併せて、今後40年間の中長期の将来見通しを行った上で、10年間（令和●～●年度）とする。
- ③ 投資・財政計画の策定
 - a) 投資・財政計画の内容・まとめ
 - ・計画期間は、今後40年間の中長期の将来見通しを行った上で、10年間（令和●～●年度）とする。
 - ・財源制約による投資試算との調整を図り、収入と支出が均衡するよう調整した「投資・財政計画」を策定する。
 - ・総務省で整理されている水道事業経営指標等を活用し、人・モノ・カネの視点により、財務状況を把握するための指標値を設定する。企業債残高水準の検討を行い、企業債関連重要指標について目標を設定する。将来の更新需要等に対応するため、補填財源残高（資金残高）の水準についても目標を設定する。
 - ・投資の合理化や投資以外の経費の効率化等に取り組むことで、污水处理原価がどの程度引き下げられたか、対策による結果が目に見える形で整理する。
 - ・投資試算や財政収支の予測を踏まえ、将来にわたる経営課題と優先的取組事項について整理する。
 - ・財政収支予測により、料金改定の必要性の有無に加え、広域的な連携や民間活用等の抜本的な改革が必要性について、大きな方向性を見極める。

(ウ)収支ギャップの解消・取組

① 実現可能な取組手法の整理

- a) 投資・財政計画において整理した、経営課題と優先的取組事項に留意し、概ね10年間で実現可能な取組手法について検討し整理する。
- b) 必要な意思決定までに長時間を要することから、収支が均衡した「投資・財政計画」が短期間で策定できないと判断される場合は、少なくとも「収支ギャップ」の解消に向けた取組の方向性や検討体制・スケジュールを記載した経営計画を策定し、収支改善を図っていくものとする。

② 経営効率化及び健全化に向けた取組検討

経営の効率化及び健全化に向け、実現可能な取組を以下の手法より選定し、それぞれについて検討し整理する。

- ・組織、人材、定員に関する事項
- ・広域化や民間の資金、ノウハウの活用等の推進に関する事項
- ・企業環境の整備、資産の有効活用、情報通信技術の活用、新技術の活用等その他経営基盤強化に関する事項
- ・資金管理・調達に関する事項
- ・資金不足比率に関する事項
- ・情報公開に関する事項
- ・防災対策の充実、危機管理等の体制整備等その他重点事項

(エ) 水道料金改定の検討

① 総括原価の算定

- a) 料金算定期間の設定
 - ・料金算定期間は、計画期間10年間（令和●～●年度）に対し、前期5ヵ年（令和●～●年度）、後期5ヵ年（令和●～●年度）を基本とする。
- b) 総括原価の算定
 - ・投資試算における維持管理費の推計結果に基づき、料金算定期間における維持管理費を整理する。
 - ・投資試算における減価償却費、企業債償還利子等の推計結果に基づき、料金算定期間における資本費を整理する。
- c) 料金収入の算定
 - ・現行料金単価及び有収水量（推計値）に基づき、料金算定期間における料金収入を算定する。

② 料金改定の検討

- a) 料金収入の算定
 - ・財源試算における料金算定の推計結果に基づき、料金算定期間における総括原価と料金収入（推計値）のギャップを算定する。総括原価に対し料金収入（推計値）が不足する場合は、必要となる料金収入額を整理する。
- b) 料金改定率の算定

- ・算定した必要料金収入と、料金算定期間の有収水量（推計値）より、目標とする 1 m³当りの供給単価を算定する。
- ・現状の供給単価、目標とする供給単価より、料金回収率の目標値を達成するために必要となる料金改定率を算定する。
- ・全国の統計値、類似団体及び近隣団体の事例を調査し、設定した料金改定率の妥当性を検証する。妥当性に欠ける場合は目標値の見直し、段階的な料金改定等の対策を提案し、甲と協議の上、料金改定率を決定する。

(オ) 経営戦略の策定

① 経営戦略の事後検証方法の検討

a) アウトプット、アウトカム指標の検討

- ・経営戦略の取組等について検証し、3～5年ごとの見直し(ローリング)を行い、進捗管理や見直し等に反映させるという、PDCAのマネジメントサイクルを導入するため、政策及び施策ごとに実現性を踏まえたアウトプット指標、アウトカム指標の設定を検討する。
- ・政策及び施策ごとのアウトプット指標及びアウトカム指標の数値については、過去5年間についても整理する。

b) 評価方法の検討

- ・アウトプット指標及びアウトカム指標の検討を踏まえ、投資・財政計画期間における各年度の将来目標値を設定する。
- ・経営戦略に基づく取組状況が一目で分かるように目標に応じた政策、施策、アウトプット指標及びアウトカム指標の目標値等を一覧表（体系図）の形で取りまとめる。

c) 事後検証（モニタリング）方法等の検討

- ・経営戦略では、毎年度進捗管理を行うとともに3年から5年に一度見直しを行う必要があることから、経営戦略策定後の達成度を評価する仕組み、予算編成等への反映方法、事後検証及び更新事務の効果的手法について検討する。
- ・複数の指標を組み合わせることにより、経営の現状、課題等を的確かつ簡明に把握するための方法についても検討する。
- ・過去の値との経年比較や類似団体との比較により、経営の現状、課題等の相対的な認識及び評価や将来像の把握など、甲の認識を簡便に行うことができるものとする。

② 住民・議会への説明・公開に関する支援

a) 住民・議会等の説明資料の作成支援

- ・事業経営に係る意識について市民と共有するため、必要な資料作成等を支援する。
- ・経営戦略策定の状況について、報告会で使用する資料（パワーポイントによる資料を含む）の作成及び開催支援を行うこと。
- ・庁内の意思決定機関への説明会で使用する資料（パワーポイントによる資料を含む）の作成等開催支援を行うこと。
- ・アウトプット・アウトカム指標の算定（算出過程）等について、議会及び住民等へ公開

するための、ホームページや広報掲載等の雛形を作成する。

③ 経営戦略の検証・評価

a) 検証・評価

- ・「●市水道事業経営戦略（平成●年●月策定、令和●年度改定版）」の令和●～●年度実績について、同経営戦略で設定した財政計画に基づく目標値に関する達成状況の検証・評価を行う。
- ・目標が未達成の項目については、目標値に対する乖離要因分析を行い原因（目標値の妥当性、不測の外的要因（当初考慮していない新規事業の追加や突発修繕の増加等））を明確にするものとする。

b) 課題の抽出・施策の策定

- ・検証・評価の結果に基づき、対象期間（令和●～●年度）の水道事業経営の課題を抽出し、施策の策定を行う。

④ 経営戦略の策定

a) 様式の検討

- ・総務省が取りまとめた「経営戦略策定・改定マニュアル」の雛形様式、他都市の経営戦略（経営計画を含む。）の目次体系や記載内容等の策定事例の整理、経営戦略の実施状況等を検証し把握する方法の検討を踏まえ、本市経営戦略における様式及び記載事項を整理する。

b) 経営戦略の策定

- ・様式の検討結果をもとに、「第●次●市水道事業経営戦略（仮称）」として、市民及び議会等へ公表を前提に、簡潔かつ明瞭で、図表及びイラストを使用し分かりやすく取りまとめる。

（３）提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-11】に示すとおりとする。

【表 5-11】提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	水道事業経営戦略概要版	A 4 判、2 部
②	水道事業経営戦略報告書	A 4 判、2 部、配布用冊子 50 部
③	打合せ議事録	A 4 判、2 部
④	その他関連資料	原稿一式
⑤	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2 枚

（４）照査事項

（ア）乙は、第 5 章 5－2（３）の照査に加えて、業務全般にわたり以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

① 基本条件の確認内容について

- ② 業務計画（計画方針及び検討手法）の妥当性
- ③ 必要なリスト・検討書・計画書の整理状況
- ④ 計画期間、収支均衡の考え方
- ⑤ 投資及び財源の将来予測と収支ギャップの解消の考え方
- ⑥ 実現可能な方策（広域連携、民間活用、組織・人材 等）
- ⑦ 経営戦略の公開

5-4-9. 第●次アセットマネジメント業務

（1）業務概要

本業務は、平成●年度に策定したアセットマネジメント報告書の更新を行うものであり、アセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（厚生労働省）のタイプ4 Dを基本として調査検討を行うものである。

（ア）業務対象

- ① 対象事業： ●市水道事業
（計画給水人口：●人、計画一日最大給水量：●m³/日）
- ② 計画期間： 計画時点から30～50年後
- ③ 検討タイプ： 4 D（計画時点で策定済の耐震化更新計画について協議の上、反映させること。）

（2）業務内容

（ア）資産の現状・将来見通しの把握

- ① データ整理方針の設定
構造物及び設備、管路について、固定資産台帳や管路マッピングシステムのデータ整理状況を把握し、データ整理方針を設定するものとする。
- ② 資産の現況把握
建設改良費の実績、構造物及び設備の建設年度別帳簿原価（有形固定資産の年齢別資産額）、管路の布設年度別延長の把握（布設年度別管種・口径）等
- ③ 資産の将来見通しの把握
 - a) 更新を実施しなかった場合の健全度（構造物及び設備、管路）の把握
 - b) 法定耐用年数で更新した場合の更新需要（構造物及び設備、管路）の把握
 - c) 甲との協議により定める実耐用年数で更新した場合の更新需要（構造物及び設備、管路）の把握

（イ）重要度・優先度を考慮した更新

- ① 重要度・優先度を考慮した更新需要の算定
 - a) 重要度・優先度に応じた更新時期（甲独自の更新基準）の設定（構造物及び設備、管路）
 - b) 耐震診断等による耐震化状況等を考慮した更新時期の見直し
 - c) 更新需要（構造物及び設備、管路）の算定

- d) 資産の健全度（構造物及び設備、管路）の算定（更新需要の妥当性確認）
- ② 財政収支見通し（更新財源確保）の検討
 - a) 財政収支算定の条件設定
 - b) 年次別事業費、財源計画の設定（確定している事業を含む）
 - c) 財政収支の算定、財源確保方策の検討見通し（料金据置ケース、財源確保ケース）の検討
 - d) 財政収支の妥当性確認
- (ウ) 妥当性の確認・改善方策検討
 - ① 妥当性の確認と検討結果のとりまとめ
妥当性の確認、検討結果のとりまとめ、検討結果の評価
 - ② マクロマネジメントのレベルアップに向けた改善方策の検討
検討手法のレベルアップに向けた改善方策の検討
- (エ) アセットマネジメント手法の検討報告書のとりまとめ
検討結果をとりまとめて検討報告書を作成する。
- (3) 提出図書
提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-12】に示すとおりとする。

【表 5-12】提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	アセットマネジメント報告書概要版	A4 判、2 部
②	アセットマネジメント報告書	A4 判、10 部
③	打合せ議事録	A4 判、2 部
④	その他関連資料	原稿一式
⑤	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2 枚

- (4) 照査事項
 - (ア) 乙は、第 5 章 5－2（3）の照査に加えて、業務全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。
 - ① 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
 - ② 検討方法及びその内容に関する照査
 - ③ 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
 - ④ 上位計画等との相互間における整合性に関する照査

5－5．下水道事業のコンサルタント業務の要求水準

5－5－1．下水道事業経営戦略改定業務

(1) 業務概要

本業務は、平成●年度に策定した●市公共下水道事業経営戦略の内容と事業推進・財政状況を確認し、目標達成度や事業推進状況、事業の有効性等を確認し、経営戦略の改定（各経営指標（PI）を用いた業務分析や目標設定）を行うものである。

(ア) 業務対象

① 対象事業： 公共下水道事業

（下水道計画人口：●人、計画一日最大処理水量：●m³）

② 対象期間： 令和●～●年度の10年間

（令和●～●年度実績の検証・評価、令和●～●年度予測の見直し）

(2) 業務内容

本業務は、総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月）」、「「経営戦略」の改定推進について（令和4年1月 経営戦略策定・改定ガイドライン、経営戦略策定・改定マニュアルを含む）」に準拠して行うものとする。

(ア) 事業概要の整理

改定時における最新実績を反映するとともに、改定時点における現状評価や新たな課題を抽出し、経営戦略の改定に反映するものとする。

(イ) フォローアップ

平成●年度に策定した経営戦略の進捗状況及び本業務で実施するストックマネジメント計画（第●回）を反映した上で、中期事業計画及び使用料水準の妥当性検討のための最新実績を反映した財政シミュレーションを含めたフォローアップを行うものとする。

(ウ) 投資・財政計画

フォローアップに基づき、当初策定時の投資・財政計画やそれを構成する投資試算、財源試算と実績との乖離及びその原因を分析し、財政計画に基づく目標値を変更する余地がある場合はそれを含めて経営戦略の改定に反映するものとする。

(エ) 収支ギャップの解消・取組

① 実現可能な取組手法の整理

投資・財政計画において整理した経営課題と優先的取組事項に留意し、残りの計画期間で実現可能な取組手法について検討し整理する。

② 経営効率化及び健全化に向けた取組検討

経営の効率化及び健全化に向け、実現可能な取組を以下の手法より選定し、それぞれについて検討し整理する。

- ・組織、人材、定員に関する事項
- ・広域化や民間の資金、ノウハウの活用等の推進に関する事項
- ・企業環境の整備、資産の有効活用、情報通信技術の活用、新技術の活用等その他経営基盤強化に関する事項
- ・資金管理・調達に関する事項

- ・情報公開に関する事項
- ・防災対策の充実、危機管理等の体制整備等その他重点事項

(オ) 下水道使用料改定の検討

① 使用料対象経費の算定

a) 使用料検討期間の設定

- ・使用料検討期間は、計画期間10年間（令和●～●年度）に対し、後期5ヵ年（令和●～●年度）を基本とする。

b) 汚水処理原価の算定

- ・投資試算における維持管理費の推計結果に基づき、使用料検討期間における維持管理費を整理する。
- ・投資試算における減価償却費、企業債償還利子等の推計結果に基づき、使用料検討期間における資本費を整理する。

c) 使用料対象経費の算定

- ・総務省が定める地方公営企業繰出基準に基づき、汚水処理原価のうち公費負担分を算定する。
- ・汚水処理原価、公費負担分の算定結果より、使用料検討期間における使用料対象経費を算定する。
- ・使用料対象経費への資産維持費の算入有・無を検討する。算入する場合は算入額を算定する。

② 使用料改定の検討

a) 必要使用料収入の算定

- ・財源試算における使用料の推計結果に基づき、使用料検討期間における使用料対象経費と使用料収入（推計値）のギャップを算定する。使用料対象経費に対し使用料収入（推計値）が不足する場合は、使用料で賄うべき費用に対する他会計繰入金繰入額を整理する。
- ・使用料検討期間における経費回収率、他会計繰入金繰入額の目標値を設定する。
- ・設定した目標値に基づき、必要使用料収入を算定する。

b) 使用料改定率の算定

- ・算定した必要使用料収入と、使用料検討期間の有収水量（推計値）より、目標とする1 m³当りの使用料単価を算定する。
- ・現状の使用料単価、目標とする使用料単価より、経費回収率、他会計繰入金繰入額の目標値を達成するために必要となる使用料改定率を算定する。
- ・全国の統計値、近隣団体の事例を調査し、設定した使用料改定率の妥当性を検証する。妥当性に欠ける場合は目標値の見直し、段階的な使用料改定等の対策を提案し、甲と協議の上、使用料改定率を決定する。

(カ) 経営戦略の改定

① 経営戦略の検証・評価

a) 検証・評価

- ・「●市下水道事業経営戦略（平成●年●月策定）」の令和●～●年度実績について同経営戦略で設定した財政計画に基づく目標値に関する達成状況の検証・評価を行う。
- ・目標が未達成の項目については、目標値に対する乖離要因分析を行い、原因（目標値の妥当性、不測の外的要因（当初考慮していない新規事業の追加や突発修繕の増加等））を明確にする。

b) 課題の抽出・施策の見直し

- ・検証・評価の結果に基づき、改定対象期間（令和●～●年度）の下水道事業経営の課題を抽出し、施策の見直しを行うとともに、残り期間の目標値の再検討・再設定を行うものとする。

② 住民・議会への説明・公開に関する支援

a) 住民・議会等の説明資料の作成支援

- ・事業経営に係る意識について市民と共有するため、必要な資料作成等を支援する。
- ・経営戦略改定の状況について、報告会で使用する資料（パワーポイントによる資料を含む）の作成及び開催支援を行う。
- ・庁内の意思決定機関への説明会で使用する資料（パワーポイントによる資料を含む）の作成等開催支援を行う。

③ 経営戦略の改定

検討結果をとりまとめ、現行の下水道事業経営戦略のデータを甲より受領し、「改定版●市下水道事業経営戦略」を作成する。また、総務省の経営戦略ひな形様式に準拠して改定版経営戦略報告書を作成する。

（３）提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-13】に示すとおりとする。

【表 5-13】提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	改定版下水道事業経営戦略概要版	A 4 判、2 部
②	改定版下水道事業経営戦略報告書	A 4 判、2 部、配布用冊子 50 部
③	打合せ議事録	A 4 判、2 部
④	その他関連資料	原稿一式
⑤	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2 枚

（４）照査事項

（ア）乙は、第 5 章 5－2（３）の照査に加えて、業務全般にわたり以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 基本条件の確認内容について
- ② 業務計画（計画方針及び検討手法）の妥当性
- ③ 必要なリスト・検討書・計画書の整理状況

- ④ 計画期間、収支均衡の考え方
- ⑤ 投資及び財源の将来予測と収支ギャップの解消の考え方
- ⑥ 実可能な方策(広域連携、民間活用、組織・人材 等)
- ⑦ 経営戦略の公開

5-5-2. 下水道総合地震対策計画（第●回）策定業務

（１）業務概要

（ア）業務の目的

本業務は、●市公共下水道事業において、●市下水道総合地震対策計画を踏まえて、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化および被災した場合の減災対策を併せて進めるための新たな下水道総合地震対策計画を策定し、下水道の地震に対する安全度を高め、安心した都市活動が継続されるようにすることを目的とする。

（イ）業務対象

- ① 対象事業： 公共下水道事業
- ② 委託箇所： ●市全域
- ③ 対象面積： 下水道全体計画区域（汚水、雨水） 約●ha
- ④ 対象施設： 浄化センター：●箇所
 建屋ポンプ場：●箇所
 マンホールポンプ：●箇所、
 排水樋管：●箇所
 管路施設：約●km（汚水：約●km、雨水：約●km）
 対象施設の詳細は、別途示すとおりとする。
- ⑤ 設計条件： 設計条件は、別途示すとおりとする。
- ⑥ 計画期間： 令和●～●年度の５年間

（２）業務内容

下水道総合地震対策計画は、「社会資本整備総合交付金交付要綱（令和 3.3.30 国官会第 28955 号）」、「社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用について（令和 3.4.1 国水下企画第 115 号、国水下事第 76 号、国水下流第 39 号）」における下水道総合地震対策事業として、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と被災を想定して被害の最少化を図る「減災」を組合せた総合的な地震対策を推進するための計画を策定するものとする。

なお、計画の策定にあたっては、●市下水道総合地震対策計画の進捗状況を勘案し、既計画の見直しを踏まえて策定するものとする。

（ア）基礎調査

基礎調査では、本業務を遂行するための上位計画（下水道事業計画・防災計画等）の資料や被害想定等で必要な資料を収集・整理し、地域性および計画区域内の特異性等を把握するための基礎資料を整えるものとする。

① 下水道事業計画資料の収集および整理

下水道整備済み区域での既設下水道施設に関する計画諸元、設計基準および施設の情報・

特性等の資料を収集し整理する。耐震上重要な施設については、下水道台帳や竣工図等から、設置場所・ルート、施設諸元（構造、能力、基礎形式等）、建設年度および耐震設計・耐震診断の有無等を整理する。

② 防災等における計画資料の収集および整理

市の防災計画資料から、防災拠点や避難所、緊急輸送道路等について資料を収集し地域防災計画等を整合させるため、以下の資料について収集整理する。

- a) 下水道施設に関する資料（検討対象施設・路線の竣工図書、下水道台帳等）
- b) 地域防災計画に関する資料（防災拠点、避難地、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院、緊急輸送路、避難路等）

③ 下水道施設の点検・維持管理履歴、既往耐震診断情報等の関連資料の収集および整理

既設下水道施設に関する維持管理履歴やその結果、ならびに既往の耐震診断結果や耐震化計画、その他本業務に必要な資料を収集し整理する。

④ 現地踏査

下水道整備済み区域内の地域特性、土地利用および施設の重要性等を把握する目的で地勢、地形、道路状況、河川水路状況、管路施設の埋設状況等に着目し現地踏査を行う。

(イ) 下水道施設の地震対策に関する基本方針の設定

① 下水道地震対策基本方針の立案

下水道事業計画、他事業との優先順位、住民意見等を踏まえ、地震対策に取り組む必要性が高い地域や防災拠点・避難所等の重要度を検討し、下水道地震対策の基本方針を立案する。

② 検討対象地震動の設定

地域防災計画等を参考に、被害想定や耐震診断において対象とする地震動を設定する。
また、「東海、南海、東南海地震」や「南関東直下地震」等の巨大地震を想定する場合においては、必要に応じ地域係数(Z)の上乗せや、発注者独自の上乗せ基準の設定に関して検討を加える。

(ウ) 対象施設の条件整理および選定

「下水道施設の耐震対策指針と解説」（日本下水道協会）および地域防災計画に基づき、管路施設をその重要度に応じて、「重要な幹線等」と「その他の管路」に区分する。なお、処理場、ポンプ場施設については、全ての施設を重要な施設とする。

(エ) 管路施設の地震時被害予測の検討

地震によって想定される被害の形態および範囲等を予測するとともに、その結果に基づいた下水道管路被害予測図を作成する。なお、下水道管路被害予測図は、大規模地震による被害予測の結果に加えて、既往耐震診断結果や防災関連情報、耐震化の状況や被災時の影響を分かり易く図化する。

また、過去の地震における下水道管路施設の被害状況や被害箇所の地盤条件や埋設条件ならびに地震動の大きさ等の諸データからも被害予測を行う。

① 被害状況の予測手法の検討

被害予測は被害状態に基づく被害の定性的評価手法や被害率に基づく被害予測手法などいくつかの予測手法のうちひとつを用いて行うことを原則とし、どのような被害予測手法を用

いるかを検討する。なお、複数の手法を用いる場合については甲と協議の上、別途定めるものとする。

② 管路施設の被害予測

検討した被害状況の予測手法に基づき、対象範囲の管路施設の被害予測を行ない、被害危険度の高い地域・路線を明らかにする。

③ 管路被害予測図の作成

上記被害予測の結果と被害が発生される管路施設を明確化するとともに、その被害発生の可能性や周辺環境への影響リスク等から危険度について、視覚的に判りやすいよう図化する。また、管路施設の地震時被害の危険度については、おおむね3段階～5段階程度で評価する。

(オ) 浄化センター・ポンプ場の被害予測

① 被害タイプの分類と評価基準の設定

浄化センター・ポンプ場については、立地条件、耐震化状況及び対象とする地震動の強さから、被害タイプの分類と被害率・評価基準を設定する。

② 耐震性能の定性的評価

浄化センター・ポンプ場の土木・建築構造物に対して、被災時における復旧の難易性、基礎・躯体・伸縮継ぎ手、液状化及び側方流動の可能性の確認等について、総合的に勘案した耐震性能の定性的評価を行う。

③ 被害予測

浄化センター・ポンプ場の構造物別の被害額、被害率の算定を行い、被害状況を示す一般図を作成する。

④ 優先順位の判定

浄化センター・ポンプ場機能の維持システム、耐震性能の定性的評価、緊急性及びストックマネジメント計画等の関連事業計画を考慮して、詳細診断の要否、緊急な耐震対策の要否等、対策の優先順位の判定を行う。

(カ) 下水道地震対策計画の策定（防災計画）

① 管路施設の耐震対策の検討

管路施設に対しては、緊急・中長期の液状化対策、可とう性継手、人孔浮上対策、人孔耐震補強案等の検討と補強策の選定をする。

② 浄化センター・ポンプ場の耐震対策の検討

浄化センター・ポンプ場の土木・建築構造物に対しては、緊急・中長期の耐震対策案の検討と補強策の選定をする。

③ 詳細診断計画

優先順位の判定結果に基づき、耐震性能の定量的評価を行う詳細診断が必要な施設を抽出し、路線延長及びマンホール箇所数等を算出する。また、詳細診断に必要な調査内容の検討を行い、補足調査の必要がある場合は、具体的な調査項目及び調査数量を算出する。

④ 対策優先順位の検討

緊急的に対応すべき施設を対象に、予測される被害の大きさ、施設の重要度を総合的に考慮した耐震対策および減災対策の優先順位を検討する。対策の優先順位は、公衆衛生の確保、

浸水被害の防除、トイレ使用の確保、応急対策活動の確保といった下水道が最低限有すべき機能を考慮して定めることを基本とし、原則として次の項目を総合的に判断して判定する。

- a) 下水道施設において機能的に重要な下水道施設
 - b) 被害による二次災害の影響が特に大きい下水道施設
 - c) 設置年度の古い下水道施設および常時より変状が生じている下水道施設
 - d) 地盤条件が悪く、かつ大規模な被害を受けやすい箇所に設置されている下水道施設
- ⑤ 概算事業費の算定
- 耐震対策および減災対策の検討結果に基づき、対策工法ごとの概算事業費を算出する。
- ⑥ 段階的整備計画の立案
- a) 適正かつ効率的な整備計画を策定するため、地域防災計画等の上位計画、下水道施設の整備状況および、ストックマネジメント計画ならびに被害予測結果等を勘案した上で、下水道総合地震対策計画の対象施設ならびに対象路線を選定する。
 - b) 下水道総合地震対策計画の対象区域については、地域防災計画等の上位計画の内容、地形・土質情報、過去の地震記録、道路・鉄道の状況、防災拠点・避難所等の状況ならびに下水道施設の被害予測図等から、下水道施設の地震対策を優先すべき地区（箇所）を選定し、その中で特に緊急に対応すべき施設について、次の視点から整理する。
 - ・甚大な被害を生じるおそれのある下水道施設
 - ・重要な防災拠点、避難場所、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院から排水を受ける下水道施設
 - ・被災時に重大な交通機能への障害を及ぼすおそれのある緊急輸送路、避難路等に埋設されている下水道施設
 - ・被災時に周辺への二次災害を誘発するおそれのある軌道および河川を横断する下水道施設
 - ・計画・設計段階では想定し得ない特殊な環境条件による腐食等が顕著であり、また、既に劣化・損傷に起因する道路陥没や不等沈下等が発生している下水道施設
 - c) 本計画で設定する目標については、短期間のうちに実現可能なものとし、地域や施設の重要性等を勘案した防災目標とする。また、これら防災としての対策が十分整わない状況下で被災した場合にも下水道が最低限有すべき機能を確保するための暫定的な対応として減災目標も設定する。

⑦ 中長期対策計画の立案

緊急の目標に沿った下水道総合地震対策計画と併せて、中期目標および長期目標として段階的な防災対策および減災対策の考え方、概略的な規模を検討する。

(キ) 下水道地震対策計画の策定（減災計画）

減災対策に係る次の事項について、地域防災計画等から現在の減災対策について確認し、新たに検討する必要があるものについて、その内容、実施方法について検討する。また、優先順位の検討、概算事業費の算定、段階的整備計画を基に中長期の減災対策を立案する。

① 備蓄倉庫、耐震性貯水槽

- ② 可搬式ポンプや仮配管等復旧資器材の調達方法の確保（民間および公共機関との協定等）
- ③ 被災時に調達できない復旧資器材の備蓄
- ④ 仮設トイレ資機材の調達（マンホールトイレシステムの建設を含む）
- ⑤ 処理場の防災拠点化、耐震性貯水槽の設置
- ⑥ BCP、その他ソフト対策（情報開示、支援体制、災害訓練等の実施状況）

(ク)事業実施効果の検討

個々の対策に対する効果を整理するとともに対策後の被害低減度等を検証し、公衆衛生の保全、浸水被害の防除、応急対策の確保、緊急時の輸送路の確保等、下水道施設の防災対策および減災対策について検討する。

(ケ)下水道総合地震対策計画

① 下水道総合地震対策計画の取り纏め

下水道総合地震対策計画は、以下の事項を定めるものとする。

- a) 対象地区の概要
- b) 対象地区の選定理由
- c) 計画目標
- d) 計画期間
- e) 防災対策の概要
- f) 減災対策の概要
- g) 計画の実施効果
- h) 下水道BCP策定状況

② 緊急に実施すべき対策

（カ）④で緊急（5 年間以内）に実施すべき対象となった管渠等耐震化事業に係る工期が5 年を超える場合は、10 年以内に実施すべき対策として、計画期間内に耐震化・整備する全ての下水道施設の概要を具体的に策定するものとする。

③ 概算事業費の算定

総合地震対策の計画期間内に実施すべき事業について、施工法、概算事業費等を算定するものとする。

④ 総合地震対策の実施スケジュール

総合地震対策の調書に位置付けた期間内の施設に対して、事業費の年次割りを作成するものとする。また、対象区域内における事業量を整理し、事業の進め方について中期・長期計画として取り纏めるものとする。

⑤ 下水道総合地震対策計画図

下水道総合地震対策計画図は、下記により作成するものとする。

a) 使用図面

S=1/5、000～1/10、000 程度で計画内容がわかるよう記入にする。

b) 図面記載内容

計画図は、「社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用について（令和3.4.1 国水企画第 115 号、国水事第 76 号、国水下流第 39 号）」に準拠するものとし、

【表 5-14】を基本として作成するものとする。

【表 5-14】図面記載内容の凡例

記 載 内 容	色 別	適 用
本計画における耐震対策計画対象エリア	青	2 ～ 3 mm の 1 点鎖線で書く。
DID 地域	桃	2 mm の実線で書く。
【各施設】施工済み（設置済）であるが、未耐震かつ今回計画の対象としないもの	黒	各施設を 2 ～ 3 mm の実線で書く。 施設名を記入。
【各施設】施工済み（設置済）であり、耐震化済	黒 (灰)	各施設を 4 ～ 6 mm の実線で書く。 施設名を記入。
【各施設】計画期間内施工予定	赤	各施設を 2 ～ 3 mm の実線で書く。 施設名を記入。
防災拠点、避難場所、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院	緑	各施設を 2 ～ 3 mm の実線で書く。 施設名を記入。
緊急輸送路、避難路	黄	各施設を 2 ～ 3 mm の実線で書く。 施設名を記入。

（３）提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-15】に示すとおりとする。

【表 5-15】提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	報告書（概要版）	A 4 判、2 部
②	報告書	A 4 判、2 部
③	総合地震対策計画書	A 4 判、2 部
④	総合地震対策計画図	A 1 判または A 0 判、2 部
⑤	打合せ議事録	A 4 判、2 部
⑥	その他関連資料	原稿一式
⑦	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2 枚

（４）照査事項

（ア）乙は第 5 章 5－2（３）の照査に加えて、業務全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- ① 基礎調査の内容および課題の把握・整理内容に関する照査
- ② 被害予測の方法およびその内容に関する照査

③ 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査

(5) 補足事項

(ア) その他特記事項

- ① 令和●年●月に策定した「R●国補公下第●号業務（●市公共下水道総合地震対策計画策定業務）」および令和●年●月に申請した「下水道総合地震対策計画（第●回）」を踏まえ、過年度に実施した耐震診断および耐震補強詳細設計を反映した下水道総合地震対策計画（第●回）を策定するものとする。
- ② 下水道総合地震対策計画（第●回）は、令和●～●年度の5ヶ年事業として計画申請を行うものとし、令和●年●月●日までに申請を実施するものとする。
- ③ 令和●年●月●日までにストックマネジメント計画（第●回）の申請を予定していることから、本計画内容と施設・設備の重複が無いよう十分な整合を図り、効率的な事業実施計画となるよう留意するものとする。

5-5-3. 下水道総合地震対策計画（第●回）策定業務

本下水道総合地震対策計画（第●回）策定業務は、「5-5-2. 下水道総合地震対策計画（第●回）策定業務」に記載の「第●回」を「第●回」に読み替えて、同業務の（2）～（4）及び下記（1）と（5）について実施するものとする。

(1) 業務概要

(ア) 業務の目的

本業務は、第5章の5-5-2で策定する下水道総合地震対策計画（第●回）を踏まえて、令和●～●年度に実施した耐震対策事業の実績を反映した下水道総合地震対策計画（第●回）を策定するものである。

(イ) 業務対象

5-5-2（1）（イ）の①～④と同様とする。また、本業務では下記⑤、⑥とする。

⑤ 設計条件： 設計条件は、別途示すとおりとする。

⑥ 計画期間： 令和●～●年度の5年間

(5) 補足事項

(ア) その他特記事項

- ① 下水道総合地震対策計画（第●回）の申請は令和●年●月●日までに実施し、令和●年●月●日までに承認を得るものとする。
- ② 過年度の耐震診断結果や耐震補強詳細設計内容、地震対策工事内容等を把握・整理し、本計画へ反映するものとする。
- ③ 令和●年●月●日までにストックマネジメント計画（第●回）の申請を予定していることから、本計画内容と施設・設備の重複が無いよう十分な整合を図り、効率的な事業実施計画となるよう留意するものとする。

5-5-4. スtockマネジメント実施方針見直し業務

(1) 業務概要

(ア)業務の目的

本業務は、●市公共下水道事業の対象施設について、甲が平成●年度に策定したストックマネジメント実施方針の進捗状況を踏まえ、リスク評価を勘案し、明確かつ具体的な施設管理目標及び長期的な改築シナリオを設定し、点検・調査計画及び修繕・改築計画を作成することを目的とする。

(イ)業務対象

- ① 対象事業： 公共下水道事業
- ② 委託箇所： ●市全域
- ③ 対象施設： 浄化センター：●箇所
建屋ポンプ場：●箇所
マンホールポンプ：●箇所、
排水樋管：●箇所
対象施設の詳細は、別途示すとおりとする。
- ④ 設計条件： 設計条件は、別途示すとおりとする。

(2) 業務内容

ストックマネジメント実施方針は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

(ア)施設情報の収集・整理

下水道施設の管理目標の設定、リスク検討、点検・調査計画及び改築・修繕計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。収集すべき資料は次のとおりとする。

- ① 施設情報収集・整理
 - a) 上位計画に関する情報の収集・整理
 - ・第●次●市総合計画（●市）
 - ・●川流域別下水道整備総合計画（●県）
 - b) 関連計画に関する情報の収集・整理
 - ・下水道計画（全体計画、事業計画）
 - ・●市地域防災計画
 - ・第●次●市環境基本計画
 - ・●市役所地球温暖化対策実行計画
 - c) 諸元に関する情報の収集・整理
 - ・名称
 - ・設置年度及び設置価格
 - ・所在地
 - ・形状寸法、形式、能力、容量、仕様等
 - d) リスクの検討に関する情報の収集・整理
 - ・点検・調査結果
 - ・地盤情報、地震被害予測資料、ハザードマップ、機能停止時の影響予測資料、影響度

- ・施設の周辺環境条件等
- e) 点検・調査に関する情報の収集・整理
 - ・設計図書、竣工図書
 - ・施設状態（劣化の程度）
 - ・維持管理履歴（修繕記録、事故・故障記録、診断記録、）等
- f) 改築・修繕に関する情報の収集・整理
 - ・経過年数
 - ・標準耐用年数
 - ・改築費用（または改築単価）
 - ・緊急度、健全度等
 - ・運転及び水質記録等

② 施設情報の作成

- a) 施設情報（施設台帳）が作成されていない場合は、収集した施設情報を基に、新たに小分類単位を基にした施設情報（施設台帳）を作成する（データベースの構築は含んでいないが、甲が別途管理している資産管理システムと連携できるようなデータ構成とすること。）。
- b) 施設情報（施設台帳）の内容は、構造、形状寸法、形式、台数、取得価格、設置年度、改築年度、その他の施設情報とし、電子データ化を行う。

③ 現地調査

既存の施設情報収集で得られた情報に基づき、目視による施設の確認及び維持管理担当者へのヒヤリングを行う。

(イ) リスクの評価

ストックマネジメントを効率的・効果的に実践するために、リスク評価による優先順位等を検討し、点検・調査計画及び修繕・改築計画の策定に反映できるようにすること。リスク評価では、以下の事項について検討する。

① リスクの特定

甲に起因するリスクと起因しないリスクを抽出し、施設の点検・調査あるいは改築・修繕で対応するリスクを特定する。

② 被害規模の検討

下水道施設において事故・故障が発生しときの被害の大きさを影響度とし、その評価方法を設定して被害規模を検討する（機能面、能力面、コスト面の総合評価を想定している。）

③ 発生確率の検討

下水道施設における事故・故障の発生確率について、施設情報の蓄積状況や事業期間中の実績等を踏まえて評価方法を設定して検討する（目標耐用年数を設定した整理を想定している）。

④ リスクの評価

点検・調査及び改築・修繕計画の優先順位付けに必要なリスクの評価方法を検討するものとし、選定したリスク評価方法を用いて、被害規模の検討と発生確率の検討結果に基づきリ

スクを評価する。

(ウ)施設管理の目標設定

リスク評価を踏まえて、下水道施設の点検・調査及び修繕・改築に関する事業の効果目標（アウトカム）及び事業量の目標（アウトプット）を設定する。

① 事業の目標設定

施設管理に関する目標としては、長期的な視点に立って目指すべき方向性及びその効果の目標値（アウトカム）を設定する。

② 事業量の目標設定

アウトカムを達成するための具体的な事業量の目標（アウトプット）を設定する。

(エ)長期的な改築事業シナリオの設定

改築に関する複数のシナリオの中から費用、リスク、執行体制を総合的に勘案し、最適な改築シナリオを設定する。

① 管理方法の選定

下水道施設の能力・系列数、設備台帳、設備の役割、状況等を勘案し、甲の特性に応じて管理方法を設定する。

② 改築条件の設定

最適な改築シナリオを選定するために、各設備の管理方法を考慮した上で、目標耐用年数による改築時期や改築費用を設定する。

③ 最適な改築シナリオの選定

リスク評価、施設管理の目標設定を踏まえ、甲の実情に応じて事業費の平準化を考慮した最適な改築シナリオを選定する。

④ 長期的な改築事業シナリオのとりまとめ

①から③の検討結果を長期的な改築事業シナリオとして取りまとめる。

(オ)点検・調査計画の策定

基本方針では、長期的な視点から頻度、優先順位、単位、項目について検討する。実施計画では、事業計画期間を勘案し、概ね 5～7 年程度において、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、点検・調査を行うかを検討する。

① （基本方針）頻度・項目の設定

a) 点検頻度は、過去の点検項目・内容に準じた周期、過去の管理記録やリスク評価等を参考に設定する。

b) 健全度を評価するため調査項目を設定する。

c) 調査頻度は、リスク評価に基づく優先順位等より設定する。

② （基本方針）単位の設定

a) 点検単位は、設備単位とする。

b) 調査単位は、修繕・改築等、対策単位を設定する。

③ （基本方針）優先順位の設定

リスク評価に基づいて、優先順位を設定する。

④ （実施計画）対象施設・実施時期の検討

- a) 対象設備は、浄化センター、建屋ポンプ場、マンホールポンプ及び排水樋管の全設備とする。
- b) 点検時期は、設備の特性や執行体制を踏まえて設定する。
- c) 調査時期は、予防保全による対策が検討できる時期とし、リスク評価に応じて、調査時期、頻度を決定して、効率的・効果的に実施する。

⑤ (実施計画) 点検・調査の方法の検討

点検・調査方法は、点検・調査体制や各設備の調査単位及び構造等を考慮して選定する。

⑥ (実施計画) 概算費用の算定

「対象施設・実施時期」及び「点検・調査の方法」の検討結果を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度の概算費用を算出する。

⑦ 点検・調査計画のとりまとめ

①～⑥の検討結果を、点検・調査計画として取りまとめる。

(3) 提出図書

提出図書(成果物)の提出部数は、【表 5-16】に示すとおりとする。

【表 5-16】提出図書(成果物)

図書名		形状寸法・提出部数
①	報告書(概要版)	A4判、2部
②	報告書	A4判、2部
③	点検・調査計画図	A1判またはA0判、2部
④	打合せ議事録	A4判、2部
⑤	その他関連資料	原稿一式
⑥	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2枚

(4) 照査事項

(ア) 乙は、第5章5-2(3)の照査に加えて、業務全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- ② 検討方法及びその内容に関する照査
- ③ 計画の妥当性(方針、設定条件等)の照査
- ④ 上位計画、地震対策計画等との相互間における整合性に関する照査

(5) 補足事項

(ア) その他特記事項

- ① シナリオ検討では、緊急度Ⅰを低減することに留意し、最適シナリオを選定すること。

5-5-5. スtockマネジメント計画(第●回)策定業務

(1) 業務概要

(ア) 業務の目的

本業務は、●市公共下水道事業の対象施設について、ストックマネジメント実施方針に基づく

点検・調査を実施して修繕・改築計画を作成し、ストックマネジメント実施計画（第●回）の申請を行うことを目的とする。

（イ）業務対象

- ① 対象事業： 公共下水道事業
- ② 委託箇所： ●市全域
- ③ 対象施設： 浄化センター：●箇所、
建屋ポンプ場：●箇所
マンホールポンプ：●箇所、
対象施設の詳細は、別途に示すとおりとする。
- ④ 設計条件： 設計条件は、別途示すとおりとする。
- ⑤ 計画期間： 令和●～●年度の5年間

（２）業務内容

ストックマネジメント実施計画（第●回）は、長期的視点で今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

（ア）点検・調査の実施

- ① 点検・調査計画に基づき、健全度の設定に必要な調査を実施する。
- ② 点検・調査情報を取りまとめ、点検・調査計画の定期的な見直しによる精度向上に活用する。

（イ）修繕・改築計画の策定

基本方針では、点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度における改築の優先順位を設定する。実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築を行うかを検討する。

- ① （基本方針）診断（調査結果から健全度を判定する過程）・対策の必要性の検討
 - a) 健全度の評価のため、判断基準を設定し、現在の健全度を評価する。
 - b) 診断結果及び点検結果に基づき、対策の必要性を検討する。
- ② （基本方針）優先順位の検討
 - a) 機能向上に関する事業など関連計画を考慮して、修繕・改築に関する優先順位を検討する。
 - b) 浄化センター、建屋ポンプ場、マンホールポンプ等に係る設備の優先順位の設定にあたり、設備群としてまとまった修繕・改築を実施した方が効率的な場合には、設備群単位で優先順位を調整する。
- ③ （実施計画）対策範囲の検討
 - a) 基本方針で、対策が必要と位置づけた設備について、修繕か改築かを判定する。
 - b) 修繕か改築かの判定結果に加え、設備の重要度や最適な改築シナリオの事業費等を考慮して、5～7年の対策範囲を設定する。
- ④ （実施計画）長寿命化対策検討対象設備の選定

管理方法（状態監視保全、時間計画保全、事後保全）を踏まえた長寿命化対策検討対象設備を選定する。

⑤ （実施計画）改築方法の検討

- a) 対策が必要とされた長寿命化対策検討対象設備は、必要に応じてライフサイクルコストの比較を行い、更新あるいは長寿命化対策を選定する。
- b) 個々の設備の対策に加え、必要に応じ設備群として（省エネルギー、省資源化、効率化等）総合的な検討を行う。

⑥ （実施計画）実施時期と概算費用の検討

③を踏まえた修繕・改築計画を策定する。

⑦ （実施計画）修繕・改築計画のとりまとめ

①～⑥の検討結果を修繕・改築計画として取りまとめる。

(ウ)関係機関への説明資料作成

ストックマネジメント計画申請に必要な関係機関との協議に必要な説明資料を作成する。

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-17】に示すとおりとする。

【表 5-17】 提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	報告書（概要版）	A 4 判、2 部
②	報告書	A 4 判、2 部
③	改築・修繕計画図	A 1 判または A 0 判、2 部
④	点検・調査実施報告書	A 4 判、2 部
⑤	打合せ議事録	A 4 判、2 部
⑥	その他関連資料	原稿一式
⑦	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2 枚

(4) 照査事項

(ア)乙は、第 5 章 5－2（3）の照査に加えて、業務全般にわたり以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- ① 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- ② 検討方法及びその内容に関する照査
- ③ 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- ④ 上位計画、地震対策計画等との相互間における整合性に関する照査

(5) 補足事項

(ア)その他特記事項

- ① 「H●国補公下第●号業務委託（下水道施設ストックマネジメント実施方針策定（ポンプ場・終末処理場・MP場・管路施設））_平成●年●月」、「R●国補公下第●号業務委託（下水道施設ストックマネジメント実施計画策定業務（ポンプ場・処理場））_令和●年●月」および、令和●年●月に申請した「下水道ストックマネジメント計画（第●回）」を

踏まえ、過年度に実施した修繕・改築工事を反映した下水道ストックマネジメント計画（第●回）を策定するものとする。

- ② 下水道ストックマネジメント計画（第●回）は、令和●～●年度の5ヶ年事業として計画申請を行うものとし、令和●年●月●日までに申請を実施するものとする。
- ③ 令和●年●月●日までに下水道総合地震対策計画（第●回）の申請を予定していることから、本計画内容と施設・設備の重複が無いよう十分な整合を図り、効率的な事業実施計画となるよう留意するものとする。

5-5-6. スtockマネジメント計画（第●回）策定業務

本ストックマネジメント計画（第●回）策定業務は、「5-5-5. スtockマネジメント計画（第●回）策定業務」に記載の「第●回」を「第●回」に読み替えて、同業務の（2）～（4）及び下記（1）と（5）について実施するものとする。

（1）業務概要

（ア）業務の目的

本業務は、第5章の5-5-4で見直したストックマネジメント実施方針および、5-5-5で策定するストックマネジメント計画（第●回）を踏まえて、令和●～●年度に実施したストックマネジメント事業の実績を反映したストックマネジメント計画（第●回）を策定するものである。

（イ）業務対象

- ① 対象事業： 公共下水道事業
- ② 委託箇所： ●市全域
- ③ 対象施設： 浄化センター：●箇所、
建屋ポンプ場：●箇所
マンホールポンプ：●箇所、
対象施設の詳細は、別途示すとおりとする。
- ④ 設計条件： 設計条件は、別途示すとおりとする。
- ⑤ 計画期間： 令和●～●年度の5年間

（5）補足事項

（ア）その他特記事項

- ① 下水道ストックマネジメント計画（第●回）の申請は令和●年●月●日までに実施し、令和●年●月●日までに承認を得るものとする。
- ② 過年度に実施した日常・定期点検結果や改築実施設計内容、修繕・改築工事内容等を把握・整理し、本計画へ反映するものとする。
- ③ 令和●年●月●日までに下水道総合地震対策計画（第●回）の申請を予定していることから、本計画内容と施設・設備の重複が無いよう十分な整合を図り、効率的な事業実施計画となるよう留意するものとする。
- ④ 下水道ストックマネジメント計画（第●回）で予定していた施設・設備の対策（更新／

長寿命化)が何らかの理由で実施されなかった場合、当該施設・設備を本業務の対象施設・設備として再検討(実施できなかった原因を明確にし、対策検討等)するものとする。

5-5-7. 改築実施設計業務(第●回分)

(1) 業務概要

(ア) 業務の目的

本業務は、●市公共下水道事業のストックマネジメント計画(第●回)に定める対象施設について、工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

(イ) 業務対象

- ① 対象事業： 公共下水道事業
- ② 委託箇所： ●市全域
- ③ 対象施設： 浄化センター：●箇所
建屋ポンプ場：●箇所
マンホールポンプ：●箇所
対象施設の詳細は別途示すとおりとする。
- ④ 設計条件： 設計条件は、別途示すとおりとする。

(2) 業務内容

改築実施設計(詳細設計)業務は、次の事項の確認並びに詳細設計図書の作成を行い、改築実施設計(詳細設計)図書としてまとめるものとする。

(ア) 改築実施設計(詳細設計)業務で確認する事項

改築実施設計(詳細設計)業務において、次の事項を確認するものとする。

- ① 乙は、改築実施設計(詳細設計)業務を進めるに当たり、設計対象施設に関する基本設計の内容について確認を行う。
- ② 工事の施工に必要な代替施設、池・水路等の締切り・切廻し用構築物、排水用施設・設備、補強用構築物、搬出入用構築物等(以下、仮設構築物等という。)の要否の確認及びその設置・撤去方法、設計条件、荷重条件等の確認又は検討を行う。

(イ) 改築実施設計(詳細設計)業務で行う計算書等の作成に関する作業

乙は、甲が提供した資料、又は乙が調査した事項について、整理し、確認又は検討を行った後に次の作業を行う。

なお、確認された基本設計図書のうちで、改築実施設計(詳細設計)で利用できるものは、再使用を防げない。

- ① 建築関係(附帯機械設備・電気のみ)
 - a) 設備設計計算書
 - b) 施工計画書(施工計画に伴う各種計算書含む)
 - c) 耐震計算書
- ② 機械関係
 - a) 設備容量計算書

- ・能力、台数、出力、制御方式等

- b) 機器リスト表
- c) 特殊設備の安全性・安定性に対する検討書
- d) 主要機器重量表及び建築荷重設定表
- e) 機器搬出入計画書
- f) 施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む）
- g) 耐震計算書

③ 電気関係

- a) 設備容量計算書
 - ・能力、台数、出力等
- b) 運転操作概要書
- c) 主要機器重量表及び建築荷重設定表
- d) 機器搬出入計画書
- e) 施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む）
- f) 耐震計算書

(ウ) 詳細設計図の作成に関する作業

乙は、改築施設並びに仮設構築物等について、次に示す詳細設計図を作成すること。

① 建築関係（附帯機械設備・電気のみ）

- a) 建築機械設備図
 - ・系統図、平面図、断面及び必要部分の詳細図
- b) 建築電気設備図
 - ・電灯、非常用照明、設備動力、電気時計、火災報知、電話、拡声、テレビ共聴等の系統図、各階配線平面図
- c) 既設撤去図
- d) 工事特記仕様書

② 機械関係

- a) フローシート（全体及び施設又は設備ごと）
- b) 全体配置平面図
- c) 配置平面図（施設ごと）
- d) 配置断面図（施設ごと）
- e) 配管全体図
- f) 水位関係図、箱抜き参考図等（土木に準ずる）
- g) 既設撤去図
- h) 工事特記仕様書

③ 電気関係

- a) 構内一般平面図
- b) 単線結線図
- c) 主要機器外形（参考寸法）図

- d) 機能概略説明図（計装フローシート、監視制御システム系統図）
- e) 主要配線、配管系統図
- f) 配線、配管敷設図（ラック、ダクト、ピット）
- g) 接地系統図
- h) 機器配置図（f）との共用を含む）
- i) 既設撤去図
- j) 工事特記仕様書

(エ) 工事設計書の作成に関する作業

- ① 乙は、甲の示す様式、資料により次のものを作成するものとする。
 - a) 数量計算書（材料）
 - b) 工期算定計算書
 - c) 見積依頼書
 - d) 工事設計書（金抜設計書）

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-18】に示すとおりとする。

【表 5-18】提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	報告書（概要版）	A4 判、2 部
②	報告書	A4 判、2 部
③	実施設計（詳細設計）図	A 3 判折たたみ製本、2 部
④	計算書（数量計算書を除く）	A 4 判又は A 3 判、2 部
⑤	数量計算書	A4 判、2 部
⑥	特記仕様書	A4 判、2 部
⑦	工事設計書	A4 判、2 部
⑧	打合せ議事録	A 4 判、2 部
⑨	その他関連資料	原稿一式
⑩	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2 枚
③～⑦は、各工種（建築附帯、機械、電気）別に取りまとめること。		

(4) 照査事項

(ア) 乙は、第 5 章 5－2（3）の照査に加えて、設計全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 設計計画の妥当性（設計方針、設計条件等）の照査
- ② 各種計算書の適切性に関する照査
- ③ 各種設計図の適切性に関する照査
- ④ 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

(5) 補足事項

(ア) その他特記事項

- ① 設計対象施設のダウンサイジングを含めた最適な施設規模となるよう検討を行い、甲と協議を実施した上で施設規模を決定するものとする。
- ② 本業務は、中央監視と連携した動作確認、総合地震対策計画との整合、各設備の連携等について、手戻りの無い計画・設計に留意するものとする。
- ③ 乙は、甲の改築工事発注スケジュールを踏まえ、円滑に工事発注が執行できるよう、対象施設の改築実施設計を完了させ、工事発注に必要な図書を提出するものとする。
- ④ 改築実施設計業務（第●回分）は、令和●～●年度に実施する改築事業を対象としているため、各年次計画に合わせて逐次設計を完了するものとする。

5-5-8. 改築工事施工監理業務（第●回分）

(1) 業務概要

(ア) 業務の目的

本業務は、●市公共下水道事業の下水道ストックマネジメント計画（第●回）に定めた改築（更新、長寿命化）対象施設の内、建築附帯設備（機械、電気）、機械設備および電気設備の改築工事（更新工事、長寿命化工事）の施工監理を行い、改築工事の適切な進捗と品質を確保することを目的とする。

(イ) 業務対象

- ① 対象事業： 公共下水道事業
- ② 委託箇所： ●市全域
- ③ 対象施設： 浄化センター：●箇所
建屋ポンプ場：●箇所
マンホールポンプ：●箇所
対象施設の詳細は、別途示すとおりとする。
- ④ 業務条件： 設計条件は、【表5-19】および別途示すとおりとする。

【表 5-19】 施工監理条件

工種	業務対象 基準工事額 (千円)	委託業務 タイプ	業務形態	対象工事種別	予定工事期間
土木	—	—	—	—	—
建築	—	—	—	—	—
建築機械設備	●	タイプ●	非常駐監理	更新工事	令和●～●年度
建築電気設備					
機械	●	タイプ●	常駐監理	更新工事	令和●～●年度
電気	●	タイプ●	常駐監理	更新工事	令和●～●年度

(2) 業務内容

(ア) 基本事項

① 一般業務

- a) 乙は、対象工事の請負契約の適正な履行（技術面に限る）を確保するため、改築工事施工監理業務（第●回分）を統括管理する管理技術者を定めるほか、対象工事毎に管理技術員を定め、業務を厳正に実施するものとする。
- b) 管理技術員は、甲の監督職員が工事受注者に指示する技術上の事項について、必要に応じ適正な助言を実施するものとする。
- c) 乙は、各対象工事の主任管理技術員及び管理技術員について、甲が別に定める様式により、甲に提出するものとする。
- d) 主任管理技術員は、各対象工事の管理技術員の中から定めるものとする。
- e) 各対象工事の主任管理技術員は、各対象工事の施工監理業務を総括監理するものとする。
- f) 管理技術員は、甲が別に定める様式により、業務記録誌（月報）を甲の監督職員へ提出するものとする。

② 設計図書の理解

- a) 管理技術員は、請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解しておくものとする。

③ 業務実施工程表

- a) 主任管理技術員は、甲の監督職員の指示がなくとも必要があれば、作業計画表（本施工監理業務の業務内容・範囲および対象工事概要等を記載した計画表）の範囲内において、工事受注者の工事工程表に基づき、甲が別に定める様式に準じて、業務実施工程表を作成し、甲の監督職員に提出するものとする。

④ 図書等の貸与及び管理

- a) 主任管理技術員は、甲から貸与を受けた図書等について、責任をもって管理し、業務完了後は速やかに貸与を受けた図書等を甲へ返還するものとする。
- b) 管理技術員は、甲の監督職員の指示があれば、工事受注者から受理する図書または工事受注者に指示する書類、若しくは図書を保管し、当該図書及び書類は業務完了後、速やかに返還するものとする。

⑤ 整理書類

乙は、次にあげる書類帳簿等を必要に応じ現場に備え付け、これを整理するものとする。

- a) 契約書写（甲からの借用図書）
- b) 図面（甲からの借用図書）
- c) 仕様書（甲からの借用図書）
- d) 設計説明書（甲からの借用図書）
- e) 施工計画書（工事受注者作成図書）
- f) 工事工程表（工事受注者作成図書）
- g) 工事受注者職務分担表（工事受注者作成図書）

- h) 打合せ簿（甲及び工事受注者作成図書）
- i) 検査に関する書類（工事受注者作成図書）
- j) 業務記録誌（乙作成図書）
- k) 業務実施工程表（乙作成図書：作成しない場合は作業計画表とする）

（イ）改築工事の施工監理

① 建築機械設備・電気設備工事の施工監理

業務内容は、別途示す該当業務項目の内、下記に示す項目とする。

- a) 1. 業務着手手続
- b) 2. 設計意図の正確な伝達
- c) 3. 施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務
- d) 4. 工事の確認及び報告
- e) 5. 官公庁等検査の立会
- f) 6. 業務完了手続
- g) 7. 施工計画を検討し、助言する業務
- h) 28. 配線設備工事（電気設備工事）
- i) 29. 照明器具設備工事（電気設備工事）
- j) 30. 動力設備工事（電気設備工事）
- k) 40. 機器設備工事（空調換気設備工事）
- l) 41. 配管設備工事（空調換気設備工事）
- m) 42. ダクト設備工事（空調換気設備工事）
- n) 43. 自動制御設備工事（空調換気設備工事）
- o) 44. 排煙設備工事（空調換気設備工事）

② 機械設備工事の施工監理

業務内容は、別途示す該当業務項目全部とする。

③ 電気設備工事の施工監理

業務内容は、別途示す該当業務項目全部とする。

（ウ）その他

次の業務については、下記に定める対応を基本とするが、甲の求めに応じて別途協議の上、助言等の協力を行うものとする。

- a) 工事の安全管理に係わる業務【対象外】
- b) 設計変更に係わる業務【対象（精算を除く）】
- c) 特殊な調査及び試験等の業務【対象外】
- d) 対外折衝に係わる業務【対象外】
- e) 工事工程遅延の場合の工程回復検討業務【対象】

（３）提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-20】に示すとおりとする。

【表 5-20】提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	業務着手届	A4判、3部、工事契約後14日以内
②	主任管理技術員届	A4判、3部、工事契約後14日以内
③	管理技術員届	A4判、3部、工事契約後14日以内
④	職務分担届	A4判、3部、工事契約後14日以内
⑤	業務記録誌	A4判、3部、その都度
⑥	重点施工監理業務報告書（外業）	A4判、3部、その都度
⑦	業務完了届	原A4判、3部、工事完了後
⑧	打合せ議事録	A4判、3部
⑨	上記図書の電子成果品	CD-R又はDVD-R、3枚
※①～⑦は、各工事別に取りまとめること。		

（４）補足事項

（ア）その他特記事項

- ① 乙は、本業務の対象施設・設備に係る甲が発注した改築工事ごとに実施体制を構築し、工事請負業者が決定後、速やかに施工監理業務を開始しなければならない。

５－５－９．第●次下水道事業経営戦略策定業務

（１）業務概要

本業務は、平成●年度に策定した●市下水道事業経営戦略の更新を行うものであり、本業務で実施する下水道事業経営戦略改定業務（令和●年度）を反映した上で、新たに計画期間を設定し、第●次下水道事業経営戦略の策定を行うものである。

（ア）業務対象

- ① 対象事業： 公共下水道事業
(下水道計画人口：●人、計画一日最大処理水量：●m³)
- ② 対象期間： 令和●～●年度の10年間
(令和●年度から50年間の将来見通しを行った上での10年間とする。)

（２）業務内容

本業務は、総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月）」、「「経営戦略」の改定推進について（令和4年1月 経営戦略策定・改定ガイドライン、経営戦略策定・改定マニュアルを含む）」に準拠して行うものとする。

（ア）基礎調査

- ① 資料収集・整理
 - a) 現状の整備状況と関連計画の策定状況の把握
 - ・総合計画、公共施設等総合管理計画、公共下水道事業の既存計画（総合地震対策計画、ストックマネジメント計画等）の進捗状況を整理する。
 - ・現状把握・分析に当たっては、経営及び施設の状況を表す経営指標を取りまとめた「経営比較分析表」を活用するとともに、組織体制、処理人口の推移、施設効率、民間活力

の利用状況及び資産活用の状況についても資料を収集し、整理する。

- ・他都市の経営戦略や本市公共下水道事業の経営及び財務状況について、過年度トレンド、類似団体及び近隣団体と比較し、現状を的確に把握する。
- ・下水道台帳データ及び固定資産台帳データに登録されている情報等により、下水道施設の現状について整理する。

② 基本事項の検討

a) 基本事項の確認及び計画条件の設定

- ・資料収集・整理の結果をもとに、経営戦略策定に必要な事業の特性、普及状況、老朽化状況、経営状況等の基本事項を確認する。
- ・基本事項の検討方針の確定及び対象事業・対象期間、スケジュールを設定する。
- ・経営戦略の計画条件の設定において、下水道事業の各種計画（総合地震対策計画、ストックマネジメント計画等）の修正や今後の策定について、情報共有を行い、関連性についても留意する。

(イ) 投資・財政計画の策定

① 投資試算

a) 下水道事業の現状、下水道施設の現状分析

- ・本市の人口増減等の社会構造の変化や給水状況など、事業に与える影響を分析する。
- ・内部環境（組織体制、人材、定員等）の把握、評価及び分析を行う。
- ・外部環境の把握、評価及び分析を行う。
- ・経営指標等を活用して類似団体との経営状況の比較及び特徴を分析する。
- ・下水道施設の規模、能力、劣化の状況、使用可能年数等を分析する。
- ・投資・財政計画と実際の進捗状況について分析し、課題を検証した上で評価する。
- ・投資試算においては、過年度の評価結果を十分に反映して見直すものとする。

b) 将来の需要予測の整理

- ・基礎調査をもとに、下水道施設の将来像を把握するとともに、各種計画の確認や政策、施策及び実施時期等に留意し、新規投資需要及び更新投資需要について整理を行う。
- ・投資試算期間については、今後50年間の中長期の将来見通しを行った上で、10年間（令和●～●年度）に設定する。

c) 目標設定

- ・将来の需要予測や、経営状況の将来見通し及び財源の制約等を踏まえて、将来にわたり事業、サービスの提供を安定的に維持するために必要な施設・設備に対する投資を、適切に見込んだ上での目標値（金額、政策等の実施状況を評価するための指標等）及び達成期限を設定する。

d) 将来事業費の整理（投資額の合理化検討・投資試算の取りまとめ）

- ・将来事業費の整理では、優先順位付けや平準化等により、合理的な投資計画となるように整理する。
- ・新規投資のありかたについて、事業規模により合理的な手法を検討し整理する。「優先順

位」や「過剰投資及び重複投資」について合理的な投資計画となるように留意する。

- ・更新投資においては、「長寿命化対策によるライフサイクルコストの最小化」、「優先順位や重要性の設定」、「既存施設の性能の合理化（スペックダウン）」、「既存施設の廃止・統合（ダウンサイジング）」等の、事業を合理化するための手法を検討し整理する。

② 財源試算（財政収支予測）

a) 現状の財務分析

- ・基礎調査結果により、類似団体及び近隣団体の経営戦略と比較し、財務状況を分析する。既存計画資料の推計値や、比率分析及び時系列分析等を活用し分析する。

b) 予測シナリオの設定

- ・投資試算に基づく財政負担増加額を把握し、資金、収益及び費用等の将来推移を考慮し設定する。企業債の借入についても検討する。
- ・下水道使用料については、人口推計や投資試算を踏まえて設定する。
- ・総務省の一般会計繰出基準（以下「繰出基準」という。）を考慮し設定する。
- ・一般会計繰入金については、基準内繰出を前提とするが、一般会計の財政状況により、繰出基準ベースの繰入が行われないケースも想定する。

c) 将来の財政収支予測

- ・投資試算や予測シナリオ（水需要予測、起債充当率、内部留保資金等）を複数設定し、将来の財政収支予測を行う。
- ・財政収支予測の期間については、下水道施設の維持管理及び更新需要を踏まえ、投資試算期間と併せて、今後50年間の中長期の将来見通しを行った上で、10年間（令和●～●年度）とする。

③ 投資・財政計画の策定

a) 投資・財政計画の内容・まとめ

- ・計画期間は、今後50年間の中長期の将来見通しを行った上で、10年間（令和●～●年度）とする。
- ・財源制約による投資試算との調整を図り、収入と支出が均衡するよう調整した「投資・財政計画」を策定する。
- ・総務省で整理されている下水道事業経営指標等を活用し、人・モノ・カネの視点により、財務状況を把握するための指標値を設定する。企業債残高水準の検討を行い、企業債関連重要指標について目標を設定する。将来の更新需要等に対応するため、補填財源残高（資金残高）の水準についても目標を設定する。
- ・投資の合理化や投資以外の経費の効率化等に取り組むことで、汚水処理原価がどの程度引き下げられたか、対策による結果が目に見える形で整理する。
- ・投資試算や財政収支の予測を踏まえ、将来にわたる経営課題と優先的取組事項について整理する。
- ・財政収支予測により、料金改定の必要性の有無に加え、広域的な連携や民間活用等の抜本的な改革の必要性について、大きな方向性を見極める。

(ウ)収支ギャップの解消・取組

① 実現可能な取組手法の整理

- a) 投資・財政計画において整理した、経営課題と優先的取組事項に留意し、概ね10年間で実現可能な取組手法について検討し整理する。
- b) 必要な意思決定までに長時間を要することが予想されることから、収支が均衡した「投資・財政計画」が短期間で策定できないと判断される場合は、少なくとも「収支ギャップ」の解消に向けた取組の方向性や検討体制・スケジュールを記載した経営計画を策定し、収支改善を図っていくものとする。

② 経営効率化及び健全化に向けた取組検討

- a) 経営の効率化及び健全化に向け、実現可能な取組を以下の手法より選定し、それぞれについて検討し整理する。
 - ・組織、人材、定員に関する事項
 - ・広域化や民間の資金、ノウハウの活用等の推進に関する事項
 - ・企業環境の整備、資産の有効活用、情報通信技術の活用、新技術の活用等その他経営基盤強化に関する事項
 - ・資金不足比率に関する事項
 - ・資金管理・調達に関する事項
 - ・情報公開に関する事項
 - ・防災対策の充実、危機管理等の体制整備等その他重点事項

(エ)下水道使用料改定の検討

① 使用料対象経費の算定

- a) 使用料検討期間の設定
 - ・使用料検討期間は、計画期間10年間（令和●～●年度）に対し、前期5ヵ年（令和●～●年度）、後期5ヵ年（令和●～●年度）を基本とする。
- b) 汚水処理原価の算定
 - ・投資試算における維持管理費の推計結果に基づき、使用料検討期間における維持管理費を整理する。
 - ・投資試算における減価償却費、企業債償還利子等の推計結果に基づき、使用料検討期間における資本費を整理する。
- c) 使用料対象経費の算定
 - ・総務省が定める地方公営企業繰出基準に基づき、汚水処理原価のうち公費負担分を算定する。
 - ・汚水処理原価、公費負担分の算定結果より、使用料検討期間における使用料対象経費を算定する。
 - ・使用料対象経費への資産維持費の算入有・無を検討する。算入する場合は算入額を算定する。

② 使用料改定の検討

a) 必要使用料収入の算定

- ・財源試算における使用料の推計結果に基づき、使用料検討期間における使用料対象経費と使用料収入（推計値）のギャップを算定する。使用料対象経費に対し使用料収入（推計値）が不足する場合は、使用料で賄うべき費用に対する他会計繰入金の繰入額を整理する。
- ・使用料検討期間における経費回収率、他会計繰入金繰入額の目標値を設定する。
- ・設定した目標値に基づき、必要使用料収入を算定する。

b) 使用料改定率の算定

- ・算定した必要使用料収入と、使用料検討期間の有収水量（推計値）より、目標とする1 m³当りの使用料単価を算定する。
- ・現状の使用料単価、目標とする使用料単価より、経費回収率、他会計繰入金繰入額の目標値を達成するために必要となる使用料改定率を算定する。
- ・全国の統計値、類似団体及び近隣団体の事例を調査し、設定した使用料改定率の妥当性を検証する。妥当性に欠ける場合は目標値の見直し、段階的な使用料改定等の対策を提案し、甲と協議の上、使用料改定率を決定する。

(オ)経営戦略の策定

① 経営戦略の事後検証方法の検討

a) アウトプット、アウトカム指標の検討

- ・経営戦略の取組等について検証し、3～5年ごとの見直し(ローリング)を行い、進捗管理や見直し等に反映させるPDCAのマネジメントサイクルを導入するため、政策及び施策ごとに実現性を踏まえたアウトプット指標、アウトカム指標の設定を検討する。
- ・政策及び施策ごとのアウトプット指標及びアウトカム指標の数値については、過去5年間についても整理する。

b) 評価方法の検討

- ・アウトプット指標及びアウトカム指標の検討を踏まえ、投資・財政計画期間における各年度の将来目標値を設定する。
- ・経営戦略に基づく取組状況が一目で分かるように目標に応じた政策、施策、アウトプット指標及びアウトカム指標の目標値等を一覧表（体系図）の形で取りまとめる。

c) 事後検証（モニタリング）方法等の検討

- ・経営戦略では、毎年度進捗管理を行うとともに3年から5年に一度見直しを行う必要があることから、決算実績の反映等の経営戦略策定後の達成度を評価する仕組み、予算編成等への反映方法、事後検証及び事務の効果的手法について検討する。
- ・複数の指標を組み合わせることにより、経営の現状、課題等を的確かつ簡明に把握するための方法についても検討する。
- ・過去の値との経年比較や類似団体との比較により、経営の現状、課題等の相対的な認識及び評価や将来像の把握など、甲の認識を簡便に行うことができるものとする。

② 住民・議会への説明・公開に関する支援

a) 住民・議会等の説明資料の作成支援

- ・事業経営に係る意識について市民と共有するため、必要な資料作成等を支援する。
- ・経営戦略策定の状況について、報告会で使用する資料（パワーポイントによる資料を含む）の作成及び開催支援を行うこと。
- ・庁内の意思決定機関への説明会で使用する資料（パワーポイントによる資料を含む）の作成等開催支援を行うこと。
- ・アウトプット・アウトカム指標の算定（算出過程）等について、議会及び住民等へ公開するための、ホームページや広報掲載等の雛形を作成する。

③ 経営戦略の検証・評価

a) 検証・評価

- ・「●市下水道事業経営戦略（平成●年●月策定、令和●年度改定版）」の令和●～●年度実績について、同経営戦略で設定した財政計画に基づく目標値に関する達成状況の検証・評価を行う。
- ・目標が未達成の項目については、目標値に対する乖離要因分析を行い原因（目標値の妥当性、不測の外的要因（当初考慮していない新規事業の追加や突発修繕の増加等））を明確にするものとする。

b) 課題の抽出・施策の策定

- ・検証・評価の結果に基づき、対象期間（令和●～●年度）の下水道事業経営の課題を抽出し、施策の策定を行う。

④ 経営戦略の策定

a) 様式の検討

- ・総務省が取りまとめた「経営戦略策定・改定マニュアル」の雛形様式、他都市の経営戦略（経営計画を含む。）の目次体系や記載内容等の策定事例の整理、経営戦略の実施状況等を検証し把握する方法の検討を踏まえ、本市経営戦略における様式及び記載事項を整理する。

b) 経営戦略の策定

- ・様式の検討結果をもとに、「第●次●市公共下水道事業経営戦略（仮称）」として、市民及び議会等へ公表を前提に、簡潔かつ明瞭で、図表及びイラストを使用し分かりやすく取りまとめる。

(3) 提出図書

提出図書（成果物）の提出部数は、【表 5-21】に示すとおりとする。

【表 5-21】提出図書（成果物）

図書名		形状寸法・提出部数
①	下水道事業経営戦略概要版	A 4 判、2 部
②	下水道事業経営戦略報告書	A 4 判、2 部、配布用冊子 50 部
③	打合せ議事録	A 4 判、2 部
④	その他関連資料	原稿一式

⑤	上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R、2 枚
---	------------	-------------------

(4) 照査事項

(ア)乙は、第5章5-2(3)の照査に加えて、業務全般にわたり以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 基本条件の確認内容について
- ② 業務計画（計画方針及び検討手法）の妥当性
- ③ 必要ナリスト・検討書・計画書の整理状況
- ④ 計画期間、収支均衡の考え方
- ⑤ 投資及び財源の将来予測と収支ギャップの解消の考え方
- ⑥ 実現可能な方策(広域連携、民間活用、組織・人材 等)
- ⑦ 経営戦略の公開

5-5-10. 下水道総合地震対策計画（第●回）策定業務

本下水道総合地震対策計画（第●回）策定業務は、「5-5-2. 下水道総合地震対策計画（第●回）策定業務」に記載の「第●回」を「第●回」に読み替えて、同業務の(2)～(4)及び下記(1)と(5)について実施するものとする。

(1) 業務概要

(ア)業務の目的

本業務は、第5章の5-5-3で策定する下水道総合地震対策計画（第●回）を踏まえて、令和●～●年度に実施した耐震対策事業の実績を反映した下水道総合地震対策計画（第●回）を策定するものである。

(イ)業務対象

5-5-2(1)(イ)の①～④と同様とする。また、本業務では下記⑤、⑥とする。

- ⑤ 設計条件： 設計条件は、別途示すとおりとする。
- ⑥ 計画期間： 令和●～●年度の5年間

(5) 補足事項

(ア)その他特記事項

- ① 下水道総合地震対策計画（第●回）の申請は令和●年●月●日までに実施し、令和●年●月●日までに承認を得るものとする。
- ② 過年度の耐震診断結果や耐震補強詳細設計内容、地震対策工事内容等を把握・整理し、本計画へ反映するものとする。
- ③ 令和●年●月●日までにストックマネジメント計画（第●回）の申請を予定していることから、本計画内容と施設・設備の重複が無いよう十分な整合を図り、効率的な事業実施計画となるよう留意するものとする。

5-5-11. スtockマネジメント計画（第●回）策定業務

本ストックマネジメント計画（第●回）策定業務は、「5-5-5. スtockマネジメント計

画（第●回）策定業務」に記載の「第●回」を「第●回」に読み替えて、同業務の（２）～（４）及び下記（１）と（５）について実施するものとする。

（１）業務概要

（ア）業務の目的

本業務は、第５章の５－５－４で見直したストックマネジメント実施方針、５－５－６で策定するストックマネジメント計画（第●回）を踏まえて、令和●～●年度に実施したストックマネジメント事業の実績を反映したストックマネジメント計画（第●回）を策定するものである。

（イ）業務対象

- ① 対象事業： 公共下水道事業
- ② 委託箇所： ●市全域
- ③ 対象施設： 浄化センター：●箇所、
建屋ポンプ場：●箇所
マンホールポンプ：●箇所、
排水樋管：●箇所
対象施設の詳細は、別途示すとおりとする。
- ④ 設計条件： 設計条件は、別途示すとおりとする。
- ⑤ 計画期間： 令和●～●年度の５年間

（５）補足事項

（ア）その他特記事項

- ① 下水道ストックマネジメント計画（第●回）の申請は令和●年●月●日までに実施し、令和●年●月●日までに承認を得るものとする。
- ② 過年度に実施した日常・定期点検結果や改築実施設計内容、修繕・改築工事内容等を把握・整理し、本計画へ反映するものとする。
- ③ 令和●年●月●日までに下水道総合地震対策計画（第●回）の申請を予定していることから、本計画内容と施設・設備の重複が無いよう十分な整合を図り、効率的な事業実施計画となるよう留意するものとする。
- ④ 下水道ストックマネジメント計画（第●回）で予定していた施設・設備の対策（更新／長寿命化）が何らかの理由で実施されなかった場合、当該施設・設備を本業務の対象施設・設備として再検討（実施できなかった原因を明確にし、対策検討等）するものとする。

５－５－12. 改築実施設計業務（第●回分）

本改築実施設計業務（第●回分）は、「５－５－７. 改築工事施工監理業務（第●回分）」に記載の「第●回分」を「第●回分」に読み替えて、同設計業務の（２）～（３）及び下記（１）と（５）について実施するものとする。

（１）業務概要

（ア）業務の目的

本業務は、●市公共下水道事業のストックマネジメント計画（第●回）に定める対象施設について、工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

（イ）業務対象

- ① 対象事業： 公共下水道事業
- ② 委託箇所： ●市全域
- ③ 対象施設： 浄化センター：●箇所、
建屋ポンプ場：●箇所
マンホールポンプ：●箇所
対象施設の詳細は、別途示すとおりとする。
設計条件： 設計条件は、別途示すとおりとする。

（５）補足事項

（ア）その他特記事項

- ① 設計対象施設のダウンサイジングを含めた最適な施設規模となるよう検討を行い、甲と協議を実施した上で施設規模を決定するものとする。
- ② 本業務は、中央監視と連携した動作確認、総合地震対策計画との整合、各設備の連携等について、手戻りの無い計画・設計に留意するものとする。
- ③ 乙は、甲の改築工事発注スケジュールを踏まえ、円滑に工事発注が執行できるよう、対象施設の改築実施設計を完了させ、工事発注に必要な図書を提出するものとする。
- ④ 改築実施設計業務（第●回分）は、令和●～●年度に実施する改築事業を対象としているため、各年次計画に合わせて逐次設計を完了するものとする。

5-5-13. 改築工事施工監理業務（第●回分）

本改築工事施工監理業務（第●回分）は、「5-5-8. 改築工事施工監理業務（第●回分）」に記載の「第●回分」を「第●回分」に読み替えて、同施工監理業務の（２）～（４）及び下記（１）と（５）について実施するものとする。

（１）業務概要

（ア）業務の目的

本業務は、●市公共下水道事業の下水道ストックマネジメント計画（第●回）に定めた改築（更新、長寿命化）対象施設の内、建築附帯設備（機械、電気）、機械設備および電気設備の改築工事（更新工事、長寿命化工事）の施工監理を行い、改築工事の適切な進捗と品質を確保することを目的とする。

（イ）業務対象

- ① 対象事業： 公共下水道事業
- ② 委託箇所： ●市全域
- ③ 対象施設： 浄化センター：●箇所
建屋ポンプ場：●箇所
マンホールポンプ：●箇所
対象施設の詳細は、別途示すとおりとする。

④ 業務条件： 設計条件は、【表5-22】および別途示すとおりとする。

【表 5-22】施工監理条件

工種	業務対象 基準工事額 (千円)	委託業務 タイプ	業務形態	対象工事種別	予定工事期間
土木	—	—	—	—	—
建築	—	—	—	—	—
建築機械設備	●	タイプ●	非常駐監理	更新工事	令和●～●年度
建築電気設備					
機械	●	タイプ●	常駐監理	更新工事	令和●～●年度
電気	●	タイプ●	常駐監理	更新工事	令和●～●年度

第6章 既存施設等の確認

6-1. 事業開始に伴う既存施設等の確認

(1) 甲による準備

(ア) 甲は、既存施設等の確認に必要な、既存施設等の設置年数、機能、仕様、数量、修繕・故障等の履歴等を網羅した情報及びその他台帳並びに関連図書類（以下「設備管理台帳等」という。）を準備し、乙に提供又は閲覧させるものとする。

(イ) 甲及び乙は、既存施設の確認を開始する前に、実施日程やその他必要事項について、甲と打合せを行うものとする。

(2) 既存施設等の確認対象

既存施設等の確認対象は、別途示す各個別表記載の設備機器及び装置（以下「設備等」という。）とするが、確認対象とする設備等の決定については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(3) 確認の方法

(ア) 乙は、甲立ち合いの上で、前(1)(ア)の設備管理台帳等の情報及び現地において、既存施設等の健全性（本業務を実施する上で、既存施設等が通常の施設運営を行うことができる機能・性能等を有し、著しい損傷がない状態であること。）を確認するものとする。

(イ) 既存施設等の確認が困難又は健全性が判断できないときの措置については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(4) 確認結果及び保管

(ア) 乙は、前(3)の確認を終了した時は、速やかに確認結果を「事業開始前既存施設等健全性確認報告書」としてまとめ、甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。なお、「事業開始前既存施設等健全性確認報告書」の内容等については、契約締結後速やかに、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。なお、「事業開始前既存施設等健全性確認報告書」の目次構成は、「水道施設」、「下水道施設」及び「農集施設」とするものとする。

(イ) 甲及び乙は、前(ア)の「事業開始前既存施設等健全性確認報告書」を、それぞれ契約終了日まで保管するものとする。なお、(5)に定める契約不適合があるときは、当該措置の結果を反映させたものを保管するものとする。

(5) 契約不適合に対する措置

乙は、前(3)による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、契約書第26条第4項の定めに従うものとする。

6-2. 契約終了（事業期間満了）に伴う既存施設等の確認

(1) 乙による事前確認

(ア) 乙は、事業期間終了日の60日前までに、既存施設等の健全性について確認を行い、その結果をまとめ、「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」として、甲に提出するものとする。

(イ) 乙は、既存施設の確認を開始する前に、実施日程やその他必要事項について、甲と協議を行うものとする。

(ウ)確認対象は、「6-1. (4) (ア)」の「事業開始前既存施設等健全性確認報告書」に記載の設備等を基本とするが、事業期間中に追加された設備等がある場合は当該設備等を含め、撤去及び休止している設備等がある場合は除くものとする。また、甲の特段の指示ある設備等については、その指示に従うものとする。

(2) 確認の方法

甲は、前(1)の「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」を受理したときは、事業期間終了日までに乙立ち合いの上、次に掲げる方法で、「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」の記載内容について、確認を行う。

(ア)前(1)(ア)により健全性が確認できないときは、現地にて目視、設備等の運転その他により、確認を行うものとする。

(イ)既存施設等の確認が困難又は健全性が判断できないときの措置については、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(3) 確認結果及び保管

(ア)乙は、前(2)の甲による確認が終了した時は、速やかに確認結果を前(1)(ア)の「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」に反映させ、「最終版 事業終了時既存施設等健全性確認報告書」として甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。なお、「事業終了時既存施設等健全性確認報告書」の目次構成は、「水道施設」、「下水道施設」及び「農集施設」とするものとする。

(イ)甲及び乙は、前(ア)の「最終版 事業終了時既存施設等健全性確認報告書」を、それぞれ契約終了日から1年を経過する日まで保管するものとする。なお、(4)に定める契約不適合があるときは、当該措置の結果を反映させたものを保管するものとする。

(4) 契約不適合に対する措置

甲は、前(2)による確認の結果、既存施設等に重大な契約不適合があるときは、契約書第86条第3項の定めに従うものとする。

6-3. 契約解除に伴う既存施設等の確認

(1) 乙による事前確認

「6-2. (1) (ア)」に記載する「事業期間終了日の60日前までに」を「甲及び乙が協議の上、定めた日までに」と読み替え、「6-2. (1)」を適用するものとする。

(2) 確認の方法

「6-2. (2)」に記載する「事業期間終了日までに」を「甲及び乙が協議の上、定めた日までに」と読み替え、「6-2. (2)」を適用するものとする。

(3) 確認結果及び保管

「6-2. (3) (イ)」に記載する「契約終了日から」を「契約解除により契約が終了した日から」と読み替え、「6-2. (3)」を適用するものとする。

(4) 契約不適合に対する措置

「6-2. (4)」を適用するものとする。

7 章 移行期間の要求水準

7-1. 基本的事項

移行期間における要求水準は、本業務を確実に実施する上で甲及び乙が満たすべき基本的な要件であり、甲と乙の合意によりその効力を得るものである。また、移行期間の具体的内容・手法等は乙の提案によるものとする。なお、移行期間において、乙が実施する内容・方法などに不備又は未完成の部分が生じた場合でも、これをもって、本契約上で乙が負うべき責任を免れることはできない。

7-2. 基本実施計画の策定

(1) 甲及び乙の役割

移行期間における業務引継等は、乙が主体的に実施するものとし、甲又は甲の指定する者は、乙の要求する本件施設の習熟に必要な本件施設の情報等の提供、教育訓練等への協力（指導を含む）及び支援を行うものとする。

(2) 基本実施計画

(ア) 乙は、契約締結日の翌日から業務引継等が実施できる体制を準備するものとする。

(イ) 乙は、本件施設の習熟に必要とする情報及び教育訓練等に係る指導を必要とする事項、その他移行期間に実施する事項等の基本事項をまとめ、契約締結日の翌日から、速やかに基本実施計画を作成し、甲に提出するものとする。

(ウ) 甲及び乙は、乙が提出した基本実施計画について、速やかに検討・協議の上、基本実施計画を決定し、この計画に基づいて、甲又は甲の指定する者及び乙は、本件施設の情報等の把握及び教育訓練等の実施又は協力（指導を含む）又は支援を行うものとする。

(エ) 基本実施計画に変更があるときは、変更当事者が速やかに、相手方に通知するものとする。

7-3. 実施内容

移行期間の主目的は、乙の本件施設に関する習熟とする。乙は、移行期間において本業務の実施に関し、必要な本件施設の情報等の把握及び教育訓練等を行うものとし、甲又は甲の指定する者は乙が行う本件施設の情報等の把握及び教育訓練等に、協力（指導を含む）及び支援するものとする。

(1) 本件施設の運転スキル等の習得

- ① 完成図書、設計図書及び現地等による本件施設能力、設備機能・仕様等の把握
- ② 施設配置図、平面図及び現地等による本件施設の設備機器の位置等の把握
- ③ 計装プロセスフロー、施設プロセスフロー等による自動化の程度、制御システム・運転操作方法などの把握
- ④ 過去の配水量・流入下水量等の実績(時間毎、月毎、季節毎等の年間実績)による、本件施設の水量に係わる特性の把握
- ⑤ 過去の故障内容や頻度、整備状況、異常時の対応措置等の把握
- ⑥ 水道施設及び下水道施設の水質変動及びデータ実績、処理工程における水質実績、配水水

質、放流水質の変動及びデータ実績による本施設の処理特性の把握

- ⑦ 水質検査項目、採水場所、頻度等の把握
 - ⑧ 配水系統図等による給水区域の特性についての把握
 - ⑨ 下水管路系統図等による下水処理区域の特性についての把握
 - ⑩ その他、甲又は乙が必要とする事項
- (2) 本業務の実施に関する整備等
- ① 第Ⅰ期及び第Ⅱ期事業期間の期毎における5箇年事業実施計画書、5箇年修繕計画書
 - ② 事業期間における緊急時対応計画書の策定
 - ③ 事業開始年度における事業実施計画書、修繕計画書の策定
 - ④ 業務報告に関する書式の作成
 - ⑤ 緊急時対応、運転操作などに関するマニュアルの作成
 - ⑥ その他、甲又は乙が本業務実施上で必要とする事項

7-4. 実施体制（甲及び乙の体制）

移行期間における実施体制は、以下を適用する。

(1) 甲の体制

(ア) 業務実施体制

甲の体制は、現行体制を維持するものとする。

(イ) 教育指導体制

教育指導は、移行期間（契約締結日の翌日から令和●年●月●日までの間）は、甲又は甲が指定する者が実施するものとする。

(2) 乙の体制

(ア) 業務実施体制

乙は、提案した勤務体制など、基本実施計画に基づいた業務引継等が実施できる体制を準備するものとする。

(イ) 教育訓練体制

乙は、移行期間中に「7-3.(1)」に記載の事項、その他必要な事項について習得し、移行期間終了日から本業務を履行できるよう教育訓練体制等を準備するものとする。

(3) 移行期間の延長等

(ア) 乙は、移行期間中に本業務の全部又は一部の履行に必要な事項の習得が困難なときは、移行期間終了日の7日前までに、その事由及び延長期間等を明らかにした上で、「7-2.

(2)」の基本実施計画の変更計画を附して、甲に移行期間の延長を申し出ることができるものとする。

(イ) 甲は、乙による本業務の全部又は一部の移行期間の延長の申し出について、合理的かつ正当な事由があると認めるときは、本業務の全部又は一部の移行期間の延長を承諾するものとする。この場合、事業開始が遅延することで、甲に増加費用又は損害が生じるときは、乙が負担するものとする。その額は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

- (ウ) 甲は、本業務の全部又は一部の移行期間を延長したときの当該年度の委託料については、事業開始日から延長期間の終了日までの日数に応じた額を、契約書別記 1 の当該事業区分において、当該年度に記載する「施設管理経費」から差し引いて、支払うものとする。なお、当該額の算定方法については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。
- (エ) 乙の移行期間の延長の申し出に、合理的かつ正当な事由がなく、本業務が不履行となる恐れがあるときの措置は、契約書第 79 条の定めによるものとする。

7－5. その他

移行期間の実施にあたって疑義がある場合は、甲及び乙は、相互に協力し、誠意を持ってこれを解決するものとする。

第8章 施設改良等

8-1. 本件施設の一部の変更又は改良等

(1) 乙は、本業務を効果的かつ効率的に実施するため、契約書第 39 条第 1 項に基づき、本件施設の一部について変更又は改良等を行うことができるものとする。乙は、本件施設の一部について変更又は改良等を行う場合、次に示す事項について記載した変更又は改良等実施計画（以下「施設改良等実施計画」という。）を甲に提出するものとする。なお、本件施設の一部の変更又は改良等と同時に、「8-2. (1)」に記載する設備設置を行う場合は、施設改良等実施計画に含めるものとする。

(ア) 変更又は改良等を行う対象部分の名称又は場所、変更又は改良等が必要な理由、想定される効果等

(イ) 変更又は改良等に関する図面（平面図、立面図、断面図等）

(ウ) 変更又は改良等に関する実施工程計画

(2) 前 (1) の施設改良等実施計画は、施設改良等を実施する日の 30 日前までに提出するものとし、甲は、この計画を受理したときは、速やかに、乙と協議した上で、施設改良等を実施する日の 10 日前までに施設改良等実施計画について可否を決定するものとする。

(3) 乙は、本件施設の一部の変更又は改良等が終了したときは、その終了日の翌日から 10 日以内に、変更又は改良等の工事写真、施工図面その他必要事項について、実施報告書を作成し、甲の承認を得るものとする。なお、実施報告書は 2 部作成し、甲及び乙が、それぞれ各 1 部を、事業期間終了日まで保管するものとする。

(4) 本件施設の一部の変更又は改良等の実施により、要求水準書に変更が生じるとき、要求水準書の変更により、甲又は乙に費用の変更又は損害が生じたときの措置は、契約書第 41 条、第 42 条の定めるところによるものとする。

(5) 改良施設等の撤去等に関する原状復旧

契約書第 87 条の定めるところにより、変更又は改良等を実施した部分の原状に復したことの確認は、変更又は改良等実施計画及び実施報告書に基づいて行うものとする。

8-2. 本件施設への設備の設置

(1) 乙は、本業務を効果的かつ効率的に実施するため、契約書第 39 条第 2 項に基づき本件施設に設備を設置することができる。乙は、本件施設に設備を設置しようとするときは、次に示す事項について記載した設備設置実施計画を甲に提出するものとする。

(ア) 設置する設備の名称及び設置場所、設備の設置が必要な理由、想定される効果等

(イ) 設置する設備に関する図面（設備仕様、組立図、機器断面図、機器位置図等）

(ウ) 設備の設置に関する設置工程計画

(2) 前 (1) の設備設置実施計画は、設備設置を実施する日の 30 日前までに提出するものとし、甲は、この計画を受理した時は、速やかに、乙と協議した上で、設備設置を実施する日の 10 日前までに設備設置実施計画について可否を決定するものとする。

(3) 乙は、当該設備の設置が終了したときは、その終了日の翌日から 10 日以内に設置に関す

る工事写真、施工図面その他必要事項について実施報告書を作成し、甲の承認を得るものとする。
なお、実施報告書は2部作成し、甲及び乙が、それぞれ各1部を、事業期間終了日まで保管するものとする。

(4) 本件施設に当該設備を設置することにより、要求水準書に変更が生じたとき、要求水準書の変更により、甲又は乙に費用の変更又は損害が生じた場合の措置は、契約書第41条、第42条の定めるところによるものとする。

(5) 設置設備の撤去等に関する原状復旧

契約書第87条に定めるところにより、本件施設への設備を設置した部分の原状に復したことの確認は、設備設置実施計画及び実施報告書に基づいて行うものとする。

第9章 業務報告書類に関する事項

9-1. 業務日報

乙は、業務日報を作成し、本件施設に備えるとともに、契約書第51条に定めるところにより、甲に提出するものとする。

(1) 業務日報の内容

乙は、【表 9-1】から【表 9-3】及び現状の報告書に示す内容を最低限として、業務日報を作成するものとする。なお、業務日報は「水道施設」、「下水道施設」及び「農集施設」について個別に作成し、「農集施設」の業務日報は、当該実施日毎に甲に提出するものとする。

(2) 業務日報の改善等

乙は、【表 9-1】から【表 9-3】に示す業務日報の内容について、必要があるときは甲の意見を聞いて、その内容、提出方法等を改善するものとする。

(3) 業務日報の様式等

乙は、業務日報の内容を踏まえ、事業実施計画書に業務日報の様式を添付するものとし、甲と乙は、これを基に協議し、業務日報の記載事項を含め様式を定めるものとする。

9-2. 月間業務報告書

乙は、【表 9-4】から【表 9-6】及び現状の報告書に示す内容を最低限として月間業務報告書を作成し、「契約書第52条第1項(1)号」に定めるところにより、甲に提出するものとする。なお、月間業務報告書は「水道施設」、「下水道施設」及び「農集施設」の目次を作成し、「●市上下水道施設管理等包括業務委託月間業務報告書」として、一括で提出するものとする。

9-3. 年間業務報告書

乙は、【表 9-7】から【表 9-9】及び現状の報告書に示す内容を最低限として、年間業務報告書を作成し、「契約書第52条第1項(2)号」に定めるところにより、甲に提出するものとする。なお、年間業務報告書は「水道施設」、「下水道施設」及び「農集施設」の目次を作成し、「●市上下水道施設管理等包括業務委託年間業務報告書」として、一括で提出するものとする。

9-4. 業務報告書の改善等

乙は、【表 9-4】から【表 9-9】に示す月間業務報告書及び年間業務報告書の内容等について、必要があるときは甲の意見を聞いて、その内容等を改善するものとする。

9-5. 報告書の構成等

(1) 月間業務報告書

乙は、月間業務報告書の内容を踏まえ、事業実施計画書に月間業務報告書の構成等を添付するものとする。甲及び乙は、これを基に双方協議により、月間業務報告書の記載事項を含め構成等を定めるものとする。

（２）年間業務報告書

乙は、年間業務報告書の内容を踏まえ、事業実施計画書に年間業務報告書の構成等を添付するものとする。甲及び乙は、これを基に双方協議により、年間業務報告書の記載事項を含め構成等を定めるものとする。

【表 9-1】水道施設 業務日報の内容

報告の種類		報告の概要
01	主要データ (右データを含む)	① 受水量、配水量、配水圧力 ② 電力量、主要薬品使用量 ③ 水質データ ・ 県水受水に関連する主要な水質データ ・ 管末の残留塩素濃度 ・ 送出し残留塩素濃度 ④ 上記データの前日、前年同日の測定値を併記
02	業務実施概要	実施した業務とその概要
03	特記事項	特に報告すべき事項（異常報告など）

【表 9-2】下水道施設 業務日報の内容

報告の種類		報告の概要
01	主要データ (右データを含む)	① 総流入量、総風量、放流量 ② 脱水処理量、発生ケーキ量、種別毎契約毎搬出・処分量 ③ 電力量、主要薬品使用量 ④ 水質データ ・ 処理プロセス毎の主要水質測定値 ・ 主要放流水質測定値と水質基準値 ⑤ 上記データの前日、前年同日の測定値を併記
02	業務実施概要	実施した業務とその概要
03	特記事項	特に報告すべき事項（異常報告など）

【表 9-3】農集施設 当該日の業務日報の内容

報告の種類		報告の概要
01	主要データ (当日における右データを含む)	① 総流入量、放流量 ② 汚泥引抜量、汚泥搬出量 ③ 電力量、主要薬品使用量 ④ 水質データ ・ 処理プロセス毎の主要水質測定値 ・ 主要放流水質測定値と水質基準値 ⑤ 上記データの前回当該日、前年同月平均の測定値を併記
02	業務実施概要	当日に実施した業務とその概要
03	特記事項	特に報告すべき事項（異常報告など）

【表 9-4】水道施設 月間業務報告書の内容

報告の種類		報告の概要
01	処理状況報告	当該月における水道施設状況の説明
02	業務実施概要	以下のデータを含み、月報データ集計表として整理する。 ① 月間受水量、配水量 ② 時間毎受水量、配水量 ③ 薬品使用量 ④ 主要設備運転時間 ⑤ 配水管理局の水質データ、電力量 ⑥ 水質データ ・ 県水水質、配水水質 ・ 末端水質検査 ・ その他実施した水質分析データ
03	業務実績	① 当該年間事業実施計画書及び年間修繕計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績 ② 予定外業務の実績
04	報告書綴り	① ●配水場日常・巡視点検報告 ② 電話対応報告 ③ 場外施設巡回点検報告 ④ 定期設備点検報告 ⑤ 定期修繕実施報告、突発修繕実施報告 ⑥ 故障・異常等緊急時対応報告 ⑦ 調達実績報告 ⑧ その他必要な報告
05	特記事項	当該月において、特に報告すべき事項

【表 9-5】下水道施設 月間業務報告書の内容

報告の種類		報告の概要
01	処理状況報告	当該月における下水処理施設状況の説明
02	業務実施概要	以下のデータを含み、月報データ集計表として整理する。 ① 月間総流入量、総風量、放流量 ② 時間毎流入水量、系列毎送風量 ③ 生污泥引抜量、余剰污泥抜量、消化槽投入・引抜量 ④ 脱水処理量、発生ケーキ量、種別毎契約毎搬出・処分量 ⑤ 設備毎電力量、薬品毎使用量、水道使用量 ⑥ 主要設備運転時間 ⑦ 中継ポンプ場の主要運転データ ⑧ マンホールポンプ場の運転時間・電力量データ ⑨ 水質データ ・ 流入水質、処理プロセス毎水質 ・ 反応槽水質 ・ 放流水質 ・ 污泥分析 ・ その他実施した水質分析データ
03	業務実績	① 当該年間事業実施計画書及び年間修繕計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績 ② 予定外業務の実績
04	報告書綴り	① 浄化センター日常・巡視点検報告 ② 中継ポンプ場巡回点検報告 ③ マンホールポンプ場巡回点検報告 ④ 定期設備点検報告 ⑤ 定期修繕実施報告、突発修繕実施報告 ⑥ 故障・異常等緊急時対応報告 ⑦ 調達実績報告 ⑧ その他必要な報告
05	特記事項	当該月において、特に報告すべき事項

【表 9-6】農集施設 月間業務報告書の内容

報告の種類		報告の概要
01	処理状況報告	当該月における下水処理施設状況の説明
02	業務実施概要	以下のデータを含み、月報データ集計表として整理する。 ① 月間総流入量、放流量 ② 時間毎流入水量 ③ 汚泥引抜量、汚泥搬出量 ④ 設備電力量、薬品使用量、水道使用量 ⑤ 主要設備運転時間 ⑥ マンホールポンプ場の運転時間・電力量データ ⑦ 水質データ ・ 処理プロセス毎の水質、流入水質 ・ 回分槽水質 ・ 放流水質 ・ 汚泥分析 ・ その他実施した水質分析データ
03	業務実績	① 当該年間事業実施計画書及び年間修繕計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績 ② 予定外業務の実績
04	報告書綴り	① 巡回点検報告 ② マンホールポンプ場巡回点検報告 ③ 定期設備点検報告 ④ 突発修繕実施報告 ⑤ 故障・異常等緊急時対応報告 ⑥ 調達実績報告 ⑦ その他必要な報告
05	特記事項	当該月において、特に報告すべき事項

【表 9-7】 水道施設 年間業務報告書の内容

報告の種類		報告の概要
01	処理状況報告	当該年における水道施設状況の説明
02	業務実施概要	以下のデータを含み、月報データ集計表として整理する。 ① 年間受水量、配水量 ② 月間毎受水量、配水量 ③ 薬品使用量 ④ 主要設備運転時間 ⑤ 配水管理局の水質データ、電力量 ⑥ 水質データ ・ 県水水質、配水水質 ・ 末端水質検査 ・ その他実施した水質分析データ
03	業務実績	① 当該年間事業実施計画書及び年間修繕計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績 ② 予定外業務の実績
04	報告書綴り	① ●配水場日常・巡視点検報告 ② 電話対応報告 ③ 場外施設巡回点検報告 ④ 定期設備点検報告 ⑤ 定期修繕実施報告、突発修繕実施報告 ⑥ 故障・異常等緊急時対応報告 ⑦ 調達実績報告 ⑧ その他必要な報告
05	特記事項	当該年において、特に報告すべき事項

【表 9-8】下水道施設 年間業務報告書の内容

報告の種類		報告の概要
01	処理状況報告	当該年における下水処理施設状況の説明
02	業務実施概要	以下のデータを含み、月毎に年報データ集計表として整理する。 ① 総流入量、総風量、放流量 ② 月毎流入水量、系列毎送風量 ③ 生污泥引拔量、余剰污泥抜量、消化槽投入・引拔量 ④ 脱水処理量、発生ケーキ量、種別毎契約毎搬出・処分量 ⑤ 設備毎電力量、薬品毎使用量、水道使用量 ⑥ 主要設備運転時間 ⑦ 中継ポンプ場の主要運転データ ⑧ マンホールポンプ場の運転時間・電力量データ ⑨ 水質データ ・ 流入水質、処理プロセス毎水質 ・ 反応槽水質 ・ 放流水質 ・ 污泥分析 ・ その他実施した水質分析データ
03	業務実績	① 当該年間事業実施計画書及び年間修繕計画書に基づいて当該年に予定した業務毎の実績 ② 予定外業務の実績
04	報告書綴り	① 浄化センター日常・巡視点検報告 ② 中継ポンプ場巡回点検報告 ③ マンホールポンプ場巡回点検報告 ④ 定期設備点検報告 ⑤ 定期修繕実施報告、突発修繕実施報告 ⑥ 故障・異常等緊急時対応報告 ⑦ 調達実績報告 ⑧ その他必要な報告
05	特記事項	当該年において、特に報告すべき事項

【表 9-9】農集施設 年間業務報告書の内容

報告の種類		報告の概要
01	処理状況報告	当該年における下水処理施設状況の説明
02	業務実施概要	以下のデータを含み、月毎に年報データ集計表として整理する。 ① 年間総流入量、放流量 ② 月毎流入水量 ③ 汚泥引抜量、汚泥搬出量 ④ 設備電力量、薬品使用量、水道使用量 ⑤ 主要設備運転時間 ⑥ マンホールポンプ場の運転時間・電力量データ ⑦ 水質データ ・ 処理プロセス毎の水質、流入水質 ・ 回分槽水質 ・ 放流水質 ・ 汚泥分析 ・ その他実施した水質分析データ
03	業務実績	① 当該年間事業実施計画書及び年間修繕計画書に基づいて当該月に予定した業務毎の実績 ② 予定外業務の実績
04	報告書綴り	① 巡回点検報告 ② マンホールポンプ場巡回点検報告 ③ 定期設備点検報告 ④ 突発修繕実施報告 ⑤ 故障・異常等緊急時対応報告 ⑥ 調達実績報告 ⑦ その他必要な報告
05	特記事項	当該年において、特に報告すべき事項

第10章 モニタリング及び要求水準の未達時等の措置

10-1. 月間の業務実施状況の確認

甲は乙の立会いの上、「水道施設」、「下水道施設」、「農集施設」ごとに、次に掲げる事項により、当該月における業務の実施状況を確認するものとする。

(1) 年間事業実施計画書と月間業務報告書との照合及び確認

年間事業実施計画書と月間業務報告書との照合及び確認は、【表 10-1】の内容について、書面により実施するものとする。

【表 10-1】 月間業務実施状況の確認

書類名称等		確認内容	備考
01	処理状況報告	当該月の運転維持管理の状況についての説明	記載があること
02	運転データ (月報)	運転データの詳細	定められた当該データが記載されていること
		ユーティリティーデータの詳細	定められた当該データが記載されていること
		その他運転管理上のデータの詳細	その他データの実績があるときは、そのデータが記載されていること
03	水質データ (月報)	水処理プロセス毎の水質分析データの詳細	定められた当該データが記載されていること
		汚泥分析に関するデータの詳細	定められた当該データが記載されていること
		その他分析に関するデータの詳細	その他分析の実績があるときは、そのデータが記載されていること
04	業務実績	年間事業実施計画書で当該月に計画した業務毎の実施状況	計画された各業務実績の記載があること
		計画外業務の実施状況	当該月に計画外業務を実施したときは、その実績が記載されていること
05	その他	その他業務実施に関する内容	その他実績の確認

(2) 年間修繕計画書と月間業務報告書との照合及び確認

年間修繕計画書と月間業務報告書との照合及び確認は、【表 10-2】の内容について、書面により実施するものとする。

【表 10-2】 月間修繕実施状況の確認

書類名称等		確認内容	備考
01	修繕実績	年間修繕計画書で当該月に計画した修繕実施状況	計画された修繕実績が記載されていること
		計画外修繕の実施状況	当該月に計画外修繕を実施したときは、その実績が記載されていること

10-2. 年間の業務実施状況の確認

甲は乙の立会いの上、次に掲げる事項により、当該事業年度における業務の実施状況を確認するものとする。

(1) 年間事業実施計画書と年間業務報告書との照合及び確認

年間事業実施計画書と年間業務報告書との照合及び確認は、【表 10-3】の内容について、書面により実施するものとする。

【表 10-3】 年間業務実施状況の確認

書類名称等		確認内容	備考
01	処理状況報告	当該年の運転維持管理の状況についての説明	記載があること
02	運転データ (年報)	運転データの詳細	定められた当該データが記載されていること
		ユーティリティーデータの詳細	定められた当該データが記載されていること
		その他運転管理上のデータの詳細	その他データの実績があるときは、そのデータが記載されていること
03	水質データ (年報)	水処理プロセス毎の水質分析データの詳細	定められた当該データが記載されていること
		汚泥分析に関するデータの詳細	定められた当該データが記載されていること
		その他分析に関するデータの詳細	その他分析の実績があるときは、そのデータが記載されていること
04	業務実績	年間事業実施計画書で当該年に計画した業務毎の実施状況	計画された各業務実績の記載があること
		計画外業務の実施状況	当該月に計画外業務を実施したときは、その実績が記載されていること
05	その他	その他業務実施に関する内容	その他実績の確認

(2) 年間修繕計画書と年間業務報告書との照合及び確認

年間修繕計画書と年間業務報告書との照合及び確認は、【表 10-4】の内容について、書面により実施するものとする。

【表 10-4】 年間修繕実施状況の確認

書類名称等		確認内容	備考
01	修繕実績	年間修繕計画書で当該年度に計画した修繕実施状況	計画された修繕実績が記載されていること
		計画外修繕の実施状況	当該月に計画外修繕を実施したときは、その実績が記載されていること

10-3. 要求水準の未達時の措置

10-3-1. 改善計画書及び改善状況報告の提出

(1) 改善計画書の具備すべき条件

モニタリングの結果、乙が要求水準の未達が判明した場合には、甲は乙に対して、その是正のため、改善措置をとることを通告するものとする。

乙は、改善措置について甲から通告を受けたときは、契約書第 58 条の定めにより、【表 10-5】に示す事項について記載した改善計画書を、甲に提出するものとする。

【表 10-5】 改善計画書の記載事項

記載すべき事項	備考
件 名	要求水準未達の件名
経緯・事由等	要求水準未達に至った経緯・事由
改善措置・対策等	要求水準未達を是正する改善措置・対策等 ※設備的要素が伴う改善策等があるときは、関係する図面を添付すること
改善に係る期日	是正の期限又は期間
その他	その他記載すべき事項

(2) 改善状況に関する報告

乙は、改善計画書について、その実施状況を甲に報告するときは、契約書第 58 条の定めによるほか、次によるものとする。

(ア)改善に係る実施状況報告は、当該改善通告のあった月の翌月より、その実施状況について報告すること。

(イ)改善に係る実施状況は、当該改善通告の件名毎に報告すること。

(ウ)当該月の改善に係る実施状況は、本要求水準書【表9-4】から【表9-6】の表中「05 特記事項」の項に、当該改善に係る件名を記載し報告すること。

(3) 改善計画書の変更及び再提出

甲は、改善計画書の提出後、改善計画書に記載の期限又は期間に至っても要求水準未達が改善されない又は改善の見込みがないと判断したときは、乙に改善計画書の再提出を求めることができるものとする。

この場合、乙が契約書第 59 条の定めるところにより改善計画書の変更及び再提出を行うときの規定は、本項（１）記載の「改善計画書」を「改善計画書の変更又は再提出」、本項（２）記載の「当該改善通告」を「当該改善計画書の変更又は再提出の催告」と読み替え、「改善計画書の変更及び再提出」に適用するものとする。

10-3-2. 委託料の支払い停止

（１）委託料の支払停止の開始

（ア）甲は、再改善計画書に定める期日までに当該要求水準の未達が是正されないときは、契約書第60条に定めるところにより、委託料の支払いを停止することができるものとする。

（イ）甲は、当該委託料の支払停止を通知した日の翌日から通知した日以降の最初の支払期までの間において、乙にその弁明の機会を与えるものとする。

（２）委託料の支払停止の解除

（ア）当該要求水準の未達が是正されたときは、甲は委託料の支払停止を直ちに解除し、停止していた間の委託料を速やかに乙に支払うものとする。

（イ）前（ア）において、甲がやむをえない事情により停止していた委託料を支払うことができない場合は、乙にその事由を明らかにした上で、当該要求水準の未達が是正された日以降の最初の支払期に支払うことができるものとする。

10-3-3. 委託料の減額

当該事業年度毎に、乙の責めに帰すべき事由により、要求水準の未達があったときは、委託料を減額することができるものとする。委託料の減額は、次のとおりとする。なお、減額する額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする

（１）水道施設の要求水準未達

本要求水準書【表 3-2-1】に示す「配水池出口残留塩素濃度」が達成されないときの委託料の減額は、次のとおりとする。

（ア）配水池出口残留塩素濃度の未達があったときは、当該未達が発生した日を 1 回として、1 回につき、次式により算定した額を委託料から減額する。

$$\text{減額する額 } Y_1 \text{ (円)} = K \text{ (円)} \times \{ L / J \} \text{ (日)}$$

J：当該事業年度の総日数

K：契約書別記 1（総括表）の水道事業会計区分における当該事業年度の施設管理経費の税別額（円）

L：当該事業年度の配水池出口残留塩素濃度未達日数。

(2) 下水道施設の要求水準の未達

本要求水準書【表 4-3】に示す「放流水質：BOD、SS」、【表 4-4】に示す「脱水ケーキ含水率」の要求水準が達成されないときの委託料の減額は、次によるものとする。

(ア) 放流水質の未達

放流水質の未達があったときは、当該未達が発生した日を 1 回として、1 回につき、次式により算定した額を委託料から減額する。

$$\text{減額する額 } Y_2 \text{ (円)} = B \text{ (円)} \times \{ C / A \} \text{ (日)}$$

A：当該事業年度の総日数

B：契約書別記 1（総括表）の公共下水道事業会計区分（下水道事業分）における当該事業年度の施設管理経費の税別額（円）

C：当該事業年度の当該放流水質未達日数

(イ) 脱水ケーキ含水率の未達

月平均の脱水ケーキ含水率に未達があったときは、当該未達期間につき、次式により算定した額を委託料から減額する。

$$\text{減額する額 } Y_3 \text{ (円)} = \Sigma \left[T1 - \{ (DS / (100 - Wa)) \} \times 100 \right] \times (Tt + Td)$$

Wa：月平均脱水ケーキ含水率（%）、最小単位を 0.1%とする。

Tt：運搬費単価（円/t）

Td：処分費単価（円/t）

T1：当該月における脱水ケーキ発生量（t）の合計

DS：乾量ベースの当該月脱水ケーキ量（t）

(3) 農集施設の要求水準の未達

要求水準書【表 4-8】に示す「放流水質：BOD、SS」の要求水準が達成されないときの委託料の減額は、次によるものとする。

(ア) 放流水質の未達

放流水質の未達があったときは、当該未達が発生した日を 1 回として、1 回につき、次式により算定した額を委託料から減額する。

$$\text{減額する額 } Y_4 \text{ (円)} = D \text{ (円)} \times \{ C / A \} \text{ (日)}$$

A：当該事業年度の総日数

D：契約書別記 1（総括表）の公共下水道事業会計区分（農業集落排水事業分）における当該事業年度の施設管理経費の税別額（円）

C：当該事業年度の当該放流水質未達日数

(4) 減額の時期

(ア) 上記(1)～(3)における委託料の減額は、当該事業年度の翌年度4月に行うものとする。

(イ) ただし、事業期間満了による契約終了年度においては、契約が終了する最終月に調整するものとし、その調整額については、甲と乙の協議により定めるものとする。なお、契約解除に伴う契約終了における調整の時期及び調整額については、当該契約解除事由等を踏まえ、甲と乙の協議により定めるものとする。

10-4. 委託料の額の調整

乙が実施する本業務の範囲に係る費用は、原則として乙の負担とするが、契約書第67条第2項及び第3項に該当するときは、委託料の額の調整することができる。

10-4-1. 委託料の額を調整する条件

委託料の額を調整する条件は次のとおりとする。

(1) 次の各表に示す当該年度毎の薬品使用量が±●%の範囲を超えたとき。

(ア) 水道施設

【表 10-6】 当該事業年度における条件

令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg

注) 表中の令和●年度から●年度における次塩素酸ソーダ想定使用量の算定ベースとなる日平均配水量は、本業務で策定する水道事業ビジョンにより設定することから、変更する場合がある。

(イ) 下水道施設

【表 10-7】 当該事業年度における条件

令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●Kg

令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●K g
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●K g
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●K g
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●K g
令和●年度次塩素酸ソーダ想定使用量	一年当たり●K g

注) 表中の令和●年度から●年度にける次塩素酸ソーダ想定使用量の算定ベースとなる想定流入下水量は、本業務で改定・策定する下水道経営戦略により設定することから、変更する場合がある。

【表 10-8】 当該事業年度における条件

令和●年度高分子凝集剤想定使用量	一年当たり●K g
令和●年度高分子凝集剤想定使用量	一年当たり●K g
令和●年度高分子凝集剤想定使用量	一年当たり●K g
令和●年度高分子凝集剤想定使用量	一年当たり●K g
令和●年度高分子凝集剤想定使用量	一年当たり●K g
令和●年度高分子凝集剤想定使用量	一年当たり●K g
令和●年度高分子凝集剤想定使用量	一年当たり●K g
令和●年度高分子凝集剤想定使用量	一年当たり●K g
令和●年度高分子凝集剤想定使用量	一年当たり●K g
令和●年度高分子凝集剤想定使用量	一年当たり●K g

注) 表中の令和●年度から●年度にける高分子凝集剤想定使用量の算定ベースとなる想定流入下水量は、本業務で策定等する下水道事業経営戦略により設定することから、変更する場合がある。

(2) 当該月において、【表 10-9】、【表 10-10】に示す条件のいずれかに該当したとき。

(ア) 下水道施設 (●浄化センター)

【表 10-9】 当該月における条件

流入下水水質の月平均が右欄の各水質項目の数値を超えたとき	B O D	●(mg/L)
	S S	●(mg/L)

(イ) 農集施設 (●処理場)

【表 10-10】 当該月における条件

流入下水水質の月平均が右欄の各水質項目の数値を超えたとき	B O D	●(mg/L)
	S S	●(mg/L)

(3) 本件施設の当該施設に係る契約電力が、設備容量の増減により変更があったとき、又は電気料金が改定されたとき。

10-4-2. 委託料の額の調整方法

(1) 10-4-1 (1) に該当するときの調整

(ア) 当該事業年度において、甲が当該薬品の使用状況を適当と認め、且つ、【表10-6】、【表10-7】、【表10-8】に規定する薬品使用量の変動が±●%の範囲を超えたときは、当該薬品について、次式により算出した調整額により当該事業年度の委託料を調整する。なお、調整額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整額（円）} = \left[C_{01} - \{ B_{01} + (B_{01} \times K_{01}) \} \right] \times A_{01}$$

A₀₁：当該年度の当該調達品の単価（円/kg）

B₀₁：当該年度における当該調達物の想定使用量（kg）

C₀₁：当該年度における当該調達物の総使用量（kg）

K₀₁：調整対象外変動率（±●%）

(2) 10-4-1 (2) に該当するときの調整

(ア) 下水道施設において、【表10-9】に該当するときは、次式により算出した調整額により当該事業年度の委託料を調整する。なお、調整額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整額（円）} = A_{02} \times (C_{02} / B_{02}) \times K_{02}$$

A₀₂：契約書別記1（総括表）の公共下水道事業会計区分（下水道事業分）における当該事業年度の施設管理経費の税別額（円）

B₀₂：当該事業年度の対象回数：当該事業年度の当該水質検査回数

K₀₂：【表 10-11】の当該超過水質範囲毎の係数

C₀₂：当該事業年度で【表 10-9】の当該水質を超えた回数

【表 10-11】 超過水質における係数

【表 10-9】の超過水質範囲	係数
10%未満のとき	●
10%以上 25%未満のとき	●
25%以上のとき	●

(イ) 農集施設において、【表10-10】に該当するときは、次式により算出した調整額により当該事業年度の委託料を調整する。なお、調整額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整額（円）} = A_{03} \times (C_{03} / B_{03}) \times K_{03}$$

A₀₃：契約書別記 1（内訳表）の公共下水道事業会計区分（農業集落排水事業分）における当該年度の施設管理経費の税別額（円）

B₀₃：当該事業年度の対象回数：当該事業年度の当該水質検査回数

K₀₃：【表 10-12】の当該超過水量範囲毎の係数

C₀₃：当該事業年度で【表 10-10】の当該水質を超えた回数

【表 10-12】 超過水質における係数

【表 10-10】の超過水質範囲	係数
10%未満のとき	●
10%以上 25%未満のとき	●
25%以上のとき	●

10-4-3. 調整の時期

（1）10-4-1（1）（2）に係る調整

【表 10-6】から【表 10-10】に該当する当該事業年度における額の調整の時期は、当該事業年度の翌年度 4 月に調整するものとする。ただし、事業期間満了による契約終了年度においては、契約が終了する最終月に調整するものとし、その調整額については、甲と乙の協議により定めるものとする。なお、契約解除に伴う契約終了における調整の時期及び調整額については、当該契約解除事由等を踏まえ、甲と乙の協議により定めるものとする。

（2）10-4-1（3）に係る調整

電力料金単価が変更されたときは、変更があった当該事業年度の翌年度 4 月に調整するものとする。

ただし、事業期間満了による契約終了年度においては契約が終了する最終月に調整し、その調整額については、甲と乙の協議により定める。なお、契約解除に伴う契約終了における調整の時期及び調整額については、当該契約解除事由等を踏まえ、甲と乙の協議により定めるものとする。

10-5. 中間総合評価

契約書第 57 条に定める中間総合評価は、甲及び乙が立会いの下、次のとおり行うものとする。

（1）重大な契約違反等の確認

（ア）甲は、乙が第 I 期事業期間を通じて、次に示す各事項のいずれにも該当しないことを確認するものとする。

- ① 乙が、甲に提出している各種報告書に重大な虚偽の記載がないこと。
- ② 乙の責めにより、第三者に損害を与えるような処理停止等を招く重大な契約不適合がないこと。
- ③ 乙の責めにより、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えていないこと。
- ④ 乙の役員等（乙の役員若しくはその支店及び営業所を代表する者）又は使用人（乙の使用人で役員等以外の者）が甲の職員又は他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑によ

- る逮捕や公訴を提起されていないこと。
- ⑤ 重大な法令違反、再委託先への支払い代金の全部の不払いなど、不正又は不誠実な行為がないこと。
- ⑥ 前⑤までのほか、「●市工事等の契約に係る指名停止等措置要領別表第1又は別表第2」に該当していないこと。
- (イ) 前(ア)の確認の結果、前(ア)①から⑥のいずれかに該当することが確認されたときは、契約書第79条第1項(4)号の定めに従うものとし、次項(2)の確認は行わないものとする。
- (2) 重要な要求水準の達成状況の確認
- (ア) 甲は、本業務において乙が保証すべき各水質項目（【表 10-13】に示す各水質項目）の達成状況について確認するものとする。
- (イ) 乙は、【表 10-13】に示す各水質項目の達成率を事業年度毎に算定し、当該年間業務報告書（【表 10-3】05）に記載するものとする。なお、令和●年度については、中間総合評価を実施する日が含まれる月の前月度までの達成率を算定し、中間総合評価を実施する日の10日前までに甲に報告するものとする。
- (ウ) (ア)の確認の結果、第Ⅰ期事業期間を通じた達成率が●%未満の水質項目が一つ以上確認されたときは、契約書第79条第1項(4)号の定めに従うものとする。

【表 10-13】水質項目達成率の確認

項目	評価方法	評価
●配水場 配水池出口残留塩素濃度	第Ⅰ期事業期間を通じた達成率	達成率●%以上
●浄化センター 放流水：BOD、SS	第Ⅰ期事業期間を通じた達成率 達成率は当該水質項目毎	当該水質項目毎に 達成率●%以上
●浄化センター 脱水ケーキ含水率	第Ⅰ期事業期間を通じた達成率	達成率●%以上
●処理場 放流水：BOD、SS	第Ⅰ期事業期間を通じた達成率 達成率は当該水質項目毎	当該水質項目毎に 達成率●%以上
令和●年度～令和●年度 $\text{達成率 } A_1 (\%) = \{(\text{達成回数} \div \text{年間測定回数})\} \times 100$ ・令和●年度 $\text{達成率 } A_2 (\%) = \{(\text{達成回数} \div \text{中間総合評価実施月の前月度までの測定回数})\} \times 100$ $\text{第Ⅰ期事業期間を通じた達成率} (\%) = A_1 + A_2$ 注) 測定回数は分析測定した回数で、計器による測定は含まない。		

(3) 前(1)(2)に示す確認事項は最低限の事項であり、甲は必要に応じて中間総合評価の対象事項を追加することができるものとする。この場合、評価対象とする事項、評価内容・方法等については、乙と協議して定めるものとする。

第11章 危機管理に関する要求水準

11-1. 基本事項

乙は、災害・事故等のリスクを想定して有効な対策を講じておくとともに、災害・事故等が発生した場合には被害を最小限に抑制できるよう、緊急時の対応ができる体制を構築し、適切な対応を行うものとする。

乙が行う危機管理の対象は、本件施設であり、災害又は事故等発生時における役割分担は、その規模に関わらず、原則として、平常時と同じとする。なお、甲及び乙の費用負担等については、契約書第50条の定めに従うものとする。

11-2. 危機管理マニュアルの策定

乙は、災害・事故等の緊急時の対応を定めた危機管理マニュアルを作成し、逐次改定を行うものとする。

(1) 危機管理マニュアルは、水道施設、下水道施設及び農集施設ごとに作成するものとする。ただし、業務内容や対応地域を勘案し、一体として管理することが効率的な場合は、統合して作成することも認めるものとする。

(2) 危機管理マニュアルには、災害・事故等発生時の対応手順、特に初動対応の手順、関係機関等との連絡、応急復旧等の行動手順等を明確に記載するとともに、甲の対応と整合を図るものとする。

(3) 作成及び改定に当たっては、大雨、地震、暴風、洪水、設備事故、テロ対策等の発生する事象を十分想定するものとする。

(4) 乙は、事業開始前までに危機管理マニュアルを甲に提出し、甲と協議の上、甲の承諾を得るものとする。

11-3. 災害・事故等の緊急事態への対応

災害や事故等の発生など緊急事態における対応については、甲及び乙が対応すべき事項など、緊急事態に関する基本負担は、本要求水準書【別紙3】に示すが、具体的な甲及び乙の負担については、乙が提出する緊急時対応計画書を基に、甲と乙が協議により定めるものとする。

11-3-1. 水道施設における緊急対応

(1) 水質異常における対応等

配水水質が水道法の水質基準を満足しないとき又はその恐れがあるときは、甲及び乙は、次の対応等を行うものとする。

(ア) 乙は、当該事象を確認したときは、危機管理マニュアルに基づき、初期対応を行うとともに、直ちに口頭により、その旨を甲に連絡するものとする。

(イ) 甲は、乙から水質異常の連絡を受けたときは、当該状況を確認の上で、速やかに乙と協議し、取るべき対応等を判断し、乙に対応等を指示するとともに、必要に応じて関係機関若しくは住民等に連絡又は周知するものとする。

(ウ)乙は、甲の指示に基づき当該対応等に係る操作等を行うとともに、当該状況について監視し、その状況を逐次、甲に報告するものとする。

(エ)甲は、必要に応じて、当該事象の発生について原因調査を行うものとし、乙は業務履行に支障がない範囲において、これに協力するものとする。

(2) 異常水量における対応等

水道施設の配水圧力が急激に低下したとき又はその恐れがあるときは、甲及び乙は、前(1)(イ)の「水質異常」を「配水圧力異常」に読み替えて、前(1)の(ア)～(エ)の対応等を行うものとする。

(3) 費用負担

前(1)(2)の対応等により、甲又は乙に増加費用が生じたときは、当該事象の発生要因により、次のとおりとする。

(ア)当該事象の発生要因が不可抗力によるときは、契約書第77条の定めによるものとする。

(イ)当該事象の発生要因が乙の責めによらないときは、契約書第50条の定めによるものとする。

(ウ)当該事象の発生要因が乙の責めによるときは、乙の負担とする。

(エ)甲の指示による対応措置に伴い、第三者に損害が生じたときは、契約書第73条の定めによるものとする。

1 1-3-2. 下水道施設及び農集施設における対応等

(1) 流入下水の水質異常における対応等

悪質な下水の流入により、反応槽内生物が死滅する恐れがあるときは、甲及び乙は、次の対応等を行うものとする。

(ア)乙は、当該事象を確認したときは、危機管理マニュアルに基づき、初期対応を行うとともに、直ちに口頭により、その旨を甲に連絡するものとする。

(イ)甲は、乙から悪質下水の流入について連絡を受けたときは、当該状況を確認の上で、乙と協議し、取るべき対応等を判断し、乙に当該対応等を指示するものとする。

(ウ)乙は、甲の指示に基づき当該対応等に係る操作等を行うとともに、当該状況について監視し、その状況を逐次、甲に報告するものとする。

(エ)甲は、必要に応じて、当該事象の発生について原因調査を行うものとし、乙は業務履行に支障がない範囲において、これに協力するものとする。

(2) 放流水質の水質異常における対応等

放流水の水質が水質汚濁防止法若しくは●県条例に定める水質基準を満足しないとき又はその恐れがあるときは、甲及び乙は、前(1)(イ)の「悪質下水の流入について」を「放流水質異常」に読み替えて、前(1)の(ア)～(エ)の対応等を行うものとする。

(3) 異常水量における対応等

下水道施設の浸水又はその恐れが生じたときは、甲及び乙は、前(1)(イ)の「悪質下水の流入について」を「異常流入水量」に、「指示する」を「指示するとともに、必要に応じて関係機関若しくは住民等に連絡又は周知するものとする。」に読み替えて、前(1)の(ア)～(エ)の対応等を行うものとする。

(4) 費用負担

前(1)(2)(3)の対応等により、甲又は乙に増加費用等が生じたときは、当該事象の発生要因により、次のとおりとする。

(ア)当該事象の発生要因が不可抗力によるときは、契約書第77条の定めによるものとする。

(イ)当該事象の発生要因が乙の責めによらないときは、契約書第50条の定めによるものとする。

(ウ)当該事象の発生要因が乙の責めによるときは、乙の負担とする。

(エ)甲の指示による対応措置に伴い、第三者に損害が生じたときは、契約書第73条の定めによるものとする。

第 1 2 章 契約終了時の措置

1 2 - 1. 業務引継書の作成等

(1) 乙は、事業開始後 6 箇月以内に、本件施設の運転方法や留意事項等を記載した引継書（以下「業務引継書」という。）を作成し、契約が終了するまで、本件施設に備えるものとする。乙は、業務引継書を作成したときは、速やかに甲に通知するものとする。

(2) 甲は、いつでも、本件施設において業務引継書を閲覧し、又は乙に対してその内容について説明を求めることができるものとする。

(3) 乙は、業務引継書が最新となるよう必要に応じて、業務引継書の内容を変更するものとし、当該内容を変更したときは、甲に対して、速やかに変更した旨を通知するものとする。

1 2 - 2. 業務引継書の内容

乙は、業務引継書に、次の事項を含むものとするが、本件施設の運転管理、点検上の留意点など、甲又は甲の指定する者が確実に把握できる内容とする。なお、乙は、事業期間を通じて、業務引継書の改訂に努めるものとする。

(1) 施設の運転管理

(ア) 運転管理上で留意すべき事項

(イ) 運転管理上での特別な操作（計装設備、設定器等の調節状況等）

(2) 施設の保守管理

(ア) 保守点検上で留意すべき事項

(イ) 設備装置で留意すべき事項

(3) 災害・事故時等の対応

(4) その他留意事項

(5) 甲は、必要と認めたときは、業務引継書の内容等の追加、変更について、乙に要請することができるものとする。

1 2 - 3. 文書の公開

甲は、甲の業務を行う上で必要が生じたときは、業務引継書の全部又は一部を公開することができるものとする。

この場合、甲は事前に、業務引継書の全部又は一部を公開することについて、乙の意見を聞かなければならないものとする。

1 2 - 4. 業務引継期間等

(1) 事業期間満了に伴う業務引継

(ア) 事業期間満了に伴い契約が終了するときは、乙は、甲の指示に基づいて、事業期間の終了日までに甲又は甲の指定する者に業務引継を行うものとし、その期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日の間を原則とする。

(イ) 業務引継に係る費用は、引継ぎを行う費用は乙が負担し、引継ぎを受ける費用は甲又は甲

の指定する者が負担するものとする。

(2) 契約解除に伴う業務引継

契約解除に伴い契約が終了するときは、当該契約解除事由を踏まえ、業務引継の時期及び費用負担その他必要事項については、甲及び乙が、協議の上で定めるものとする。

12-5. 乙が設置した設備等の譲渡

(1) 契約解除に伴う清算方法

乙が設置した設備等の譲渡を甲が要求した場合において、「契約書第 79 条又は第 80 条」により契約が解除されたとき若しくは第 88 条第 2 項に基づき乙が設置した設備の譲渡を甲が要求した場合の清算方法は、以下によるものとする。

譲渡に関する清算

乙が、設置した設備等を譲渡対象とするときの清算は、次式による。

清算金（円）＝当該譲渡する設備等の設置費用－当該譲渡する設備等の設置費用×0.9×償却率（地方公営企業法施行規則別表第4に掲げる定額法）×設置年数

ただし、当該譲渡する設備等の設置費用は税込みとし、清算金が0円を下回る場合は無償譲渡とする。

別紙 1 甲と乙のリスク・責任等の負担
(略)

別紙2 コンサルタント業務における参考図書
(略)

別紙 3 甲と乙における緊急事態に関する基本負担
(略)

(このページは白紙です)